

る可き石數を欠げば其總額を知るを得ず、小物成夫役等の雜種税は銀納を便とするを以て其割合を台帳に明記す、よりにて理解の便を計り替銀し得べきものは凡て替銀して左に其合計を記述すれば左の如し、

米穀 四万七千五百四十一石八斗五合余 内

御物成、四万二千四百八十七石一斗八升

右附加税、三千六百三十六石九斗二合六勺〇八

上屋敷税、大豆二十石一斗七升九合四勺

井手川除定人夫食米、百二十五石八斗七升二合五勺

種米利足、(二割) 四百九十八石三升六合

御代官給、七百十五俵(四斗二升替)

種豆利足、(二割) 二百四十四石一斗一升

作米利足、(一割二步) 二百二十八石五斗五合二勺 胡麻、元利共若干

銀 百十五貫六百九十六匁五分二厘五毛 内

四色小物成、十五貫七百四十一匁四厘

九色小役並千石夫、七十二貫六百四十七匁一分一厘

本茶並附加税、一貫六百七十六匁七分二厘  
楮、八百九匁五分五厘

苦竹、八貫二百八十七匁五分

役銀、四貫六百四十二匁二分一厘

請銀等、一貫七百目七分八厘

柿澁、十一貫八百九十匁四分一厘五毛

百性役高、八千九百二十七人「銀代未詳」

板役高、百五十八人一步六厘「同斷」

役杉原、四十二束「代銀未詳」

役水主「夫役人」八百五十六人「代銀未詳」

役苦、五千七百六十匁「代銀未詳」

役匏、三千盃「代銀未詳」

以上は經常の歳入なり臨時収入に至りては各年其額を異にするを以て之れを計上する能はず左に掲ぐる一覽表は宇和島領に屬せるものにして現北宇和郡に屬する部分の物成以下を大成郡録に據りて作成したるものなりとす、此の他、各種役銀若くは冥加金なるもの存するは明かな















村名	神	社	佛	閨	鉄砲	戸數
高田村	八幡 二宮					六
岩松村	三島 津島					七
芳原村	大神宮					七
下畑地村	白玉權現 天神					七
上畑村	高知天神 玉場權現					七
上畑地村						七
榎川村	はいたが明神 天神					八
御内村	はいたが明神 金比羅					八
山財村	權現					八
嵐部村	くろまご宮					八
大道村	權現					八
御代川村	三島大明神 荒神					八
秀松村	三社權現					八
岩淵村	見性寺(禪) 瑞光寺、萬願寺(禪)					八
幸路谷村	三社權現					八
野井村	三社權現					八
近家村	白皇權現					八
下灘村	者一玉子					八
祝森村	祇園					八
稗田村	金比羅 左阿天一神					八
寄松村	白皇權現					八
宮下村	三島 一宮					八
川内村	權現、天皇、明見、辨財天					八
毛山村	(一宮) 炊屋大明神、牛頭天、五					八
下山村	三島大明神、新田大明神、和靈神					八
須賀浦	住吉大明神					八
中間村	八幡、春日、派阿、辨財天					八
柿原村	三島、白皇及藏王權現、天、天					八
光満村	天神					八
高申村	(高良) 金子、川上、新田、渡島					八
九島浦	住吉、三島大明神、白皇權現					八
坂下津浦	三島大明神					八

村 勢

閨 鉄砲 戸數

村名	神	社	佛	閨	鉄砲	戸數
高田村	八幡 二宮					六
岩松村	三島 津島					七
芳原村	大神宮					七
下畑地村	白玉權現 天神					七
上畑村	高知天神 玉場權現					七
上畑地村						七
榎川村	はいたが明神 天神					八
御内村	はいたが明神 金比羅					八
山財村	權現					八
嵐部村	くろまご宮					八
大道村	權現					八
御代川村	三島大明神 荒神					八
秀松村	三社權現					八
岩淵村	見性寺(禪) 瑞光寺、萬願寺(禪)					八
幸路谷村	三社權現					八
野井村	三社權現					八
近家村	白皇權現					八
下灘村	者一玉子					八
祝森村	祇園					八
稗田村	金比羅 左阿天一神					八
寄松村	白皇權現					八
宮下村	三島 一宮					八
川内村	權現、天皇、明見、辨財天					八
毛山村	(一宮) 炊屋大明神、牛頭天、五					八
下山村	三島大明神、新田大明神、和靈神					八
須賀浦	住吉大明神					八
中間村	八幡、春日、派阿、辨財天					八
柿原村	三島、白皇及藏王權現、天、天					八
光満村	天神					八
高申村	(高良) 金子、川上、新田、渡島					八
九島浦	住吉、三島大明神、白皇權現					八
坂下津浦	三島大明神					八

覽 ( ? )

男 女 牛 馬 桐 漆 桑 茶 荷船 小舟 網舟 池 鏡



鐵砲村

村名	神	社	佛	開	鐵砲	戸數
國懸浦	住吉大明神					九島浦の内
小池小濱浦	三島大明神					全
廣平浦						全
東三浦						全
四三浦	天神 (三島、白皇、 三島大明神、 七倉)					六〇
上波浦	天神 (三島、白皇、 三島大明神、 七倉)					四六
戸島浦	天神、權現、春日					四
日振浦	天神、基比須、祇園三島、午頭					三三
大浦	天神					三三
奥浦	天神一宮					三三
午之川村	大元、天神、白皇					三三
北川村	午頭天王					三三
奈真村	天神					八七
中之川	梵天帝釋					九八
芝村	山王權現					九
近永村	權現、奧大神					一六
永野市	天神					一六
次郎丸村	河内大明神、八面光神					一七
中之川村	坐玉權現					二七
松丸村	天神一宮					五二
岩熊村	入幡					五二
經谷村	河内、天照、住吉、熊野三社、 午頭、天神、白皇					一一
上家地村	十二社權現、河、權現					二二
延野々村	坐玉權現					六六
小西野々村	大木、白皇					三三
廣見村	大木、白山、午頭					三三
下大野村	河内、山神王					六八
中尾坂村	河内					五三
大宿村	白皇、天照、大神、若宮、 之、明神、ほ、 か、明神					九三
安樂寺(禪)						三三
長樂寺(禪)						三三
長樂寺(禪)						三三
萬福寺(禪)						五五
觀音寺(禪)						五五

村勢

一

鐵砲村

村名	神	社	佛	開	鐵砲	戸數
國懸浦	住吉大明神					九島浦の内
小池小濱浦	三島大明神					全
廣平浦						全
東三浦						全
四三浦	天神 (三島、白皇、 三島大明神、 七倉)					六〇
上波浦	天神、權現、春日					四
戸島浦	天神、基比須、祇園三島、午頭					三三
日振浦	天神					三三
大浦	天神					三三
奥浦	天神一宮					三三
午之川村	大元、天神、白皇					三三
北川村	午頭天王					三三
奈真村	天神					八七
中之川	梵天帝釋					九八
芝村	山王權現					九
近永村	權現、奧大神					一六
永野市	天神					一六
次郎丸村	河内大明神、八面光神					一七
中之川村	坐玉權現					二七
松丸村	天神一宮					五二
岩熊村	入幡					五二
經谷村	河内、天照、住吉、熊野三社、 午頭、天神、白皇					一一
上家地村	十二社權現、河、權現					二二
延野々村	坐玉權現					六六
小西野々村	大木、白皇					三三
廣見村	大木、白山、午頭					三三
下大野村	河内、山神王					六八
中尾坂村	河内					五三
大宿村	白皇、天照、大神、若宮、 之、明神、ほ、 か、明神					九三
安樂寺(禪)						三三
長樂寺(禪)						三三
長樂寺(禪)						三三
萬福寺(禪)						五五
觀音寺(禪)						五五

覽

男 女 牛 馬 桐 漆 桑 茶 茶 荷 船 小 舟 網 舟 池 敷



而して租税に關する記録にして斷片零墨中より蒐集したる、ものを年次の順に排列して參考に資せんに、

圖 年 表

寛文九年

三月二十二日山島年貢二十一匁米二十五匁札相定る

寛文十年

十月九日山畑年貢二十匁

延寶二年

正月十七日銀納直段、米二十六匁五分、大豆二十匁、在々賣直段米二十八匁

十二月二十二日在々へ米直段納方三十匁に申渡

天和二年

七月二十四日在々より納候とりもちの皮役目に上り候處、以後御買物に相定

貞享三年

十月二十一日小左右水 焼かた一銀三十匁運上

元祿二年

二月二十五日搔鬪五分一運上、一石三貫目以上銀五匁、五分一が一匁、一石三貫目より貳

貫五百匁迄五分一六分、一石二貫五百匁より二貫匁迄五分一四分、

元祿六年

十一月二十七日在々の銀納米二十一匁大豆二十匁に定む、

元祿七年

閏五月二十二日當年上方干加下直之旨申出吟味之上、當分干加歩一半分差免旨申渡す、

十月十七日御町質屋銀一枚宛運上被仰付、流質月銀之儀等願出、

元祿十年

七月二十五日薪問屋三人申付、運上銀六枚、薪柴木同一人運上銀二十目、

元祿十一年

正月二十一日酒運上之儀申付、酒改役人町二人、在にて四人申付、証人も可申付、酒高改

義申付趣有之、古來申付候通、御藏米並給知方之米を以可相調百姓相對を以て買込由相聞

候趣等申聞、

元祿十二年

閏九月朔日酒造米來秋迄作高之内五分一可造旨被仰出



寶永五年

三月十三日||姫路屋甚左衛門繪繩一字賣買仕度運上銀百五十目づつ差上願出御油屋相勤候内願之通申付、

享保十七年

九月七日||干鯛五歩一當年之大變に付少々増し可然旨及相談左之通申聞、

當九月より八月迄

一、中干鯛一俵代銀十匁位

但當時直段

一、全 一俵代銀五匁五分

但當時御定直段

但平等にして七匁五分五厘、八匁にして五分一銀一匁六分出る

元文三年

五月七日||諸上納物五歩一銀等迄文銀にて上納申付、町方諸商賣物文銀にて直段相決す、文銀一匁に錢四十四文替に申付

八月十二日||當時以文銀高直之趣に付、干鯛類、搔鯛、帆別札錢、商札錢、山方へ日々相收候歩一銀、運上銀等來十五日より直上申付

元文四年

正月十七日||岩松村上荷船運上

但一艘に付十二匁づつ全所船宿運上

但一ヶ年三百目づつ

七月二十九日||當月分五分一銀文銀にして一貫八百四十九匁余

八月二十九日||當月中浦方五歩一文銀にして二百四十目余

十月三十日||當月分五歩一文銀七貫七百九十九匁余

寛保元年

十一月十七日||山畑年貢十六匁五分、杉山年貢十五匁五分

右の相場に御役人伺之通可申付候様申聞る

寛保二年

八月十三日||當九日芝居之節運上銀二百五十目上納仕度云々

延享元年

五月二十七日||町方より他所へ諸魚差出候歩一銀、致世話者へ銀子被下處向後歩一銀被下

七月十七日||御領分より他へ出候牛馬御番所にて相改、運上銀取立、元文五年より申聞候處

右運上相止事



寶曆七年

九月二十七日||蠟燭座運上銀一枚づつ差上度旨

安永五年

六月七日||青蠟仕成運上、保内組六人へ銀札九十目矢野組六人同斷申付

寛政十年

四月二十七日||岩松にて出入歩一銀天明に相定候處、左之品は前休其外歩一取立差許

一篠卷 一御産綿 一木掛

文化九年

十一月十日||郷中新蠟師(蠟師か)共此度吟味之上一人に付札銀三匁づつ上納申付

文化十一年

正月十日||味噌屋中他所大豆三千俵入相願出、六月中承届る、一俵に付歩一銀六分上納申付る

三月十五日||岩松村商人他所米入相願出千五百俵七月入相差免、一俵に付口錢五分申候(五月

月二日保内組入米歩一銀全前)

四月七日||市中油屋中からし種買入願至而無余儀事故、當年限十六石買入聞届一俵に付運上

一匁づつ申付る

六月二日||小西惣三郎仕成、搦、他所賣一石に付歩一銀七厘づつ申付る

七月二十二日||三崎浦他所酒入願御免、受銀一ケ年三百目、歩一銀一斗に付二歩五厘申付る

文政二年

八月二十二日||牛馬市の節他所へ率出節百目に付四匁づつ運上の處、一匹二匁當歳牛五分、

馬一匁運上に被改

文政五年

八月九日||薪仕成運上銀十五匁(近家浦)

文政七年

八月十七日||瓦焼職札銀二匁

以後明治の初年に至る迄の記録は纏まりたるものを見ず、他章他節に於て現はるゝものも資料の關係上之れを此處に記さず、

而して神山縣記に録する左記伺書は明治五年のものに屬するも舊制度による租法を窺知するに足るの資料なれば、特に引用することとせり、

其 一

明治五年六月十八日伺 舊宇和島縣内



文政天保度の檢地にて間等弘化三年正租より（全年前迄正租一石に付口米四升、乘米四升、溢米五合六勺、合八升五合六勺宛取立來候處、同年正租取極の節舊藩法中、算法手數相掛り候儀を厭ひ、右八升五合六勺を正租に加へ、口米溢米の稱を廢し候故、當時の正租は其實右掛米を加へ有之趣に付調中に御座候）三ヶ年定免相成、其後引續き三ヶ年宛定免の稱は有之候へ共、同年正租相極候儘、田畑共損地及起戻田成畑成等の貢米大豆増減は格別、定免年限にて貢米大豆の増減無之故、其實無年限の定免に有之、從前不熟毛見の方法、譬へば一村の田反別五十町歩程の村方は十町歩程記載いたし、内見帳五冊に仕立爲差出、見聞の者持參入村の上、於場所右五冊の内見帳圖を以て當り、一冊を用、此の一冊の内見合毛四口あれば四口の内見平均一口一ヶ所程宛坪致し、春汰の上相改、干減は一割割は五合摺、六公四民の法を以て仕出し、正租相極め來り候趣申送有之候、

右の外抜取檢見と稱へ、譬へば農一人の持分田反別一町歩有之内、反別三反歩程不熟致三反歩の損毛殘反別七反別歩との作得米を以て價兼候節は一人たりとも檢見願出坪致、春汰干減、糶摺等は前檢分方法の通仕來事實貢米に不足なれば引方致來候、

本文抜取檢見の義、弘化度正租取極の節乘口溢の稱を廢し、根取算入致し根取強く相成候義に候哉、年々米納多取立差間抜取檢見相始候由に候、

元 吉 田

文化度反別改後無年限定免に相成檢見方法宇和島縣同様にて一村の貢米に不足相立候程に無之候ては檢見引方不相成定にて、抜取檢見と申すは無之

明治五年七月七日伺

元宇和島縣管内村々

一、口米大豆其外正租へ掛り候品都て無之事

是は從前正租一石に付口米大豆四升、乘米大豆四升、溢米大豆五合六勺、合八升五合六勺宛取立來候處、諸算用上下共手數相掛り詰り納節に増減無之趣意により天保二卯年口乘溢三口の稱を廢し、正租に取込取立來候趣に相聞候に付、舊縣官員相糺候處、三口の稱を廢し正租へ取込候義相違無之候得共、其節の書物無之官員手控の寫差出候間、村々をも相糺候處村方書留符合致し候、

一、壹俵四斗入合米大豆共七合以上は從前納來候事

元吉田縣管内村々

一、正租米大豆壹石ニ付 口米大豆四升

一、正租米大豆壹石ニ付 乘米大豆四升



一、正租米大豆壹石ニ付

溢米大豆五合六勺

一、壹俵四斗八合米大豆共計り切りにて従前納來り候事

明治五年七月廿三日伺

當縣管内雜稅名目調書別番五冊差出申候、右の内免除の義申立置候得共猶左に申上候、

元宇和島縣管内村々

真綿、麻苧、漆、漆實上中下、茶、楮、薪、鍛冶炭、草藁、糠、起炭、蕨繩、  
蕨、疊蔴、勝藁、千石夫、板役、

元吉田縣管内村々

茶、真綿、漆、漆實、楮、苦竹、柿澁、苦、小役銀、麻苧、

右の通従前領主、藩士爲入用、村々へ割附正納代納等にて取立來候得共、真綿苧等は管内現物無之買納來候に付、下民の難澁不少候義には有之候得共、庄屋組頭役料、堤川除井堰橋梁等は聊の場所たりとも領主にて仕立遣、其上年々出水の度毎、田畑へ押込候土砂取除人足賃等迄渡來候義の處、先般庄屋組頭役料は村費の積取揚、川除橋梁井堰普請費等も相成丈村費、田畑へ押込候土砂取除人足賃等は勿論不被下積、當時取調中に候得共、右様従前渡來候諸費は不被下全領主藩士爲入用取立來候有名無實の品々、従前の通爲相納候ては、今般縣治一統の

施○行○不○相○立○、尤其他工商業の者より別番の通廉々雜稅爲納候へども、之れは却て年季請等に無之、開業休業願勝手次第、殊に稅銀は其業の者より相納候義に付、村方一体の難義に無之候間、追て工商稅の御規則相立候迄、其儘据置候共可然存じ候へども、書面の廉々は寛大の御評議を以て當申歲より免除被仰付候様仕度此段奉伺候也

### 第八節 藩の支出

#### 其一家臣

收支の決算を公にせざる時代の財政を研究せんとするは無理なる注文なり、然れ共、此事項を外にして當時の状態を明かにするを得ず、調査の結果只だ幕制時代の民度彷彿として心眼に映すれば足れり。

松山藩提封十五万石、其實收入は年の豊凶により異動ありと雖も延寶年間は概して三十万俵の收入ありたり、而して第一に支出すべきは士分數千人の俸祿なりとす、蓋し當時の制度は一種の請負制度にして領主は一定の領地を所得し、幕府に對して一定の軍役を負擔するに在り。

三代家光將軍の時此の制度を定め、一千石に二十三人、槍二本、弓銃各一挺、一万石に二百三十五人、騎士十名、弓十張、銃二十挺、槍三十本。十万石に二千五十五人、騎士百七十名、弓



六十張、銃三百五十挺、槍百五十本を備へしむ。松山藩は此の制度に従ひ承應元年十二月十六日に軍制を次の如く定めたり、曰く、騎馬二百七十騎、旗二十本、弓九十張、鉄砲五百二十挺、長柄五十本云々、松山叢談の記事或は詳と云ふべからざるに似たりと雖も蓋し幕府の大法は嚴として犯すべからず、親藩の尊貴なる、尙ほ法に違ふあれば處罰して顧みず、況んや外様の小藩をや。史官舊記を騰寫するに際し、筆耕の誤り遂に幕制に違ふの記事をなせしに非ざる乎。當時にありて松山藩の士數は何程なりや其正確なるに至りては考ふるに由なし。正保四年丁亥六月二十四日黒船の長崎に來たるに付き警固のため出張せしめらるゝや、初代定行長崎奉行として任に赴き其率ゆる處の人數七千二百人とあり。素より其大部分は卒及び人夫なるべけれど、其數決して少なしと云ふ可からず。

寛文十年十一月九日三代定長、家中の面々残らず登城を命じ大廣間に於て酒肴を賜ふ、其數五百人と記さる、此等は國元武士の上乗なるべし。元禄十五年江戸に於て赤穂の義士大石力税等十人を預けらるに及び、途中警固のため發せし兵士分以下五百人に及び、此等は在府武士の大部分なるべし。此等の事實より綜合せば當時藩士の總數は極めて多數なりしならむ。明治の改革行はれ廢藩置縣の制、斷行せらるゝに及び、明治五年三月松山藩は新設の石鉄縣に人口を交付せり其内士族以下に關する統計は左の如し

戸數士族八百三十三、准士族八百五十、卒二千八百六十八

祿高を受けしもの士族のみにて一千六百九十七人なり、

(松山叢談)

以上多數の士族の食祿合計八万九千三百十二石、一万二千六百三十俵及び三千二百八十六人扶持なりとす。假に此の數二百年前にも異動なしとし計算せば其支出は十九万二千〇七十五俵余となるなり、此を三十万二千五百二十俵より控除して十万四百四十五俵を得、宇和島藩に於ては第一代秀宗の時慶安三年十二月現在の家臣を算して給地の侍二百廿人扶持米のもの四百九十人足輕以下千三百人と記せること既に第一章に示したる所の如し、而して其祿を合算すれば凡四万幾千石に達す、而して更に之れを明治三年六月宇和島藩の調査したる戸口調査を見るに

戸數 三万三千二百五十二

人口 十六万九千五百二十五

華族 十三

士族 二千六百四十六

卒 四千二十六

神官 八百十一

僧 四百六十一

修驗 八百八十

平民 十五万六千二百二十六 非人 百六十

穢多 四千四百二

ごあり更に同四年十二月の調査に見るに

祿高人員



華族 一人 士族 千四百七十七人 同終身祿 二十人  
 民籍終身祿 六十二人  
 五千二百四十二石 華族伊達宗徳  
 六十石 士族一人 四十二石八斗 士族二人 卅四石八斗 全一人  
 廿一石二斗 全一人 廿石 全二百四十四人 十六石 全九十一人  
 十二石 全百三十四人 十石 全八百七十二人 九石八斗 全五人  
 九石四斗 全十二人 九石 全三人 七石八斗 全一人  
 六石 全九十四人 四石四斗 全四人 四石 全十人  
 終身廿石 全三人 終身十六石 全二人 終身十二石 全十二人  
 終身十石 全四人 終身六石 民籍廿八人 終身四石 全卅二人  
 終身三石六斗 全一人 終身二石四斗 全一人

合計二万三千五百四十五石 内五百七十八石終身祿

と亦以て参考とすべきなり、尙第十章雜件の其四に就て「軍役大積上」と題するものを參考すべし

其二 家臣の扶持

収入の約三分の二を以て士族の定祿となすは各藩とも大差あるなし。但し士族は此の定祿の総てを受けたりと思ふ可らず、各藩孰れも割引して支拂をなせり、四公六民制は天下の大法なれば、事實百石の士族は實収入四十石なれど、大洲藩の如きは定法として百石を三十石として支給せり、而して此の四十石若くは三十石にして額面の如く支拂はれれば尙ほ可なり、年の旱凶は直接に藩の収入を減じ、政務の繁雜は直接に藩の支出を増加し、百姓に向つては極端なる請求を強ふべからず、於茲乎勢ひ支出の上に一層の節約を加へざるべからず、隨て士族は其祿米を減せらるに至る。されば士族の俸祿に五分渡し、七分渡し、甚しきは人數渡し等の制あり。七分渡しは定額(百石に付き卅石若くは四十石と定まれるを云ふ)の七割を與へ五分渡しは其五割を支拂ふにあり。もし夫れ人數渡しに至りては士族の最も苦しむ所にして、上家老より下扶持人に至る迄、其戸主の下にある家族の數を計り、一人當り何程と定めて支拂ふものなるを以て、平素家計豊かなる大身の士に取りては更に非常の苦痛なりしと云ふ。此の支拂の方法は秋季の收穫を計算して年末に翌年度の計數を公示せられたり、各藩何れも年度の進むに従ひ經費の膨脹政務の繁多なるにより定額の支拂をなせしもの殆んど之れなきが如し。之れを宇和島藩の舊記に見るも此の類の令達は一々之れを擧ぐるの遑なし。

宇和島藩



御家中給知高百石分

但寛文二寅霜月七月平等

一、物成四拾名

内

米三拾三石五斗二升 本米

外米、二石七斗三升五合二勺三才

乗口但物成一石ニ口米四升

乗米 四 升

口の乗一合六勺

米四合九勺九才胡麻乗と口の乗分

三口合米三十六石二斗六升二勺二才

此内二斗四升五合七勺七才

代官給に引内本米二斗三升六合三勺二才

乗米九合四勺五才

残て

米三十六石一升四合四勺五才可渡分

胡麻一斗二升

本納

外口、四合八勺但乗と口の乗は米の内入

二口合胡麻一斗二升四合八勺可渡分

大豆六石三斗六升

本納

外五斗一升八合九勺七才

乗口但物成一石ニ口米四升

乗 四 升

口の乗一合六勺

二口合大豆六石八斗七升八合九勺七才

此内四升六合三勺九才 代官給引

内本大豆四升四合六勺一才

乗大豆一合七勺八才

残て

大豆六石八斗三升二合五勺一才可渡分



可渡分

物成合四十二石九斗七升一合七勺六才

無役之積り

外

一 小役銀五十匁 一ヶ年分

春秋兩度御金奉行を渡る

一 柿澁三升 一ヶ年分

御代官を渡る

一、本役米四石一斗六升

但先年本役米八石三斗二升引來る所天和三亥年を半分御免

一、夫銀三十目

江戸御供之時計渡る、但三十目十ヶ月割定十ヶ月を上詰過の時は一ヶ月高百石に三匁づつ足目被下、何時も御役米指引同前、尤閏月除之

以上は寛文の定なること既に記せる所の如し、之れを宇和島町竹場好明氏（元神山縣權少属後に愛媛縣に出仕尋で南北宇和郡に郡長たり）に聞くに、維新前に於ける百石知行高の實給は二十八石二斗二升

内

米 二十二石五斗五升

大豆 五石五斗六升五合

胡麻 一斗五合

にして、所謂半知差上の場合には十四石一斗一升となり、七分渡しの場合は十九石七斗五升四合となるなりと、寛文の定に對比する時は著しき差違あり、之れ主として寶曆九年六月に於ける改定にして、寛文の定めは之れを「四つ」と稱し、寶曆の改定は之れを「三つ半」高直と稱するなり（俵石の四斗一石と三斗五升一石を稱するものゝ如し）高直しの際に於ける記録を寫すに左の如し、

寶曆九年六月舊知を三半に高直被仰出候事

一、舊知百石付役米八石三斗二升

一、三半右同斷七石

右貳廉古來よりの定

此度相改

一、役米六石七斗八升



右は兩様古來よりの役米平等に割當に無之、舊知役米八石三斗二升を舊知高四十二石九斗七升一合七勺六才に割候へば一石に付壹斗九升三合六勺一才餘に當る、之れを三半高三十五石に掛候へば役米高六石七斗七升六合五勺四才に當候故伺の上不盡を上げ六石七斗八升と改

右の通三半百石役米不被相直候ては舊知高直り知行に役米只今迄分よりは強く相掛り候様に相成候に付如此

一、舊知百石

三半の直百二十二石八斗

但舊知高四十二石九斗七升一合七勺六才の内、役米八石三斗二升引殘て

三十四石六斗五升一合七勺六才

又三半高三十五石の内此度相改候

(須藤氏手控には此儀高を八十七俵二斗と算せり)

役米六石七斗八升を引殘て

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
二十八石二斗二升

此殘高を目安にして右舊知の殘高を割候へば百二十二石七斗九升一合四勺九才に當候故

不盡を上、伺の上左の通百二十二石八斗と相究

一、舊知百石役米引

此物成三十四石六斗五升一合七勺六才

右に差引 二合四勺 此後取前増

但總高にては八合二勺四才相増候へども役米にて五合八勺四才余計相掛候故如此に成

一、役米高相直候に付只今迄取來候三半の面々百石につき取前二斗二升相増候事

但只今迄役米七石此度相改候高六石七斗八升に差引如此

一、唯今迄舊知百石の面々役米、以後八石三斗二升五合八勺四才に成候然共惣高の差引に

ては銘々取前二合四勺相増候事

舊知高直に付小役銀柿澁並夫銀伺左の通

舊知百石ニ付 小役銀五十目

三半百石ニ付 全 四十三匁七分

右二廉古來よりの定、但古銀の積此度相改

三半百石ニ付 古銀四十目七分

右古來よりの定兩様平等に割當に無之舊知百石の小役銀五十目を此度割直知行高百二



十二石八斗の割附三半百石につき古銀四十目七分一厘六毛に當、不盡を捨如此

割増にして五十四匁三分に成

前件の通三半百石只今迄小役銀四十三匁七分

割増にして五十八匁三分

差引 三匁 減る

割増にして四匁

此後三半百石に付減少に相成候然共物成の高にて二升増候へば此分相減じ候ても不苦

義歟

舊知百石ニ付 柿澁三升

三半百石ニ付 全 二升六合

右二廉古來よりの定、此度相改

三半百石ニ付 柿澁二升四合

右古來よりの兩様平等の割當に無之御役米同然に舊知百石の柿澁を直高百二十二石八

斗に割付二升四合四勺二才余に當候不盡を捨、伺の上如此

前件の通三半百石唯今迄の柿澁 二升六合

差引

二合 減る

依て

高三半百石

一、物成三十五石

内

米六石七斗八升 御役米引

唯今迄 七石

残て

米二十二石五斗五升

唯今迄二十二石三斗三升

差引 二斗二升増

胡麻 一斗五合

唯今迄の通出入無之

大豆 五石五斗六升五合

右 同 斷



右の外

小役銀

五十四匁三分

唯今迄相渡高差引四匁減る

柿 澁

二升四合

唯今迄相渡高差引二合減る

而して吉田藩に於ける給地百石分を長山源雄氏の藏書「吉藩要用秘謚」に見るに

給地百石の物成の事

(吉田藩)

一、物成四十二石八斗六合四勺

但本米四十石乗口二石八斗六合四勺と合如斯、尤乗口高三石四斗二升四合掛る内六斗一升

六合六勺代官給に引残り給地百石分如斯

但給地乗口は一石に付乗口七升一勺六才

内

米三十五石八斗七升五合

俵にして八十九俵二斗七升五合

胡麻一斗二升五合

大豆六石八斗六合四勺

俵にして十七俵六合四勺

右の外に

小役銀 五十目

柿 澁 三升

但澁銀納は一升につき五分つ、

夫 銀 三十目

但夫銀は定府給知分  
旅行の面々計り

但小役銀は四月、七月、十一月三度に拂何れも年内限に手形相濟也尤小役銀柿澁は御代

官より、夫銀は御銀方より相渡事

とあり

此際更に参考として家臣給地の事に就て記せん

藩祖入國の際に於ては家臣に一定の土地を給し、之れより收入する所の物成は直接其家臣の所得たりしが如し(即知行村なるものありしなり)然るに寛永の頃に至り、此の給地は年の豊凶によりて收入に著しき差額を生じ、或は土地の所在によりて同級者に於ける同年の收入も時に差額の少からざるある等の故を以て、給地の名のみを存じ、實際に於ては年の豊凶に抱はらず現米を以て其知行村方より納めしむることに定めたるが如し、此制度は



廢藩前迄持續せられ、

岩 松 村

- 一、高 百 石
- 一、高 九十五石二斗
- 一、高 五 十 石
- 一、高 五 十 石
- 一、高 五 十 石
- 一、高 五 十 石
- 一、高 五 十 石

- 鈴木 主 水
- 横山 勝左衛門
- 栗野 四郎右エ門
- 小 池 九 藏
- 大 内 素 平
- 砂 澤 中 安
- 松川 伴左衛門

の如く其村に於て收納す可き物成中に於て以上七名の得べき祿米の内、頭書の分は之れを藩庫に納入せしめずして直接七名の各々に向つて納めしめたるなり、隨て七分渡し、八分渡し等の如く祿米の減せらるゝ場合に於ては米質佳良ならざる知行村よりの収入を減せられんことを希望するを普通とする内輪話も生じたるなり、

其三 在府藩邸の費用

第三に支出すべきは在府藩邸の費用なり、藩主の妻子を江戸に居住せしむるは幕府高壓政策の

然らしむる處なり、藩主之れがため數個の藩邸を築造し、幾多の藩士を込め之れを護衛し、且つ幕府臨時の徴發に應せざる可らず、松山藩は之れが爲め年額一萬兩を支出して其費用となし、西條藩は本藩和歌山より支給せらるゝ年額二萬石の全部を擧げて之を維持せりと云ふ、松山叢談により松山藩の藩邸を列記せば左の如し

芝愛宕上下屋敷一萬五百八十七坪、全三田一丁目中屋敷二萬九百九十七坪余、品川領戸越村下屋敷三百三坪、全所下屋敷三千四百七十坪五合、全所地統一圍並蛇窪村共抱屋敷二萬六千九百坪、深川海邊新田抱屋敷七千六百六十九坪、芝田町二丁目並屋四百八十四坪、芝愛宕下牧野備前守殿中屋敷永借地千五百坪余、宇和島藩邸は麻布屋敷、參萬貳千七百十四坪余、同西ノ田町屋敷三千九百十六坪余、同北新添地六千五百七十三坪余、(以上六尺間)木挽町屋敷壹萬三千七十五坪、目黒下屋敷凡三萬余坪なり

藩邸は大概三個若くは四個を有し、且つ江戸の名物たる火災時々發生し、藩邸の類焼若くは藩主の退隱せしもの別邸を建築するの記事少なからず、而して其出費決して少々に非ず、今治は僅かに三萬五千石の小藩なり、文政七年小石川に隱居所を造るに金二千七百一十兩余を費せり、松山宇和島の如き比較的大藩に至りては其入費此れが上に出づるや疑ふ可らず、

其四 參勤交代の費用



參勤交代の制度は各藩主の最も苦しむ處なり。單に入費の點より之れを見るも其一大失費なりしや論ずるを待たず。參勤交代に率ゆる從者の數何程なりしや明確ならざれ共、之れを宇和島藩の記録に見るに、享保七年の條に、諸士百三人、足輕八十人、大工二十人、中間五十人、千石夫五十人、御口番十七人、合計三百二十人とあり。(詳細は後に引証す) 此の多數の從者海陸威儀を正だし、一ヶ月に涉れる旅行の入費必らず莫大のものなりしならむ。今其總額を知る能はざるは遺憾の極なれど、之れを類推する法なきに非ず。今治藩の記録なる今治拾遺に下の如き記事あり「寛政十年神官伊豆太夫御老中登城の際駕籠訴を致すにより今治迄護送せしめらる、此の費用五十二兩二歩」云々、

罪人警護に要する人員幾人なりやを知らずと雖も假に、士分一人仲間若黨若干合計七人を過ぐ可からず、此の七人の旅費を假りに五十二兩と見做し、其幾十倍の三百二十人の旅費は少なくとも二千三百八十兩に達す、身分の輕き士分の旅行と十萬石の大守の旅行と其率を同ふして尙ほ此くの如し、若し事の實際を明かにするを得ば或は三千兩に達するやも知るべからず、更に詳かに説明せば當時の米價一兩に二俵と云ふ相場より換算せば、二千三百八十兩は乃ち四千七百六十俵となり之れを普通玄米一俵六圓替にせば此れが總額は二萬八千五百六十圓なり、之れ隔年に要する經常の支出なり、參勤交代に従ふ人員十萬石の大名も三萬石の小名も石數によりて差

異なるに非ず、各藩政府の苦しみしも亦故なきに非ず、更に本項關係の記録を擧げんに

參 照

第 一

享保六年十一月十三日の條に(侯爵家舊記)來春御參觀御供と題して左の如く記せり。(舊記には詳しく主なる士分の氏名を祿したるも今之れを略す)

宍戸將監以下、若年寄、御小性頭、御番頭、御目付、元締、御近習、御刀番、小納戸、御膳番、兒小性、御臺所奉行、御物頭、馬醫、御駕役、御徒歩小頭、御徒歩目付、書役、御勘定見届、御勘定等九十四人、外に醫者八人、足輕八十人、大工二十人、持人中間五十人、千石夫五十人、御口番次中間十七人、及増人三十九人  
合計 三百五十九人

本文中に所謂三百二十人は右の増人三十九人を引去りたる數なり。

參 照

第 二

江戸より伏見迄本駄賃

上り



一、錢四貫四百七拾貳文

内

七拾文 桑名舟賃乘掛人共

拾五文 荒井舟賃右同斷

右之代銀五拾三匁七分

但錢壹貫文拾貳匁にして

外に銀四分 伏見下り船賃乘掛人共

貳口合銀五拾四匁壹分

大坂より江戸迄本駄賃

下り

一、錢四貫七百六拾八文

内

七拾文 桑名舟賃乘掛人共

拾五文 荒井舟賃右同斷

右之代銀五拾七匁貳分五厘

但錢壹貫文拾貳匁にして

參 考

第 三

一、江戸御供虎之間衆五人に村夫壹人之積り、一ケ年月積りにて銀貳拾目宛渡す、

一、中の間衆江戸御供之時何人にも村夫貳人御借被成に相定候、併八人々内之時は壹人宛御借之事、殘分は夫銀にて被下、万治元年之暮御供之時を相定る事、

一、御歩行衆五人に村夫壹人之積り相渡る事、

一、御旗、御弓、御持筒、御長柄、御足輕、御小人等迄拾人に壹人之積り、江戸詰之年村夫渡る附百人與者右同斷之時拾五人に村夫壹人之事、

一、江戸御供無足衆本扶持方持參之積り之事、四人扶持迄は其身斷次第、五人扶持の上之者上下三人にて參候衆は六人扶持之積り、其上は此考之事、

此段小木藤左衛門、田口三右衛門方へ丑の二月引付出る、

一、御迎に罷下又は當座の御供にて罷下頓而登申候御旗之者以下之御雜人、駄賃、路銀、留守扶持被下、江戸旅扶持不被下候事、

寛文二年五月五日江戸にて相極、



一、御掃除番江戸へ参候時は御春屋賄渡り夫同前之事、  
 一、月半相渡候御扶持方は其月之惣扶持方に直段に不構、其時の相場次第に自今以後銀子相渡候様、寅の四月十六日御引付出る、右同斷、並從御國御使者に被參候衆、逗留扶持上は貳人分、下は一人分米にて相渡可被申候飛脚之者は二人分づつ、但相煩候而逗留仕候時は扶持方不渡等事、

圖

第 四

御家中旅扶持被下覺

一、千五百石	十七人分	一、千四百石	十六人分
一、千三百石	十六人分	一、千二百石	十五人分
一、千石	十五人分	一、千石	十五人分
一、九百石	十三人分	一、八百石	十三人分
一、七百石	十三人分	一、六百石	十一人分
一、五百石	十一人分	一、四百五拾石	十人分
一、四百石	十人分	一、三百五拾石	九人分

一、三百石	九人分	一、貳百五拾石	七人分
一、貳百石	七人分	一、百五拾石	五人分
一、百石	四人分	一、五十石	三人分

但百七十石百八十石被下候衆、上下六人にて來り候時は六人扶持被下等也、右之段先年百八十石に七人分づつ被下候得共、戌四月十六日極申候、右御定の外半に被下候衆へは下の積り渡す等也、

一、江戸にて御家中馬持之衆、假へ何疋立申共一疋分之喰渡る事、  
 一、江戸定詰に相極候衆へは、旅扶持不被下、但御城使衆は格別之事、  
 一、江戸に相詰候内方には御使者に被參、又御供參路銀渡時は増扶持差引之事、並湯治又は自分之儀に付御暇申參候衆、其日數程扶持差引之事、  
 一、虎之間惣領衆江戸御供仕候へば、其年計御切米二十二俵被下事、旅扶持は七人分相渡事、

圖

第 五

江戸御供衆御借米積り  
 一、御切米六拾七俵取 貳拾俵宛



- 一、同 五拾六俵取 拾七俵宛
- 一、同 四拾五俵取 拾五俵宛
- 一、同 三拾三俵取 拾貳俵宛
- 一、同 貳拾貳俵取 以下は壹石に壹俵宛積り
- 一、御旗、御弓、御持筒、御長柄、御足輕、御小人、御馬屋、百人者等には米三俵づゝ、但江戸參候年、

右之通御借し、罷下年は御借米無之事、

一、江戸大阪定詰には御借米無之事、

一、江戸御作事奉行五石の内之身躰には、御役勤之内御切米貳石被下尤定詰にても扶持方貳人分つゝ是は身躰多少に不限被下、正月門松男柱之代に小判壹兩被下、右は男柱皆被下候へば亥ノ年ノ男柱拂其代上る、

一、江戸御下臺所役人切米高拾石(廿二俵)の内は御役料切米五石(十一俵)御扶持方一人分被下、

一、江戸にて相勤候表御納戸役中ノ間衆切米八石(十八俵)の内之御役人乗へは江戸詰之内銀百目被下、拾石以上は夫銀貳拾目被下、但壹ケ年分

一、江戸御作事役人、證人共、御歩行衆、御買方役人、證人共、羽織、合羽御供並に自今以後相渡等、延寶五己年相定、

一、江戸にて御供仕候御歩行衆へ御在江戸之内、羽織ニツツ、内壹ツ單羽織綿入羽織壹ツ被下、御定之條御供詰之途吟味可被相渡事、

第 六

御家中次馬被下覺

- 一、高三百石ノ百石迄 次馬壹疋
- 一、同四百石ノ七百五十石迄 次馬壹疋半
- 一、同八百石ノ千五百石迄 次馬貳疋
- 一、御小扈從衆 壹疋
- 一、虎之間衆 次馬壹疋
- 一、中ノ間衆三人に 次馬壹疋
- 但明曆二年より
- 一、御歩行衆四人に 次馬壹疋



但万治元御供之時

- 一、御鷹匠衆四人に 次馬壹疋
- 一、御役人衆 次馬壹疋
- 一、御臺所衆 次馬壹疋

但御目見不仕衆は半疋づゝの事

一、坊主衆

次馬半疋宛

一、御弓之者拾人に壹疋万治四年御供之時を被下、尤小頭は六人壹疋被下事、

一、御箆者、御持筒、御長柄、御足輕、御小人、御中間右同前之事、

一、百人與拾貳人壹疋、小頭は七人壹疋の事、

寛文十三丑の年

右之内老中御番頭衆四百石以上は御供之時は通馬貳疋、御使又は代番之衆は次馬貳疋延

寶八申ノ年相極

一、御足輕百人者等之杖突たりといふとも、小頭之番代に江戸へ相勤往來仕候時は小頭並之

駄賃被下候事、

一、水主江戸へ參候時は駄賃百人與並之事、

一、御歩行衆御役儀に付被遣候分は如前々、爲御飛脚他所へ被遣節一宿二宿迄は路銀計所相應に前之通被下之、從三宿上は次馬銀共に被下、但大阪方東は壹人に次馬半疋づゝ、同所より西は壹人壹疋づゝ、自今以後被下候間可得其意、延寶五年己正月廿二日、山村五左衛門方へ引付出る

一、受拂仕御役人御供之外に江戸より御國被遣候時駄賃之事、附壹駄に不足の御荷物江戸へ御國に付參候駄賃或江戸へ付參り候駄賃被下御定の事

一、貫目壹貫目より拾貫目迄は駄賃三ヶ一可被下候、但壹貫目より内は不被下候事

一、同 拾壹貫目より貳拾貫目迄は半駄賃被下事

一、同 貳拾壹貫目より貳拾五貫目迄は輕尻駄賃被下候事

一、同 貳拾六貫目以上は本駄賃被下候事



第七

路銀之覺

一、御供路銀御泊數次第一人一宿一匁二分

一、代番衆路銀拾宿分一人一宿一匁二分



- 一、道中洪水其外逗留一人一宿八分遣、貞享四卯ノ年御國にて相極
- 一、次使並飛脚共路銀八宿分一人一宿一匁八分遣
- 一、中早飛脚五宿一人一宿百匁
- 一、御家中乘馬一疋喰銀一宿三匁

但何疋立申共一疋分喰銀渡る

右五廉貞享元子ノ四月於江戸改相極

- 一、京大坂より西國之分侍衆、御足輕、御小人共一宿分一匁遣之事、逗留は五分づつ
- 一、江戸より仙臺迄早飛脚三宿一宿五匁遣
- 一、同並飛脚五宿一宿一匁八分遣
- 一、江戸より仙臺へ御使者往來十二宿一宿に一匁八分遣
- 一、江戸より日光へ並飛脚往來四宿之事
- 一、宇和島より三津通並夫九匁也、但路銀又三津より大阪迄船賃船中飯米如此
- 一、右同斷早使十二匁右同斷
- 一、戸坂より長濱迄馬一疋駄賃二匁
- 一、同所より三津迄馬一疋駄賃三匁八分五厘

- 一、宇和島より松山迄早使一宿分三匁
- 一、同並遣は二宿二匁
- 一、大洲一宿一匁
- 一、往來御供並御使者衆にても、日用召連候分には路銀不渡事

參 閱

第 八

覺

- 一、錢四貫四百二十五文
- 内 京より江戸迄次馬一疋分駄賃、桑名荒井船賃共  
八十五文 定引付之表引分
- 殘て 四貫三百三十六文
- 代銀五十二匁五厘 但一貫文十二匁にして
- 一、銀二十四匁
- 京より江戸迄往來二十宿但一人分  
路銀一宿一匁二分遣



右駄賃は大方先年之通也、但延寶三卯ノ春三割増、又延寶九酉年二割増之所に、天和三亥ノ暮貞享元子ノ春兩度に右之増分引、路銀は延寶三卯春々一匁八分に成候へ共、貞享元子ノ四月より於江府改り一匁二分に成、但大方先年之通也

右路銀駄賃共に自今以後御勘定仕出可被申、追而増減有之迄は紙面之通可被得其意候

貞享元子十月廿二日

横山 勝 左衛門

久野 安兵衛

橋本 甚五左衛門

笹屋 半四郎 殿

圖 録

第 九

京より江戸へ差下荷物賃銀之覺

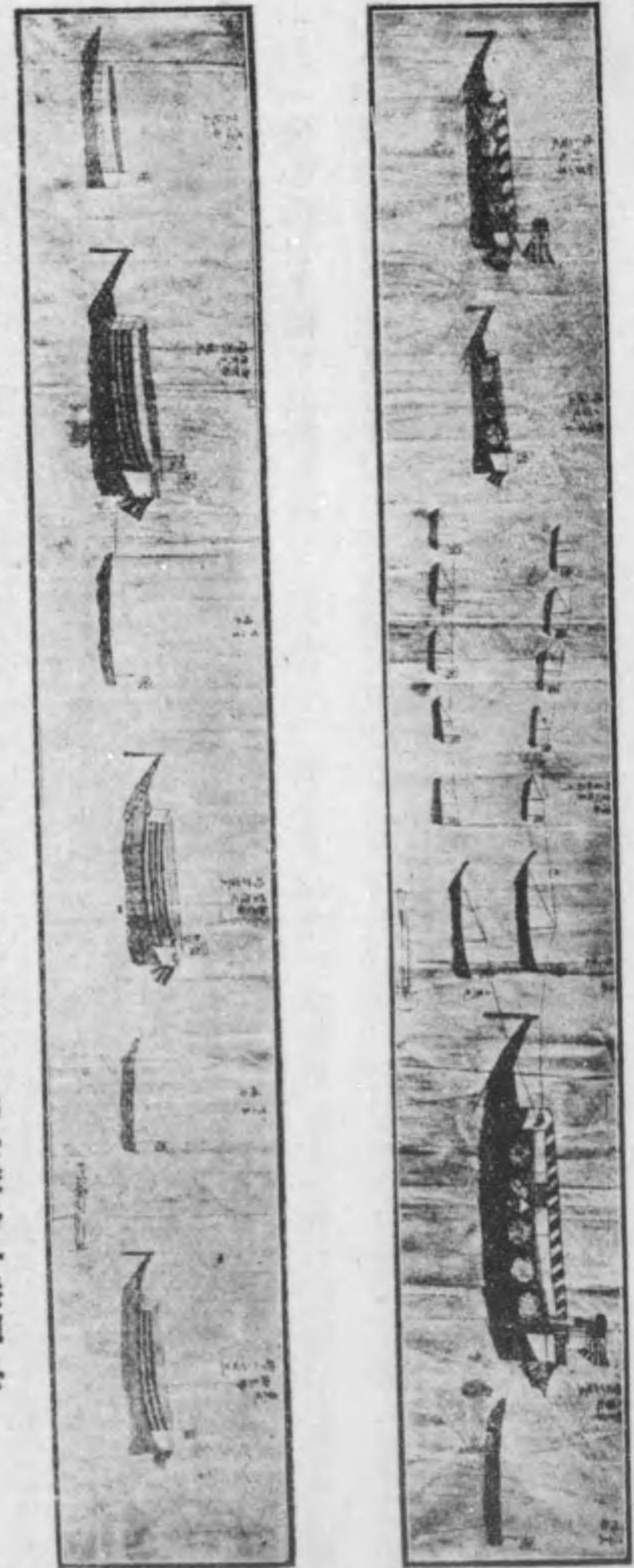
- 一、八日切 一貫目ニ付 六匁九分づつ
- 一、九日切 一貫目ニ付 五匁づつ
- 一、十日切 一貫目ニ付 四匁四分づつ
- 一、十日余 一貫目ニ付 四匁づつ

- 一、並六日切 一貫目ニ付 六匁九分づつ
- 一、六日切 一貫目ニ付 九匁づつ
- 一錢二百五十四文 京より宇治迄馬一疋分駄賃

以上は宇和島藩の記録なり、更に之れを「吉藩要用秘譜」に據りて吉田藩に見るも、勿論其大要を等しうす、以て參勤交代の費用を計算するの資料の一に供するに足るべし

以上は幾多舉例す可きもの、内其數者を擧げたるに止まる、所謂參勤交代に伴ふ諸藩の出費、之れを精査すれば其額實に夥しきものなるべし、況んや、從士は長途の旅次に病を得て靜養の途なく、遙に故山を望んで異郷に客死するもの少からず、鹿兒島藩の如き參勤交代の從士の客死するもの一回凡二人との率を算したるが如き率も慘なりと云ふべし、殊に戰國時代の往來に一身の防護に必要なりし人數は、太平の世に入りて無用となりしも、實用は流れて虚禮となり、一身一家の面上俄に其數を減するを得ず、尙必要以上の大數の從士を伴ひて儀容を張るの風あり、流弊容易に止まらず、中世以後に至つては皆窮乏の極、右の如き巨費を支拂ふること能はず已むを得ずして上下往來の途中にては甚しく其數を減少せしが如しと云ふ、這裏の消息察せずんばあらざるなり、





(る依に誌村尻問立郡和宇北) 圖列行上海の時の代交勤參士藩田 吉

其五 幕府に對する臨時の土木工事及朝鮮使節の饗應等

以上は經常の支出なり。若しそれ臨時の支出に至りては列記する能はされども臨時費にして經常費に類する費目を擧ぐれば其金額の高きもの、主として將軍の御代替に來朝する朝鮮使節の饗應費等と上げざる可らず、此の費用高一万石に付き金三十七兩二步なるを以て松山藩の如き

五百五十八兩にして宇和島藩は三百七十兩なり、次に幕府若くは親藩の城池修葺の名義により各藩の費用を徴發せらるゝ事也、天保五年三之丸の修葺あるや御手傳御用を命せらるゝもの肥後の熊本、石見の津和野、伊豫の今治三藩にして、入用金八万六千三百三十四兩三歩余、一万石に付き一千四百三兩三歩を徴發せらる。而して此等の土木工事は幾年に一回と、殆んど常例の如く命せらるるなり。伊達侯爵家の記録を見るに、六代村壽の時寛政十一年東海道諸水役の費一万五千三百兩を命せられ、文化十三年には美濃伊勢尾張の水利工事を命せらる、此の費用一万二千八百兩なり。七代宗紀に至り文政十年上野常憲、有徳、文恭諸院の廟殿修理を課せられ費を要すること一万三千兩なり。天保七年には美濃伊勢の諸水堤防修理をなし、一万四千二百兩を支拂ひたりと云ふ。此る工事は各藩殆んど幾年毎に課せらるるを以て、平素より此れが準備をなし置かざるを得ざりき。蓋し幕府の政策は各藩の財政を貧弱ならしめ依て以て自家に敵對するを得ざらしむるに在り、思はざりき此の政策の實現と共に、幕府自ら此の陥井に落ち遂に滅亡するに至れるを。

かかる命令も幸にして五穀豊饒、府庫に餘剰の存するあらば、之れに對する困難を感ずること比較的輕からんも、不幸にして天災地變の至るあり收入は著しき減少を來し、更に賑恤に次ぐに土木工事に伴ふ支出を以てせざる可からざるに際會せんか、藩の困難は蓋し想像の外にあり



しものあらん、

「寛暦年間、幕府は木曾川の改修を薩摩藩に命じたることあり、之れ亦薩摩の財力を涸渇せしむるの策に出でたること勿論なり、薩摩に於ては非常なる苦痛なりしも、幕命之れを辞するに由なく、家老平田勲負をして之れが総督とし伊集院十藏をして之れが副たらしめ、大阪に於て三十万両の藩債を起し、同四年二月より翌五年三月に至る迄、滿一ケ年間餘晝夜兼行して工事を急がしめたるに未だ工を竣へざるに豫算既に不足を生じ、工事竣るを全うすべからず、平田等謂らく、若し工事を中止せんか、一は其藩に對して君命を全ふすること能はず、一は天下に對して一藩の面目を保持すること能はず、如かず我等の責任を以て陰に若干の負債を起し、竣工の後、責を負つて切腹し以て其專横の罪を謝せんにはと、遂に此議を決行して功を竣へ上士は勿論、輕輩に至る迄、總て七十九士枕を新に竣工したる木曾河畔に並べて忠節を全ふしたり。」

されども之れを發表せんには幕府に對して憚る所あり、上下共に沈黙を守りて隱密に附し、遂に此の高風節義を表はすを得ざりき、當時桑名の代官にして工事に關係せし西田某は大に薩藩士の義氣に感じ、之れを子孫に語り傳へて若干の資金を積み、爲に石碑を建立せよと遺命す、其數代の裔西田喜兵衛氏は去る明治三十二年に至り時の代議士金森吉次郎氏及有志に

謀り遂に千本松と稱するに義士紀念碑を建設し、其偉功と之れに伴ふ沿岸人民の受けたる恩澤とを傳ふることとなり、山縣、西郷、松方等の諸大臣臨場の間、其建碑式を舉行し、以て其祖先の遺言を遂行するを得たり」と云ふに至つては實に幕府高壓政策の外藩大名に及ぼしたる影響の如何に大なるものなりしかの一斑を窺ふに足る可きものと云ふべし、左に舊記の録する所に據りて宇吉兩藩の受けたる此の種の命令を列記し（記録全からず唯、散見せしものを拾録したるに止まる）間接に幕府の此の政策の爲に蒙れる宇、吉兩藩の困厄を想像するの資に供せんことす

其 一

不鳴條智の卷第九十九に曰く（宇和島藩分）

（注意）其二に於ては年次の順を追ひて舊藩記録中より本節關係の事件を摘出したたり、今記する所、年次或は順を異にすべく或は事の重複あるやも難計、豫め之れを諒せんことを乞ひ置く

御 公 用 覺

一、寶永元年二月聖堂御普請御手傳につき郷中より千石夫百人出る、江戸へ被遣事



一、米大豆千八百廿六石三斗二升

内

米千四百七十六石八升

大豆三百五十石二斗四升

右郷中へ御用立被仰付

一、寶永五年閏正月武州、相州駿河三ヶ國御普請に付從公義知行高百石に付金貳兩積郷中より取立出し候様被仰出候事

一、享保四亥二月溜池浚御手傳に付郷中より村夫百三十八人出る、江戸へ被遣、村夫は御持筒兩人へ相渡す、路銀、馬銀大阪逗留扶持被遣、船中扶持共被下也

一、御用立銀御物成高百石に付銀五十目の積を以て差上候様被仰付、此銀高五十貫二百一匁六厘、右亥より仰迄五ヶ年に上候様被仰付也

一、延享五辰年朝鮮人御馳走御用に付村夫百人備後國鞆津に被遣、村夫は御足輕兩人へ相渡右村夫御城下へ着日より飯米其外鞆津逗留御仕成有之

一、銀百貫目郷中へ御用立被仰付

但右御用立は卯十月被仰付、依て卯十二月より翌辰十一月迄に月割にして上納也

一、村夫は御物成高掛にして出す、浦分は相除也、但水主差出候故也

右割の事先年聖堂溜池御手傳共里分百姓役高に割候處、當時高持故御物成高に割付候、且又先年は半下の分限にて組々取替申付候處、此度は四六にて上げ下出夫相極半下取替相止事

一、銀五十貫目

浦水主並在夫  
へ被下

右朝鮮人御馳走御用に就、御船被差出、水主並村夫被仰付候御公用に候得ば、尙又無差支可出儀は勿論に候へ共、漁事農業等の儀を被爲思召、當時困窮の郷浦故、難被捨置出人高へ爲御手當被下候、配分の儀は吟味の上相極、此後歎ク間敷儀不申出様被仰出也、

一、寶曆十辰十二月八日於江府、江州山門西塔、釋迦堂御修復御手傳御用被爲蒙仰候段申來候由、御家中一統承知の様被仰出、

右に付郷中へ御用立銀被仰付

一、銀百五十貫目

郷中より

右の内

七十五貫目

高掛り



七十五貫目

役高掛り

右已暮上納也

一、銀三百七十七貫八百目

郷中有力の衆共より御用立已暮より未暮迄三ヶ年に上る、尤米にて差上候面々も有之、

代銀に積米代共銀高都合如此

右有力御用立銀の員数は組切御代官中より吟味の上差上度の段申出

右御用に付村夫百人山門へ被遣御仕成左の通

一、大阪より山門居小屋迄、路銀一宿分並十五人に付繼馬一疋づつ被下

一、在々より御城下へ罷出候日より逗留中船中並大阪逗留共御賄被下

一、山門居小屋へ着日より一人分何程づつ小者並御賄料被下、

一、御場所にて勤方の節、看板羽織其外、勤により長看板合羽等御借被下候事

但股引は被下切の事

一、寺手形致持参候様、尤右村夫御城下より御場所逗留中諸事支配組付三人に被仰付事

一、右村夫の外千石夫十五人被仰付候事

(編者曰) 以下其二に記する所は簡單なるも其内容大概右に準するものと解すべきなり、

其二

宇和島藩記録中より摘録

元和六年

大阪城修葺の御手傳被爲蒙仰

寛永十三年

神田橋御手傳

明暦二年

江戸御城奥御對面處御手傳

寛文三年十月

四坐の猿樂御配當米自今金一兩米一石五斗の直段金にて可被調旨被仰出

水道掃除錢七万石分銀二百三十一匁毎年可被出旨

延寶五年十一月十六日

禁中御築地銀上納七貫三百六十五匁七分八毛七万石分也 一万石につき一貫五十二匁二分四厘四毛

貞享二年三月二十二日

御入興御祝儀御献上物十万石以上千疋十萬石以下五百疋(去る天和二年二月十四日の條に



宇和島藩十方石以上の御格儀被仰出候由恐悦也とあり

(元禄九年七月四日の條に  
録高元の十方石なるこあり)

寶永元年二月十七日

全 年五月四日

聖堂御造營御手傳被仰付候段以御奉書被仰付申來御使者御物頭栗野四郎左衛門

聖堂御手傳につき引越役人惣奉行神尾帶刀外添奉行、目付、元縮、割奉行、物頭、見届、徒歩目附等四十余人之れに人夫を加ふ

其細別左の如し

寶永元年甲申三月改元

五月七日聖堂御手傳付引越御役人

惣奉行	神尾帶刀	安代清左衛門
添奉行	小原三左衛門	津田半十郎
	萩森彦左衛門	吉見彦太夫
	津田瀬兵衛	青木次郎太夫
目付	橋本孫左衛門	梶谷彌惣兵衛
		鬼生田政右衛門

元縮	内藤三右衛門	加藤武右衛門
割奉行	興津勘兵衛	矢田三郎左衛門
	船山武左衛門	加藤平太左衛門
	豊島番右衛門	高木甚平
物頭	星彌一兵衛	深澤新助
	野矢庄右衛門	關谷文之丞
	高間八太夫	松崎又八
大所奉行	川口金右衛門	三原勘介
割奉行相加はる	信田淺右衛門	榎田戸太夫
見届	入江覺右衛門	徒目付 渡邊郷左衛門
	松本理兵衛	飯徒目付我妻彌五右衛門
	西河幸之允	藤井石兵衛
	清家喜八	水間岡右衛門
	五十嵐段藏	入江雲八
	松崎直七	原甚五右衛門
	渡邊九八郎	岡半平
		田邊分左衛門
		曾根勘右衛門



右の外御城使並御大所衆坊主追て可被仰付由

寶永五年四月二十五日

高役金二千兩上納相濟段申來

寶永七年二月二十五日

禁裡御築地金上納京都より申來

親王大准后御築地入用高割、高十萬石此割銀二貫四百九匁八分三厘九毛

正徳二年六月三日

禁裡御築地料高掛り此方様十萬石高割銀二十九貫八百十六匁五分九厘九毛の由京都清水治

右衛門より申來

享保四年二月三日

赤阪溜池御堀浚へ御手傳被仰付候由申來事、同日右に付在々より村夫百三十人江戸へ被差越候旨且又在々より御用立差上候様申聞候事、全十四日御手傳御人數先年聖堂御手傳の節の三分の一にて相濟可申、頭立役人も御伺の上以先格十人被仰付候由申來

享保七年七月二十二日

高一萬石につき百石宛年々御上米被仰付、右に付御參觀交代の義も半年御在府一年半御在

國の積被仰出、殿様來辰年より三月御參觀全九月御暇被仰出趣に相見候旨と申來

元文四年正月十五日

御上納金二千兩相納候由、今一年分二千兩相調次第御上納可有之御差圖の由申來、

寛延元年

備後國鞆津に於て朝鮮人の接待を命せらる

寶曆十二年

山門御普請御手傳

天明元年三月

關東川筋御手傳

寛政元年正月十六日

禁裡御築地御入用金二百五十七兩二分上納相濟

寛政十一年五月二十七日

美濃、尾張、伊勢東海道筋川々の御普請御用被爲蒙仰一万五千三百兩餘

文化十三年

美濃、尾張、伊勢海道筋川々の御普請御手傳一万二千八百兩



文政十年

上野御靈屋御普請御手傳一万三千兩

天保七年

美濃伊勢川々御普請御手傳一万四千二百兩

以上「在府」、「參勤交代」及「土木工事」等の三者は幕府が諸侯に臨みて其勢力を枯渴せしむるの手段として執りたる政策より来る必然の結果なるも、尙將軍後閣の吉凶慶吊、歳末年始、參府賜暇等に要する獻貢及腐敗せる有司に對する賂遺の存するあり、諸藩にとりては又容易ならざる負擔なりしなり、而して既に記する所の如く、家臣の招聘を要し、其扶持を要し、且又後に擧ぐる所の如く、文武の設備なかるべからず、領内の土木工事も缺ぐべからず、上の誅求免かるべからず下に對する徵税は大概限度あり、藩財政の局にあるもの、腐心察せずんばあるべからず、俗言、所謂「二合半樹のつべたゝき」なる語は慥に止むを得ずして士族の俸祿に切り込みたる當局者の苦心を語るものたり、  
卷末附録に掲ぐる所の文化九年の萩森部事件の如き實に斯かる際に發生せる事件なり、更に之れを吉田藩の舊記に按ずるも大要其軌を一にするが如し、左に擧ぐるものは「藤蔓延年譜」の録する所に係る、

其 三

吉田藩舊記（藤蔓延年譜）中抜摘

延寶三卯年春參向の公家衆御馳走役被蒙仰

法皇使 中御門大納言様  
新院使

同 年秋參向の公家衆兩院使御馳走役被蒙仰

天和二戌年秋朝鮮人來朝歸國共於藤澤驛泊御馳走役被蒙仰御相役土岐伊豫守様 八月廿二日來朝 九月十一日歸國

同 三亥年參向の公家衆御馳走役御扣被蒙仰

元祿五申年三月御參向の公家衆御馳走役被蒙仰

東院使 小川坊城前大納言様

同 十四年二月御參向の公家衆御馳走役被蒙仰御相役淺野内匠頭様

仙洞使 清閑寺前大納言様

勅 使 柳原前大納言様  
高野前大納言様

寶永七寅年二月御參向智恩院御門跡御馳走役被蒙仰

正徳元卯年十月朝鮮人來聘の節從淀江戸迄鞍皆具中馬被仰付

右來朝の節計御領分喜木津迄左之通被遣之



無足 廉川彌左衛門 中見 田中次郎右衛門 下代 新 六

右の外御船手より 千鳥丸

御船手 宮本喜左衛門 御梶取兩人 水主 六人 浦加子 五人

享保三戌年三月御参向の公家衆久我前内大臣様御馳走役被蒙仰

同 四亥年十月朝鮮人來聘の節大阪淀より新井迄鞍皆具中馬被仰付

右に付御領分喜木津迄正徳元年の通

延享四卯年十月十三日來夏朝鮮人歸國の節新居より京都より淀大阪迄(編者曰原文の儘)鞍皆具中馬被

仰付

寶曆十二年來秋冬の内朝鮮信使來朝に付山城淀より京都、夫より遠州新居迄鞍皆具人夫共被仰付

寶曆十四申年春朝鮮人來聘の節大阪船場より西本願寺迄、同所より船場迄馬三疋淀より京都迄鞍皆具中馬七疋分始六疋後一疋増被仰付

但馬一疋に付足輕一人沓籠持口附二人手傘紙合羽籠持一人提灯持一人

大阪へ正月廿日着、同廿六日發足、二月六日新井着

准太刀格御目付 矢野清左衛門 上下三八 御勘定方 矢野理兵衛 上下二人

御足輕十五人内小頭圓兵衛御口番圓八 御中間二十五人

右の内矢野理兵衛小頭一人御足輕三人御中間二人江戸表より其外御在所より

江戸吉田御入用一式高七百六十五兩一步余

同年二月廿七日朝鮮人登城御衣冠にて御出仕

同年三月十三日當夏勅使御馳走役被蒙仰

勅使 廣橋大納言様 此方様 姉小路前大納言様

女院使 石井宰相様 木下肥後守様

准后使 大原三位様 織田山城守様

御扣 細川若狹守様

四月十八日御着、同廿七日御發輿

御入用金高五千九百五十七兩三步余

内 公儀より八百五十兩と十三兩一步料理人代也十五石六斗代十七兩二步余

明和五子年三月勅使御馳走役被蒙仰

勅使 廣橋大納言様 此方様 姉小路前大納言様



東宮使 綾小路前中納言様

森 和泉守様

御扣

九鬼長門守様

四月朔日御着府同十日御發興

右御入用金四千六百兩余外に従公儀八百四十兩と十三兩三步 料理人代 米十五石四斗代十八兩二步十二匁

明和八卯年七月十八日當秋御參向公家衆御馳走役被蒙仰

御入用金高二千八百八兩(編者曰、右に準ずる)

天明六年十二月六日關東筋伊豆川々御普請御手傳被蒙仰御相役都合二十人此方様御手傳所は武藏國玉川相撲國相撲川其外川々内郷共

右御手傳場所へ翌未年三月朔日兩日御役人出立見分相濟三月十二日迄に何れも歸府

右御手傳金上納御代官伊奈半右衛門様へ被相納金四千四百九十六兩一步と永二百三十文外に榜杭代永九貫八百二十三文七分

以下畧す

### 其六 文武の設備

第六に支出すべきは各藩領内に於ける文武の設備をなすにありき。幕府の高壓政策に操つられ

たる各藩は其全力を傾けて此れが要求に應じ、未だ以て其領内を顧みるの餘力なきが如きものあり。幕末に於ける諸藩の負債は斯る間に發生す。其額の夥しき寧ろ驚く可きものあり。大阪藏屋敷の官吏の如き其本務とする處は有福の商人に對して負債の辯解をなすにあるが如く甚だしきは數万石の大守にして親書を認め辞を卑くして領内の困窮を訴へ、所謂素町人に哀を乞ふ如き有様なりき。事情斯くの如くなれば領内の設備また之れを充分ならしむること甚だ難かりしは論なし然れ共當面の事また等閑に附すべからざるものあり、有司の苦心は専ら此の間にありとす。

字和島吉田兩藩が此間にありてよく文武の設備を試み着々其績を擧ぐるに至りし次第は後章録する所の如し、讀者若し上來記したる所によりて藩當局の當時に於ける苦心に想到する處あらば可なり

### 其九 領内の土木工事

領内に於て必要缺ぐべからざるは河川堤防の修理なり、其責に任すべきものは何人なるか、其費用を負担すべきものは何人なるか、土木費負擔の割合に關し苦情あるは今も昔も異なることなし、伊豫の各藩其制度を異にせるが如く、之れを取調ぶるの資料亦乏しく、古老の語る所據りて以て準とすべきものもなし、松山藩に於ては高内又七の覺書によりて土木工事は一切藩費支



辨なりとは稱するも周桑郡高松村の臺帳には明白に村費の上に計上せりと云ふ、宇和島領内に於ては先きに本章第七節に於て例擧したるが如く、明治五年七月神山縣伺の書面に

堤川除井堰橋梁等は聊かの場所たりとも領主に於て仕立遣、其上年々出水の度毎田畑へ押込候土砂取除人足賃等迄渡來候儀の處、先般庄屋組頭役料は村費の積取揚、川除橋梁井堰普請費等も相成丈村費、田畑へ押込候土砂取除人足賃等は勿論不被下積、當時取調中に候へども、右様從前渡來候諸費は不被下全領主藩士爲人用取立來候有名無實の品々從前の通爲相納候ては今般縣治一統の施行不相立云々とあり、而して又大成郡録平城村の租稅臺帳には（他の各村亦同形式）

平 城 村

- 一、高九百三十一石五斗四升四合
- 一、本百姓數役高六十八人二步五厘

外に八人前庄屋組無役地

- 田數六十七町二反十八步 御年貢地
- 畑數三十五町三反六畝十步 右同斷
- 一、御物成四百五石三斗 (定 免)
- 内 米三百二十八石 大豆七十七石三斗

田數八反八畝五步 奥禪寺新田

- 一、御物成米二石七斗 (定 免)

田數四反四畝十一歩 觀自在寺新田

- 一、御物成米二石一斗

四色小物成

- 一、眞綿、百八十八匁七分七厘
- 一、麻苧、九貫二十五匁
- 一、漆、六十八匁九分五厘
- 一、漆實、一斗四升五合五勺
- 九色小役並に千石夫
- 一、薪、五百九束五步
- 一、鍛冶炭、二十三石三斗七升
- 一、草藁、百三十二束六步
- 一、糠、三十六石九斗五升三合
- 一、起炭、八石四斗八升



- 一、炭繩、十二束六房九步
- 一、庭蔭、四十二枚五步
- 一、壘蔭、四十二枚五步
- 一、勝蔭、十七束二步
- 一、千石夫、二人五步二厘三毛
- 以上
- 本茶、二斤百目（銀納）
- 苦竹、四十束 山役銀、四十五匁、柿澁、三斗三合八勺八弗一
- 米三石六斗九升七合四勺二才、井手川除定夫食（此夫千四百七十九人）
- 田一反三步 庄屋給田御年貢御免
- 畑一畝十六歩 所藏屋敷有（右同斷）
- 畑二畝 横目居屋敷（右同斷）
- 畑九畝十一歩 奥禪寺内（右同斷）
- 畑九畝七歩 麻畑 右同斷）
- 一、種子米三十二石七升

一、種大豆十三石五斗  
 一、作食米十七石七斗

とあり、此内所謂井手川除夫食米として計上せられたる米三石六斗餘は所謂土木費として年々計上せらるゝものにして、各村の臺帳必ず之れあり、藩支出の土木費は之れを以て支辨するを常例の費とせるが如し、之れが支出の形式を案するに、毎年各村浦に於て土木工事施行に先ち、其關係村浦より細密なる工事箇所測量の結果及之れに要する人夫役を計上報告すれば、藩は關係藩吏を遣はして更に測量を重ね、夫役を見積り、先きの報告と照合、相互交渉を重ねて茲に費額を決定するなり、此際村浦の申出は常に所謂掛直あり、一人役の所は三人役と稱し、三人役の所は五人役と稱するの類なり、藩吏は其不當を知るも之れを強制せず、概ね其要求する所に任す、故に土木工事は之れを施行する村浦の利益を生み出すを常としたり、之れを聞く、僅に一舉手一投足の間に修繕を了し得らるゝ些細の工事も其儘工事豫定額の内計上して藩吏の來るを待つを常としたりと、更に之れを陶山氏の記に見るに、現今東宇和郡の地にして吉田領に接する某村の百姓新道を開きしに、隣村の百姓徒黨して、該村は自村の地面なれば自村にて通路を作るを正當とすと主張し、遂に藩政府より奉行の出張となり、事僅かに落着するを得たる事ありと、之れ明かに土木工事の施行が自村を益すること大なるが故に之れを自村の事業



に移さんことを希望するを示せるなり、  
小工事既に此の如し、領内全般に涉れる大工事に際會せんか、藩の苦心は鮮少の事にあらず、  
文化（或は文政なりしか）年間に施行したる大土木工事は其區域十代官（宇和島藩）に涉り、  
其當時の記録は時の奉行小梁川主膳の録する所の「修提事録」十有七冊に詳記する所にして這  
般の消息を語るものなり、

大土木工事の施行は常に所謂天變地災と相伴ふ、此の場合に於ては藩の歳入は著しき減少を來  
すを常とすること論なし、而して支出する所は平時の比にあらず、此かる場合に於て若し幕府  
高壓政策の某事業を命せられんか藩は上下の間に挿まれて進退に窮するに至る、各藩内部に起  
る小紛紜は多く此かる際に起る、

茲に參考として吉田藩に屬する此の頃關係の舊記二三を掲ぐべし、長山源雄氏所藏「吉藩要  
用秘譜」の録する所なり

其 一

御村浦夫食並定夫の事

一、御村浦定夫食高二万八千八百七十五人  
此米四十九石二斗一升八合七勺五才

但一人につき二合五勺五才づつ  
内

七千二百九十三人 川筋組一代官  
九千八百九十六人 山奥組一代官  
四千六百八十六人 三間影地組一代官

右の通先年より定夫食被下候處享保十一年より定夫相止毎春入用高井川方役人夫遣帳御勘定  
所へ差出引合の上所夫は一人に付米二合五勺づつ加勢夫は一人につき米五合づつ被下也井川  
方役人本手形にて御藏より受取相渡也

其 二

井手川除方之定 (八十二)

一、井手川除築地御普請御入用の儀隨分遂吟味御爲に宜敷筋被相考夫遣等猥に無之様可被取  
計事

但所夫不足候はゞ他村より加勢夫仕可被申候

一、右夫食米の定所夫は一人につき二合五勺づつ加勢夫は一人につき五合づつ可被相渡事  
但不時御普請の節時宜に寄右の定に不構夫食米見合を以て被相渡候節は其時々元締中迄



被申出相談の上出夫の遠近強弱を考へ平等に可被相渡事

- 一、夫食米受取候義は其許受取判見届承知判の手形を以て御藏方より受取可被申事
- 一、夫食米被相渡候節は其所の庄屋役人印形の手形取置差出書面年限に相認御勘定所へ可差出事

附、不時御普請の節も是又右同斷の手形を以て別帳相認其時に御勘定所へ可被差出事

(中略)

- 一、御普請諸道具は下役人仮切手にて右御道具預り役人より受取遣被申御用相濟次第早速可被差戻候、尤御道具の内痛出来候はゞ吟味の上痛切手出可被申事

一、右御普請に付一切御用筋は其時々元締中へ相達彼方聞合の上取計可被申事

右之通戊辰七月廿五日井手川除方御役人へ定引付改出る

其 三

井手川除夫食米の事

委細は帳前八十一にあり此處は夫食の増したることのみ記

- 一、井手川除定夫の義先年御定有之候へ共中興は相延候處此度先年の通御郡奉行中より夫數帳面受取置遣所吟味有之井手川除廉未無之様可被取計候勿論夫食米は一人につき二合五勺

づつ可相渡事

- 一、井手川除築地御普請夫食米の定此度より所夫一人につき四合五勺づつ加勢夫は一人につき六合七勺三才づつ可相渡事右の通寛政五丑年十二月相極候間可被得其意候者也

寛政五丑五月

尾 田 隼 人

松 田 六 郎 右 衛 門

飯 淵 庄 左 衛 門

御郡奉行衆

其 四

津島組代官手控に(宇和島藩)

井川夫拂帳差出候節村浦五人頭より左の通證文差出し候に付夫拂帳と一所に差出

候事

- 一、米何石何斗何升何合何勺何才

右當春井川御普請被 仰付難有仕合奉存候夫食米御定の通一人に付六合七勺三才づつ日々御百姓中受取、少しも相違無御座候爲後日仍加件

年 號 月 日

何 村



何 某  
何 某

御庄屋何某殿

之れ年々行ふ所の小普請に對する書式として定められたるものなり、

### 第九節 藩札の發行

我國にて紙幣の行はれしは後醍醐天皇の時に始る、されども帝中興久しからずして吉野へ還幸し給ひしが故に紙幣亦多く作られず又廣く行はれずして止めり、其後足利氏より織田豊臣二氏の世には紙幣のありしを聞かず、徳川氏に及びて諸國には藩札を用ひしもの多かりしも幕府自ら作りて用ひしは唯慶應の末年に金札を發行したるに止まるが如し、されども民間には紙幣に類するものを製して融通せしこと實に文祿元年奈良商人の行ひたる貸借切手に初まるが如し、之れに續く可きは伊勢山田に行はれたる羽書なるべし（傳説には足利氏の頃より行はれたりとも云ふ）近古に於ては寛永八年花房志摩守山田奉行たりし頃、其地の古老を選びて山田三方年寄となし、専ら羽書の事を司らしめしが如し、其後寛政中一色兵庫頭其地の奉行たりし頃改めて山田市中にて凡四百四人を選びて之れを羽書總中と稱し、其の人々より集金して相共に羽書のことを主管せしめしと云ふ、後此方法に倣ひて發行せし津羽書、松板羽書あり、又大阪に

ても元和中既に江戸堀銀七分札といふを使用したることありしと云ふ、

而して所謂藩札の初めは寛文の頃に起り、元祿の頃に至りて漸く多く寶永中に幕府一度之れを停めしが、享保に及びて又之れを許し、尋で銀札の一種と定め金札、錢札、米札の類は皆之れを禁せらる、今幕府の令を擧げて其沿革の大意を示さん

一、後には示す所の宇和島藩札發行の次第と重複するものなきにあらざるも便宜上茲にも之れを掲ぐべし、

寶永四年十月十三日

一、金銀錢札遣の處々も有之候て札遣無之處通用の爲不宜候條、向後札遣停止の儀に候間、其所々へ申遣はし、達候日より五十日を限り相止可被申候事、

右にて諸藩に金銀札の漸多くなりたるを知るを得可く、又幕府の此の令を發せしは元祿の惡幣及常十大錢の行はれ難きを強て行はんとの意なるを推知す可し、

享保十五年六月四日

一、金銀錢札遣有之處々、先年札被相止候得共向後は前札々遣仕來候處は勝手次第に可仕候

但御勘定奉行へ可相達候



同日御勘定奉行へ

前々より仕來候處々にて金銀錢札遣の儀二十万石以上は廿五年、二十万石以下は十五年の間たるべく候、年數滿候ても尙又札遣仕度儀も候はゞ其節に至り御勘定奉行へ可承旨挨拶可被致候

右は當時累年米價の下落に苦める際たれば通貨を倍して米價を引立つべき爲と見るべく、寶永の令にて一時廢止せし藩にも之れに籍口して續々發行するもの多かりしは疑ふべくもなし、

寶曆五年四月勘定奉行へ

一、今般松平加賀守領分金銀札遣の儀相願候へども金札遣は無用に致し銀札遣の儀、可爲伺之通旨相達候、依之向後金札遣の儀は都て難成候間可被得其意候

一、奥平大膳大夫領分金銀札遣の儀は去申年相濟候事に候間、年季の内は、其儘通用爲致、年季明候はゞ金札遣年延等相願候共難成候間其趣に可被相心得候

是より先金銀錢の三札とも差支なく允許せしに此に至りて金札を用ふることを禁止せり、

同九年八月十二日

金銀錢札遣の儀寶永年中相止候處、前々札遣致來候處は勝手次第可仕旨、享保十五年相達候、其後新規の場所にも銀札遣願相濟候も有之候へ共、新規の分も段々相濟候ては類例も

多く相成後々差支の儀も可有之候間、前々より札遣致來候場所、並享保十五年以後新規相願候分は格別、右の外向後新規の場所、札遣の儀は難成候間可被得其意候

金銀錢札遣の儀は、前々通用致來候分も向後願難成事

但當時通用致候分は年季の内は、只今迄之通たるべく候

之れ享保には紙幣を用ひし舊例ある藩々のみ再度用ふることを許されしものなるも、其後舊例なき藩に於ても准可を得て之れを用ふるもの益々多きを來したるを以て之れを制止したるに他ならざるなり、

後、天保七年十二月廿六日に至り銀札遣の儀前々より札遣致來候場所並享保十五年以後新規相願候分は格別、右の外新規相願候分は難成、金銀錢札遣の儀は前々通用致來候分も向後願難成旨寶曆九年相觸、尙又前々銀札遣致し候場所にても中絶の分は銀札遣難相成旨安永三年相觸米札遣の儀も、前々仕來にて伺有之、引續年季等を以、相濟居候分は格別、縦古來右の例有之候共、中絶の分は札遣の儀難相成旨、寛政十年相觸候處近年猥に相成願濟候外、領主地頭限、銀錢札相出、又は米札酒札等紛敷名目を以、札遣致し候場所も有之趣相聞、如何の事に候、前々相觸候通、金銀錢札遣難成儀勿論、銀札米札共、願濟候分は格別、其餘札遣の儀は難相成事に付心得違無之様可致候云々



とあるに據る時は銀札米札の外に更に酒札等も行はれ、加之官准を経ずして、曾て禁止せられたる錢札等をも恣に發行せしものありて諸國の紙幣次第に増加せしを見るべし、

以上は幕府が諸藩にて發行せし紙幣に對して發せし令條の大概なり、

之れ等は一面に於て幕府が諸藩に對して行べる高壓政策の反動とも見るべく、年所を経るに従つて諸藩財政の困難を招致したる形をも見ることを得可きものなり、蓋し收支を適合せしむるは國債を起すより良策あるなし、各藩の此の手段を採りしは不知不識の間に此の原理原則を採り用せしものなるなり、

さて、諸藩の内最も早く紙幣を用ひしは、寛文年中に於て福井の越前宰相忠昌が一時救急の策として發行したるに初まる、而して天保以後國事益多端にして藩札の發行益々夥しく、未だ嘗て一回も發行したることなかりし鹿兒島藩さへ遂に之に倣ふに至り、其極藩札の濫發となり、其結果物價の騰貴となり如何ともすべからず、明治政府に至り百方苦心して僅に之れを整理したるは一般の詳知する所なり

國史論纂に曰く

凡諸藩に於て紙幣を用ゐること、蓋し初より喜びて行ひしにはあらず、止むを得ず之れを行ひしものなるべし、其止むを得ざるには様々の原因あるべけれども大概に之れを分ては三等

となるべきか、其封内に流通する貨幣の乏しくして民用を辨するに足らず、因て之れを用ゐると云ふ之れ第一等なり、相隣れる藩々皆之れを行ふに吾獨之れを行はざれば吾封内の貨幣は遂に隣藩の爲に悉く吸收せらるれば止むを得ず之れを用ゐると云ふ是第二等なり、藩々の經濟漸く窮し農民に課し、商賣に借りたれども、それすら遂に塞りて己むを得ずして之れを用ゐると云ふ是れ第三等なり、以上三等の内第三の原因より發せしもの殆んど十中の八九に居るなるべし

と、亦以て藩札發行の由來する所を察するに足らん、

而して銀紙の差は藩によりて異り又時代によりて同じからず、明治年度に近づくに従ひ此の差殊に甚し、我伊豫の各藩に於て西條藩は百二十五匁を一兩とし小松藩は百十三匁を一兩としたり、而して引替の時期には西條藩は百七十二匁を以て一兩となせりと云ふ、銀一匁は青銅七十文なり従つて一分は七文なり、されど小松藩は六十文を以て一匁と定めたりしが藩札引替の際には此の六十文（六厘）が十五文（一厘五毛）に下落せりと云ふ、引替の時期にあらずとも貨幣價格の變動甚しきは後に記するが如く或は新銀製造の爲に或は天變地災によりて凶作を見るに至りし爲に常に間斷なきを見るべし、讀者若し之れ等價格變動の由來を考へ、而して後に擧ぐる所を見れば得る所蓋し多かるべきなり、



我が宇和島藩が文化文政の間、財政窮乏の際に於ける記録（後に現はる）を見るもの上來記する所を参考するを要す、敢て舊藩政を辨護せんの意に出づるにはあらざるなり、舊記録に據りて本項關係の諸件を叙せんに必しも藩札發行のみに關するものにはあらざるも、歴代經濟財政の狀を知らんが爲には重要なものなるを信じ、一々之れを記載せり、異日更に精細なる資料の得らるゝあらば左の抜書亦隨て其用を増すべきを信じて疑はざる所なり

寛文十年

一月二十七日||五歩一札紙百枚判押郡奉行衆へ被渡

二月二日||錢一貫文に十三匁七分替一分に七文、五厘に三文

(參考) 延寶元年六月二十七日||江戸へ御銀三百貫匁登

延寶二年

十二月十七日||御町錢替の事七十文替に申渡

全 八年

十二月二十三日||錢之直段七十六文替を町中願出八十文替申渡

貞享二年

九月十一日||江戸御用銀三百貫目爲登

元祿八年

正月二十四日||此節上方邊近國も錢の直上に付少し上可然旨付錢一匁に付七十六匁替一貫匁に十二匁六分三厘積相定

九月二十九日||錢七十文替申渡

全 九年

八月二日||新金銀出來につき古金銀引替可申旨從公儀被仰出

全月全日||吹直金銀古金銀通用停止被仰出新金銀に引替可申旨

十月二十二日||金銀引替之儀吹處へ引換ては不案内に可有之間兩替屋へ申台可然金千兩に付十兩銀百貫目付一貫五百匁増相渡間取集め持運び兩替屋取次入用等に成積之間成易き員數程宛可引替旨等公儀被仰出

全 十年

六月十七日||金銀引替の儀來る三月限新古通用三月以後古金銀通用相止候様被仰出申渡候事

七月二十六日||新金二朱判出來之儀從公儀被仰出

全 十一年

二月十日||鳥目拂底につき錢替六十二文通用の事



全 二十一日 新金銀引替相延來三月限に被仰出

十一月二日 古金銀新金銀に引替に付遠國の儀は其内不自由候はゞ當分札遣に可仕旨從公儀被仰出候に付御城下計札遣の義被仰出候事

十二月十二日 左之通書付を以相觸

一、今度江戸より申來候古金銀引替之儀來三月限と内々被仰出候處子細有之來正月限に相濟可申候諸國共に古金銀無之段正月至て御家に依り書付可差出由被仰出候由

一、於御當地右之引替不自由之体付當分札遣申付候來三月限と相觸候處右之通候間古金銀少しにても有之面々一錢にても早く札替可被申付候

一、來正月に至て公儀より右御(赤字)有事候間來正月十五日切に引替可被申候

一、此之如く段々被仰出候上は諸國引替相濟以後於他所古金銀遣候共御詮義有之其出所へ御吟味懸可申御様子に候

一、自然他所商賣人古金銀持來候共古金銀受取不申様に町中へも申付候間是又來正月十五日切古金銀取替無之筈候間被得其意支配有之衆は急度可被申付候 以上

十二月十三日

全十二年

正月十一日 古金銀引替の義當正月從公儀被仰出候故御領内札遣正月限にて相濟可申然と雖

二月より札遣相止候ては双方可令混亂其上大阪へ爲登候古銀高百五十貫目に及候得共引替急に難成新銀下り不申札坐に新銀少く入札急に有之候はゞ少々手支可申入札を以て銀子相渡候義は當三月迄の内段々爲致可申御領内二月朔日より三月三十日迄は札成共銀成共勝手次第通用可申旨被仰出候事

全 二十八日 新銀上方にて手支候由引替難成仍之札遣三月限と申渡候得共三月以後も札遣

先致し候心得にて通用可致尤札相止候はゞ前方可相觸趣被仰出候事

全 十三年

九月七日 御領内新細銀少く通用不自由につき向後銀二百目以下は札遣に改銀遣堅停止の旨被仰出候事

全 日 札遣の義御家中並に御領内不殘相觸覺

一、御領内新銀少く諸人通用不自由につき向後銀二百目以下は札遣に相改候間銀遣堅無用候二百一匁以上は札成共銀成共勝手次第の事

一、右の通につき上納銀も二百匁迄は札を以て差上可申候尤御金奉行より御拂方も右同斷のこと



一、米代大豆代の義は前体本銀可爲事

右三ヶ條の趣可被得其意委細の義は元縮衆より別紙書付の通支配中へ急度可被申付候以上  
全 十五年

正月九日||新細銀行渡候迄二百目以下は札相交遣申様御伺の上被仰付候然る處此度金遣の義  
從公儀被仰付候に付今年札取上候條替殘候札勝手次第札場へ持參可申旨被仰出候事

全 日

一、銀子並錢相場去年相觸候通金一兩に銀は五十八匁替錢三貫九百匁替の積より高直に致  
すまじく右の相場より下直に成分は勝手次第の旨

一、諸國一統に金銀共に無滯通用可仕旨

從公儀右兩條被仰出候事

右之通の義につき茲元札遣の義鹿野久兵衛呼出申渡

四月十七日||今日より御家中町方錢七十文替に申渡

八月二十三日||札遣の義古金銀引替の内計當分札遣に被成度御斷相濟只今迄札遣の處最早引  
替世間一同相濟候へば右札遣の義御斷品有之處勝手次第札遣只今迄の通に可仕由被仰渡段  
申來

寶永四年

五月二十一日||鳥目一匁に八十四文替候様申聞

十一月四日||銀金錢札遣の所(欠字)有之候て札遣無之處通用の爲不宜候條向後札遣停止の段  
從公儀被仰出有之

札遣相止候段承之町在騒可申と奉行より江戸へ御伺の趣有之追て被仰出迄は前躰申聞る

全 二十一日||御領中錢替一匁に七十六文替に申渡

十二月十二日||五匁より二匁迄札來る十五日十六日迄の内御札坐へ差出一匁より以下札前躰  
御領分計通用可仕由申渡事

全 十七日||一匁札以下の小札所持の面々來る十九日當日に致札坐十九日中に書付可差出旨

全 十八日||鳥目一匁につき六十六文替相極候事

寶永五年

正月四日||諸國札遣停止從公儀被仰出御領分札遣明五日より一切通用仕間敷所持の札十一日  
より十五日迄の間札坐へ可差出取落候共十五日後は堅請取不申旨被仰出候事

全 十五日||鳥目七十文替申渡候事

二月二十三日||於京都大錢出來、但大錢一錢十錢に相當積の由只今迄の新錢に交々諸國通用



可仕旨従公儀被仰出旨申來候事

三月一日鳥目通用七十四文替に申付

六月九日今度京都錢坐にて出來候大錢最前相觸候通彌々新錢に交ひ可致通用尤新錢相場金

一兩錢三貫九百文より四貫目迄の積に定、夫より高下無之様可仕旨従公儀被仰出有之

全月 銀札通用願濟八月十二日より銀札通用

八月二十七日鳥目通用大洲吉田の通に仕度旨町方より内分願有之付一匁につき七十六文替に申付候事

十月十九日鳥目通用一匁に付八十文替申付

寶永六年

二月十日鳥目七十八文替に申付候事

三月十三日鳥目七十文替に申付候事

五月二十九日錢の相場時々此の方へ申出候以來は各申合せ御所通用自由成様に可被申付旨  
在町奉行へ申渡事

寶永七年

五月三日新金吹直被仰付御書付御渡被成候由

正徳元年

十一月十二日鳥目通用五十八匁替申付

正徳三年

正月二十日鳥目今日より四十六文替之事

十一月二十七日鳥目拂底につき一匁に四十二文替に申付候事

正徳四年

七月二日鳥目通用四十一文替に申付候事

全 五日鳥目通用四十文替に申付候事

享保二年

十二月八日鳥目通用三十六文替に申渡候事

享保三年

三月十二日鳥目通用三十八文替に申付候事

七月二十九日鳥目四十文替に申付候事

十月二十八日鳥目四十四文替に申付候事

閏十月十日鳥目一匁に三十六文替に申渡候事



全 十四日鳥目一匁に三十二文替申付候事  
十二月二日鳥目一匁に二十六文替に申付候事  
享保四年

正月二十二日鳥目一匁に二十八文替に申付候事

五月二十八日鳥目通用二十六文替に申付候事

十月二十日鳥目通用二十四文之事

十一月二十日鳥目通用二十二文に申付候事

十二月四日鳥目一匁に二十文替申付る事

享保五年

正月二十三日鳥目一匁に二十二文替に申付事

全 二十七日新銀を以て諸色の直段相定可申之處今以古銀の直段に申唱候依之萬物別て高

直に相聞候間米代其外都て新銀にて直段相定可申尤寅年迄は古銀も割合を以て通用可申乾

字金は今年より愈通用申間敷旨相觸候事

三月二十四日鳥目一匁に二十四文替申付事

四月二十四日元祿銀、寶永銀、中銀、三寶銀、四寶銀、通用來丑年限寅年より通用一切停

止右五品之銀新銀と引替之義來寅年迄と限可申旨從公儀被仰出相觸候事

八月二十四日鳥目二十錢替に申付候事

十月十五日鳥目一匁につき二十二文替に申付事

享保六年

四月二十七日鳥目通用二十文替に申付事

五月二十二日從公儀金銀引替之義被仰出候事

享保七年

十二月十七日鳥目一匁七十六文替申付

全 二十六日鳥目七十二文替に申付候事

享保八年

二月七日鳥目一匁七十六文替に申付候事

十二月七日鳥目一匁につき七十二文に申付候事

全 二十六日鳥目一匁につき七十文に申付候事

享保九年

三月十五日鳥目一匁につき七十四文に申付候事



享保十年

十一月七日元祿年中改候大判吹直新大判通用從公儀被仰出

享保十一年

三月三十日鳥目一匁につき七十六文申付候事

享保十二年

十二月十六日鳥目不自由に付一匁に七十四文替申付候事

享保十三年

二月十四日鳥目七十六文替申付候事

四月四日鳥目七十八文替申付候事

四月九日鳥目一匁に八十文替申付事

十二月五日銀遣一匁に七十六文遣申付事

享保十四年

八月十四日鳥目一匁に八十六文替申渡候事

十二月七日鳥目七十六文通用申渡事

參 考

享保十五年幕府紙幣發行の禁を解き二十万石以上は二十五年を限り二十万石以下は十五年を

限りて通用期限として紙幣發行を許したるなり

二月九日鳥目一匁八十文替申付事

六月

一、金銀錢札有之所々先年札遣相止候得共向後は前々札遣仕來候所には勝手次第に可仕但

札遣致し候はゞ御勘定奉行へ可相達旨從公儀被仰出

一、元祿十四巳年より先二三年の内銀札遣申度旨御願有之勝手次第と被仰出札遣申附拾ヶ

年程直に札遣仕度段追て御願の通相濟處實永四亥年札遣御停止被仰出早速無滯札銀に引

替申候今度札遣勝手次第に被仰出候御領分銀通用の處に御座候間銀計彌々永々札遣に被

成度段御届有之處當成年より十五ヶ年札遣たるべく段被仰出

八月十三日銀札通用の義先年の古札加印相調に付今日より札坐に於て引替通用有之事

九月二日先年通用の銀札自然所持候はゞ可差出旨申渡

十一月十二日鳥目一匁に八十二文替申付候事

享保十六年

四月二十六日鳥目一匁に八十文替申付候事



八月十七日||一分札出来通用之事

十二月九日||鳥目一匁につき七十六文に申付候事

全 二十日||鳥目一匁につき七十文替之事

享保十七年

二月二十七日||札坐引替差支難成に付當分相究申渡趣有之

三月二十九日||銀札拵出来かね候付色札を以て五十匁札通用事

九月十七日||銀札引替願度と申出候へ共當時難相成候付内分にて以相對振替通用之義銀子鳥

目之位を定め置候て當分振替之義以了簡申付候義は苦間敷段町奉行へ申付る

享保十八年

正月七日||札引替鳥目少々つ替被下其上無據義は承届少々替被下候處去暮以來御銀出方少

殊に御廻米御調の義候は右相濟迄は銀子鳥目少々にても難替出候間其旨可令相心得旨申  
聞る

享保十九年

正月十九日||去る成年より銀札通用被仰付置候處子年蝗災以來札坐引替滯一統不通用下方可

爲難義候へ共御内分御差支餘計の銀子被差出候義難成候其儘被差置候ては彌以通用差支町

在共必至と迷惑につき此度引替被仰付所持の銀札銀札坐へ持參預り切手取置可申引替の義  
銀札一貫匁の價正銀百匁と相極二十五匁は相渡殘七十五匁來卯春より己春迄三ヶ年賦に返  
可被下此趣札坐より証文差出置可申右引替相濟以後銀札加印を以て通用被仰付候趣有之事  
十月二十七日||銀札新札相調候に付來月朔日より通用同廿一日より古札相止候様被仰出候事  
全 二十九日||鳥目一匁につき七十四文に申付事

享保二十年

十一月二日||鳥目一匁につき七十二文に申付

元文元年

五月二十八日||金銀吹改被仰出候付只今迄通用の銀札一匁につき七十二文替にして引替通用

致來候右の銀札札坐へ持參候は預切手差出すべく右の代り鳥目引替可相渡尤七十二文替

にして引替候錢札今度改につき準右銀札も一匁につき鳥目四十八文を以て出入共引替可申

只今迄の通用銀を以此後銀札引替候は御定の通一貫目に付五百目の増歩銀相添引替可申

日限後取殘斷出候は一匁につき四十八文を以て引替可相渡旨被仰出候事

全日||今度新金引替被仰出候につき唯今迄御領分にて鳥目相場七十二文替にて通用致し來候

銀札六月十日切に札坐にて引換此間相觸候鳥目四十八文の通用札六月十五日より先躰通用



候様及相談書付相整今日御勘定奉行衆の中へ相渡右の儀御家中並に在町へ両御役人より相觸勿論札坐役上月新五兵衛へも無滞引換可申段右の書付を以て申渡事

六月二十五日||御金方錢替銀一匁につき八十文の處左の通申聞銀一匁につき八十二文上納同斷錢八十一文御金方より拂出候事

十月二十日||文字銀通用

十一月二十二日||金銀吹替被仰出候に付銀札七十二文替に候へ共五割増の割合を以て銀札四十八文替に、引替置候處文字銀少も入込不申市中の通用難澁の趣粗相聞候依之前々の通七十二文替に被仰付間札坐へ差出し候は、當分預切手可差出候右の代鳥目引替相渡銀札通用加印申附前躰被仰付取殘候分は其者其の可爲損失旨被仰出事

全日||銀札文字金吹改以後割合を以一匁四十八文遣に申付候處差支も有之趣に付及相談七十六文替の札遣可然旨につき當月廿七日限札坐へ差出當分預切手相渡右の代りに鳥目來月朔日より引換可相渡候尤朔日より通用前躰につき只今迄の札に加印可申付旨札坐御役上月新五兵衛へ申渡夫々申渡

元文二年

八月二十七日||文金銀當年中に引替の儀從公儀被仰出

元文三年

四月朔日||上方錢替の趣申來付七十文替に申付る

全十二日||錢一匁六十六文替申付る

六月十二日||銀札の義出札の分不殘差出古銀に引替被下相濟候依之此以後文銀通用札に被相改候諸事只今迄の通に候然共文銀未御領内入來不申其上近來出札餘計無之付札坐町會處へ引取暫引替の義被見合其内銀札望のもの有之候は、可申出候無滞引替可相渡旨一統へ申聞

十二月二十三日||錢替文銀一匁に四十文御金方は四十二文之事

元文四年

二月三日||錢替一匁に四十四文御金方は錢納は四十六文

五月十二日||上納物四十六文替之處四十四文遣申付る

元文六年

三月二十八日||錢遣五十文替にて相納候處五十二文遣に可申付候事

五月十八日||鳥目六十文直段に申渡候事

八月七日||代官依款錢五十四文替に申渡候事



寛保二年

正月十三日||諸上納銀鳥目にて納候時は五十四文之相場にて可相納段去年八月被仰出候處今

日より一匁に六十文替に相納候様申聞候事

全 二十四日||鳥目一匁に六十文替通用申付る

四月二十七日||銀相場高直につき諸上納銀納之節六十五文上納可申渡事

五月二十二日||諸上納銀納にて六十文に申付候事

十月十七日||諸上納銀納にて相納節六十二文に申付る

寛保三年

四月二十七日||諸上納物錢遣六十六文に申付る

閏四月二十七日||諸上納錢六十四文に申付事

延享元年

四月十五日||上納銀錢にて相納候分六十六匁替に受取渡方共申付る

寛延三年

三月一日||錢替六十六文之處七十文替に申付

寶曆九年

十月十四日||一匁に七十文之處六十六文替に相改

寛延十年

六月 ||御領分銀札通用の儀享保十五戌年御開届相濟御差圖の通十五ケ年間紛敷儀等無之

無滞通用仕右年限の通延享元子年限相止候處從當年又々來る申年迄五ケ年の間御領分中銀

札通用の義公儀へ御窺書被差出候處十月二十九日御窺の通被仰渡候事

寶曆十一年

六月二十九日||銀札通用被仰付候に付先年通用の銀札自然所持候はゞ御勘定所へ可差出旨傳

達

八月十五日||今日より銀札調ふ銀定相場の錢替六十六文と相成る

寶曆十二年

十月二日||銀札通用に付米代大豆代は銀錢を以て取替の處銀札相交取替不苦事

明和元年

七月十二日||來る酉年より午年迄十ケ年銀札通用御伺相濟に付夫々被仰出候事

十月二日||銀札在中所に寄通用不致趣相聞に付通用候様申渡並上納物に多少無差別歩入を以

上納不苦旨被仰出候事



明和五年

九月二十二日 五匁銀四分迄輕重無構通用被仰出

安永三年

九月二十七日 來る未年より酉年迄十五ヶ年銀札通用御伺相濟につき夫々被仰出候事

天明七年

三月朔日 來る戌年より子年迄十五ヶ年銀札通用年延御伺濟申來

四月三十日

一、正銀至て拂底につき下し銀有之迄暫の内銀札引替高分相極仍之前躰相成候迄正銀錢銀

札相對替分差免候事

一、銀札引替の義取計筋申聞候處市中の者心得違疑惑致難澁候由に付銀札通用相潰候様に

御吟味には無之間心得違無之様可申聞旨町奉行へ申聞候事

天明八年

二月二十六日 先年銀札通用被仰付候以來無滞被相行候處御内分御不手廻につき去夏銀札引

替當分限被仰付銀札相對引替被差免候處於市中銀相場過分の歩違を以取替諸色以外の外高

直に相成銀拂底故に相聞依之無餘義入用の分大阪渡爲替に引替被仰付地方にても無餘義

分吟味の上引替可申且銀札通用相滞候ては上下及差支候間追々御吟味筋も有之間下々辨違  
無之様委細被仰出候事

十月二十八日

一、錢通用並銀札引替の義被仰出

一、錢替只今迄一匁につき六十六文替通用來候處今度相改來月朔日より七十文替通用の事

一、錢替相改につき只今迄通用の銀札加印被仰付候事

一、唯今迄所持の銀札引替可差出事

但御家中市郷等夫々日限有之

一、銀札引替急に不手廻面々は可及迷惑に付加印札手廻候迄石札入交通用差免候事

但若故障の義につき日限迄に銀札引替得不差出候は霜月中は其旨札坐へ申出可受裁

許極月へ越候ては如何躰無餘義譯有之候共引替決て不相成候事

一、今度一步札被相替通用被仰付候事

一、錢を以て取替の事九厘以下は不苦一分以上は可爲札遣事

一、金銀錢を以銀札に引替時増歩の次第兼て被相定置候處右増歩今度被相止候事

一、銀札を以金銀錢に引替候時増歩の次第是迄の通の事



一、札を金銀錢に引替候事は兼て被仰出候通札坐の外彌御停止の事

一、銀札の義につき去年被仰出候通無餘義筋にて引替の正銀十分に不相渡候間於下々は銀札歩合至て相落し致取替に付去五月中へ猶又申聞候趣も有之處其義不相守其後も歩合等相落し通用不辨利相成候右躰有之候ては御領中一統難義の事故自今銀札引替の義申出候はゞ無滯被相渡候様有之度重々吟味の上此度六十六文銀札引替に差出候節百文につき七十文銀札五十目可被相渡候全躰歩合割合も有之事候得共畢竟當時御差支の事故以來銀錢無滯引替有之様にゞ猶又此度以吟味右の通の事候間此の旨相心得無滯可致通用旨御目付傳達

一、吉田並に御他領より銀札引替に差出候はゞ日限中は無差支此度被仰出候割合の通相渡可申事

寛政元年

二月二十二日||去年錢替相改銀札引替に付加印被仰付候處引合相濟候故新加印は自今被相止

加印の有無に不抱通用被仰付旨被仰出候事

十一月十二日||一步以上銀札遣の處以來正銀錢銀札取交通用勝手次第被仰出事

享和二年

八月十七日||來る丑年より卯年迄十五ヶ年銀札通用御伺相濟に付夫々被仰出事

十月十七日||天明八申年錢七十文替に相改に付銀札に引替候時増歩被相止候處金銀錢を以銀

札に引替候時増歩一分被相附銀札を以て引替候時は是迄の通の段被仰出候事

文化三年

九月朔日||銀札坐へ上げ錢出歩の義に付申出候は世上錢下落につき豊後等は運送宜故に餘計の正錢取越候義に被察上げ錢は多分諸問屋より差出候事に候上げ錢致に就ては利益有之子細は仮令は豊後にて銀一貫目を丁百十二文の相場にて錢を求候時は百十二貫文に相成右を御札坐へ差出時は出歩共に長札一貫六百十六文に相成又此の銀札を銀に引替候時は御法通二歩引に銀一貫三十五文四分九厘九毛に相成此所にも銀三十五文四分九厘下の利潤有之事に候又豊後方にて銀に打返候はゞ莫大の利益可有之哉と存仍て出歩相止共豊後方百十二文に相場居候得は爰元銀相場引上被仰付候迄は矢張二十五文餘に利潤有之候得共夏以來上方錢相場少引直り候へは九州方も少は上り可申候近頃銀増歩被仰付又々引上被仰付も苦々敷下方迷惑も可致に付此度は追て御吟味被仰付先上げ錢の出歩のみ被相止暫世間の動靜を見合可然哉の段委細紙面を以伺出に付承置吟味の通取計候様申聞候事

文化七年



二月七日||銀札引替正銀員數限被相定一日正銀三貫目の當りに引替に成右の義銀札坐へ致掛  
札候處市郷共大に騒々敷銀札潰候と申唱銀札を嫌品を調候事を争暫の内は餘程致騒擾候事  
文化十年

五月十日||銀札引替銀限有之處今日より如以前無差支引替相渡候事  
文化十二年

七月二日

一、銀札引替正銀員數又々限被相附候事

一、此度は少々市郷相騒候得共文化七午年の様には騒動不致趣畢竟近年限被相附其後前狀  
相成候て引合も有之故其處に安心致候事に可有之と被存候

文化十四年

八月七日||來る辰年より午年迄十五ヶ年銀札通用御伺相濟に付夫々被仰出候事

文政元年

十月十四日||銀札引替被仰出控

文政元戌寅銀札引替去る亥年員數被相定一統不自由につき正銀市中にて相對に引替私に相  
場相立致商賣高直に相成當春以來別て步違甚敷札坐は二歩銀共十六〇一四の御定の處二十

二半位迄に相成爲替等取組候事も差支上下不融通につき此儘には不相濟事故夏以來色々評  
議有之所詮全引替被相始候事は不相成候得共攻ては天明年中の如く半數胴切位には有之度  
事と吟味相盡候へ共世上融通出札高夥敷事にて胴切に相成候ては過分の御備銀無之ては不  
相濟御手の被爲届候事に無之御非義の事にて御心外至極候へ共不被得止銀札三百目に加印  
札百目被相渡候割合にて御引上被成候外無之に相決江戸へ相伺候處下方不便の義被思召御  
心外の事にて御不安培被思召候得共重々評議の上相伺候事にて不得止事に候故跡段思召不  
被成御坐猶又申談少々にても一統難澁の薄き様には有之候様評議可仕旨委細被仰出重々難  
有思召候へ共何分餘に被成置無之事故折返評議の上右の處に判決致候事

一、大阪御留守居蟻岡八介御内用に付罷下候様若年寄より被申越八月二日下着の事

一、銀札御備銀八百貫目御借入大阪にて相調追々仕下し候事

一、御藏元溢屋九右衛門手代傳兵衛緋屋彌三郎下り候様若年寄より兼て被申越兩人共九月

二十五日着之事

一、九月末より銀引替差止候事

一、十月八日夕以來市中騒々敷銀札を危く存候風聞にて銀札致所持候者は價に不拘品を買  
求諸品商賣を不致穀物不商故今日過の者等飯料差支致難澁彼是騒敷在中へ産物等求めに



出候由の事

一、元々中の内に心付申出候は此度御内決の通御發有之候は、御無理の事にて動乱も致間敷事にも無之御不安心の義殊に一統にても相察し候事と相聞候へば御引替は被相止市中郷中にて銀札を御借上被成候ては如何有之哉の旨申出る一通り尤の心付に候へ共御借上と有之候は、名目は宜敷候得共御返辨無之ては不相成其御心當は更に無之御返辨の都合により候ては此度の御内決に相倍候難澁にも可相成夫而已ならず安心致し候様にも不存殊に此の節に相至り相動候事共不存に付矢張兼て吟味の通に相極候事

一、先日以來銀札加印有之其上先月末より引替差止候故疑惑致右躰一同相騒候事も可有之歟未取調も不相整候得共右の通下方相察騒々敷人氣も不穩故一日も早く被仰出度事と差

急事

一、十月十四日銀札引替の義左の通申渡

此度吟味合有之唯今迄の通用銀札に朱の加印被仰付來十七日より致通用候様申付候右につき銀札引替の義左の通に候條可得其意候

一、唯今迄の所持の銀札來十七日より廿二日迄に御家中寺社共札坐へ差出引替可申事

一、加印銀札引替急に手廻不申面々は迷惑可致に付古札入交通用差免候事

- 一、御領中一統相互に取引可爲銀札遣候
- 一、銀札を以て銀錢に引替候時増歩前躰の事
- 一、銀錢を以て札に引替候時出歩前躰の事
- 一、札を以て銀引替の義申出候節も時々寄錢取交相渡候義も可有之事
- 一、唯今迄の銀札引替に差出候節割合の義は御目付中より夫々傳達申聞候趣にて可致承知候

右の趣得其意通用無滯様可相心得旨御家中一統可被相觸候以上

十月

御目付へ

文言右同斷

一、來月朔日より七日迄郷中引替可申事

但一村限庄屋取集代官へ差出代官より引替可差出候事

右之趣在浦中へ可被申付候以上

十月

郡奉行へ

文言右同斷

一、來二十三日より廿九日迄市中引替可申事



但一町限町頭取集引替可差出事

右之趣町中へ可被申付候以上

十月

町奉行へ

(斯くして關係諸役所への達をも了し騒動を未發に防ぐ事を得たり)

當時銀札の行はれたる高につき記して曰く

銀札差引大指左の通

一、銀札 七千三十二貫五百三十一匁六分

右札元牒を以て如此

内

四十五貫七百八匁

右文化十四丑正月より寅十月迄損札

六百貫六百十匁一分

右御藏有札

残而

六千三百八十六貫二百十三匁五分

右世上通用出札高

但諸役所に在之分ども

一、新加印札御家中始市郷等へ引替相渡高左の通

一加印札 九百九十六貫六百七匁九分

但古札二千九百八十九貫八百二十三匁七分引替三步一相渡分

一銀札 三百四十貫三百目余

右上り不足大圖少々出入有之

此上り不足の内には損札失札等も可有之

右銀札差引は追て札坐吟味の上大指を記置

銀札御備銀八百貫目御借入有之處御引替後は通用札數少の事故引替格別の事も有之間敷御

備銀も八百貫匁の外にも上納物等にて取合千貫余も有之間右の内四百貫目大阪へ被差登兼

て御手傳御用御借入の分殘御拂切に相成候はゞ云々(中略)

再三吟味の上四百貫目爲登に相成候事

どあり最後に於て

一、右被仰出有之一統致安心銀札は無滯通用の由候へども引替銀は夥多有之年内に正銀



百貫目春中に千百貫目余四ヶ月餘に千二百貫近く引替世上通用札高は僅千四百貫目内  
外の由に候得共畢竟銀札不信用而已にも無之一同華美に推移正銀遺相嵩候事に可有之  
の趣

(此の最終の一句亦注意を要する所なり)

参 照

銀札坐の役員如左

銀 札 坐

上役 一名||元縮の内より之を兼ね坐中一切の庶務を司る

下役 五六名||紙幣を正銀引換の節之を調査す

改役 三名||正銀の出納をなす 但商人中より選抜

掛屋 一名||引換の節銀子の量をはかる

札師 十名||銀札の印刷を司る

第五章 生 業

第一節 叙 説

生業關係の資料は乏しからずと雖も総て記述簡單にして其内容の如何を窺知すること能はざるのみならず現存の記録は寛文より文政に至る迄のものに屬し、其前後は散逸して見るべからず輕々しく推斷を下す可からざるものあり。されば僅に此の梗概を調査する事を得たるに止る。故に事往々完全を缺き隔靴搔痒の感あるを免れざる亦固より止むを得ざる所なりとす。

第二節 勸業上に於ける藩吏

(即勸業上の職制とも稱すべきもの、概要)……………(宇和島藩)

元和元年秀宗の就封以後、明治五年廢藩の際に至る迄、年を閲する事大約二百五十有余年、此の間藩施政の方法に於ける素より多少の變遷なきにあらざるべしと雖も、其概要を示さば左記の如くなるべきか。

郡|| (舊宇和郡にして今の東西南北宇和郡なり、但此の内吉田藩の治下に屬せしものを除く)



に奉行を置き（其役所を郡所と稱す）郡内を分つて十組とす。即ち

御莊組、津島組、城下組、川原淵組、山奥組、野村組、山田組、多田組、  
矢野組、保内組、

之なり。此れ等の組には代官を置き（十組代官と稱するもの之なり。）組内各村浦に庄屋  
を置く、

而して奉行に屬するに山方、浦方、井川方等を以てして事務を分掌せしむ。代官の下には  
下代及び同心あり。

庄屋には組頭等を屬せしめたり、

又別に郡に目付を置きて専ら風俗を正し。郷村浦には横目を置きて庄屋等の曲直如何等を  
監査し、兼て村内取締のことに關係せしむ。

以上統べて農民を取締るの職制たり。

町にも亦奉行を置き、商工民を管轄せしめ、町年寄、町頭等之に屬し主として命令傳達の  
事に與かる。

且商業の種類により豫め株數に定限を設け之が組合を設け、毎組頭取を選び、其受持組を  
取締らしめたり。

又從來町會所なるものあり。近世に至りては他藩人接待の事に與かる所なりしかの觀あり  
しも、往昔に在りては町中の頭立てるものを召集して諸達物等を解示し、或は又同業取締  
方法を協議せしむるの場所に充てたりと云ふ。  
郡市統治の制は右の如く古來略一定せりと雖も、勿論多少の沿革なき能はず。即ち郡を二分若  
くは三分して各部に奉行を置き或は山奉行と浦奉行とを併置せしこともありしが、久しからず  
して舊に復せりと云ふ。（山奉行、浦奉行の制度等は記録多く見す）  
勸業上直接に事務を擔當せる職名及吏員は以下順次各種の生業下に於て之を記することとし、  
今之を略するも、以上擧げ來れる吏員の如きは殆んど直接に各勸業事項にも關係し來りたるも  
のなりとせざるを得ざるなり。

### 第三節 製 蠟……………(同前)

領内の製蠟は、其産額甚多く陸産物の魁たりしが如し。之れ各村至る所楡樹を栽培せざりし地  
なく、隨て産額亦多きを占めたる所以なり。

抑々領内に於ける製蠟の起源は寶曆年間にあるが如く、藩廳は寶曆四年宇和島市街の町人三名  
のものに限り晒蠟坐の營業を許可し併せて領中に令して唐楡、山楡實、漆實は必ず右三名の内



へ賣渡さしめ他へ鬻ぐことを止めたり。

而して此の三名は此等の買込みをなすの傍ら、青蠟を搾め並に蠟燭を製造す、就中蠟燭を製するは領内此の三名の外に許さざりしを以て、三座の稱永く領内に普かりしと云ふ。而して晒蠟坐の營業は郷中にも或は之れを許可せしならんと思惟せられざるにあらざるも、其年代株數等の徵す可きものあるなし、青蠟製造は何年代に起りしか詳ならざれども、願により續々許可したるものゝ如し。而して蠟材に匱乏を告ぐる等の憂ありしものか、安永四年十月新に蠟坐を出願するも聽届けざる旨を郡奉行に令し、同五年に到り更に運上の則を定めたりと見ゆれども歩合の如きは之を詳にする事を得ず。

天明年間に及び保内組の内宮内村庄屋都築某の意見を容れ領内榷實青蠟晒蠟取締の爲め世話人を設け全人をして此役に當らしめ併せて運上割合及相對賣買方の事を申聞け尋で青蠟を領内より買上げ尙同人に原資を與へ該品販路を販府に試ましめたり。其意蓋し品物を輯集する時は自然に販路を擴張し得、且各蠟坐が各自販賣の勞を省き藩に在りては運上徵收等の便ありしが爲なるべし。

文化六年、各蠟坐より製品買上を乞ひ出でたるに之れを許可せり。此の許可したるものに對しては丸別運上金を免除し、尙此の買上を乞へる蠟坐は悉に他所買をなすことを停止せり。且天

明の頃より運上は銀札納を免し來りしが、此の時より正金納となしたり。

文化八年七月、領内産出の製蠟並に榷實も一切藩庫納となすべく申付け各自の販賣を禁止し、併せて其仕成方につき懇々諭達する處ありたり。是畢竟製造方を同一精良にし、以て聲價を博し、兼て好販路を得るの便を圖りたるものに外ならざるべし。

而して從來晒蠟坐、青蠟坐共株數に定限ありしが、天保の末年頃に至り、榷實の産額漸く多きを加へ、領内の蠟座にては製し盡すを得ず。従て國益を損するもの少なからざるを知るに至り、更に從來定限の株數外若干株を増し、此の増株の分に限り志望のものに貸下げを許し之を「貸下げ株」と稱へ其年限を三ヶ年とし期終るに及び出願の趣旨によりては更に又後期の貸下を許すの制とせり。當時運上の制度は青蠟座一株につき一年正銀四十匁づつを徵し、尙其積出しをなすものは出額の多寡を問はず、一季正銀百二十五匁づつを納めしめ、晒蠟座は一株につき同上十三匁宛を納めしめたりと云ふ。されば此の株主にして或は一ヶ年間廢業したればとて運上銀は必ず之を納めざるを得ることなりしなり。(何年頃よりか蠟座株なるものゝ公然販賣を許したるを以て株主は常に變れりと云ふ。)



蠟座讓代願出候はゞ、御吟味被成下候につき願出候もの、村方差支の有無致吟味可相達事  
右同斷の節不差支候はゞ差出紙面文格左之通

口 上 覺

何村何某と申す者、何村何某所持の青蠟座株讓受度旨、此度蠟方へ願出候につき吟味仕候處、  
差支筋無之候間、御吟味次第被仰付度奉存候、此段御達申上候、以上、

月 日

名

兩奉行宛

蠟座共より願筋區々の義も有之候につき左の通御承知可有之候。

嘉永元申十一月十三日、山下友右衛門

- 一、青蠟晒蠟共空株願出候義は筋違のこと、
- 一、御貸下株年期願は以來蠟座方役所へ願出候様安政三年十月被仰出（此の行朱書）
- 一、同讓代並貸株等は蠟座役所へ願出可申事。
- 一、青蠟株晒蠟株共是迄有來株數の外新に御免の義は不相成御作法の事。
- 一、油座讓代願出候節は相達候事、尤も小賣の義は締方庄屋油座頭取より夫々所方吟味の上  
願出候はゞ、役方限承届油座引受の御役人中へ掛合置候事、

右

(圖) 油座差配人庄屋

蠟座締方 同斷

右退役或は死去の節跡役の義役方見聞を以て相達候事。

同年同月製蠟藩庫納の制を解き、勝手賣を差許せり。此の時に當り物産改め役なるものを置き、  
蠟座が製蠟を積出す前一々之を點檢し、且蠟一俵（百斤入）につき銀二匁を運上として徴收せ  
り。

同年十月、從來宇和島市中、晒蠟賣捌は三座に限りしを廢して勝手賣を差許せり。蠟燭の販賣  
亦三座に限りしが、若し他方の品に劣れるを發見せば、是亦勝手賣を許すべき旨を副達せり。  
茲に於てか宇和島市中晒蠟製造の制初めて弛みしも、尙蠟燭の制に至りては粗造の弊を矯めて  
依然三座を庇保したるもの、如し。

文久元年八月郷村のものにして檣蠟を他所へ賣出せる時は其運上は代官にて取立つべき旨を達  
せり。之れ該業者に便宜を興へたるものと見へたり。然れ共代官所は各組にのみあるものにし  
て毎村には其設なきにより自然隱賣の弊を生ぜざらんことを恐れしものか、併せて之が取締方  
をも令したり。



慶應元年正月物産方に改革を加へ隨て大に製蠟の業に干渉し、從來の蠟座は勿論、新に該營業をなさんとするものには資本を貸下げ、以て益々此の業を發展せしめ又製品の買上げをもなせり。

此の資本貸付の法たる季毎に當季の貸し下げを與へ置き翌年十一月仕成蠟買上代金の内にて返納をなさしむるにありしもの、如く、其証、書式に見ゆ、

右の買上及び返納に係る製品は凡て大阪なる藩庫へ輸送し、藩庫は之を其地に賣捌き、代金は爲替にて物産方に廻送するの法なり。當時製蠟の業最も隆盛を極め、蠟座の數大約三百戸計、而して買上げ品及返納品に係る分は判明ならざるも、其金額は三十万圓乃至四十万圓に達し、且各自が他所へ賣出す所の樞實十六貫法につき銀五分の運上を納め並に蠟座一株につき一ヶ年間積立運上として銀百二十六匁を徴收したりと云ふ。

#### 第四節 寒天製造……………(同前)

大阪府下に荒物商新助なるものあり、安政四年六月城下組の内河内村字築駄場に於て寒天製造の業を出願し、向ふ十ヶ年間之を許下せしが、故ありて幾何もなく之を物産方の所轄となし、該所の製造する所となれり。抑も最初新助に許可を與へたる時に當りては、同所の地床凡方四

町を貸與し、且住屋製造場等を設くるの資として木材を買下げ、頗る之れが保護を與へたり。爾後製造の材料たる寒天草等は沿海の村浦等に令し相對買買を差止め、悉く物産方へ買上げ、漸次産額多大に赴き、一時は聲譽を得て其利亦尠からざりしも、數年にして職員給料人夫賃等に多額の銀を要するに至り、收支相償はずして遂に其業を廢するに至れり。或は云ふ此の地勢たる北方に大山屹立し自然寒冷の氣に乏しく該事業に適せざるのみならず、山間崎嶇たるの道路凡そ一里許の僻地たるを以て運輸不便なるによりてなりと。爾後適當の地(奈良村字成川)を選び再興の計畫ありしも行はれずして止みたりと云ふ。

#### 第五節 人參培養……………(同前)

藩士若松總兵衛、第七世宗紀の命を受けて江戸に遊び、佐藤信淵の門に入り、經濟學の教を受く。入學中人參培養の法及製造法等をも研究し、歸藩の後之を實地に試みんとす。時に藩廳亦見る所あり、全人を津島組の代官に命じ、爾後又野村組の代官となし、傍ら之れが栽培等を教示せしめたり。其年代天保より安政に至る間は之れを徴し得たれ共其後は之を知るに由なし。又其製法産額損益の如きも之を詳にする事を得ず、然りと雖も弘化五年津島組代官手附某人參植附方の爲、度々出張實意世話したる旨を以て銀三兩を賞賜し、嘉永元年津島組内御内村横川



に栽植したる人參頗る良く生ひ立ちたるを以て、其種子採集方及下種方等の爲、該植附世話役等を同村へ派遣し、同年七月同組内庄屋共を賞し、同三年十一月若松給兵衛へ嚮に人參植附方教示を命じ置きしに頗るよく蕃殖せりとの廉にて藩主手書を以て之を賞し、併せて木綿一反を賞したり。同四年十二月右製法宜しきを得たるは畢竟精勵の致す所なるを以て代官森田市左衛門へ木綿一反賞與れたる事績に徴するも曾に一二年に止まる事實にはあらざるを見るに足るべし。

第六節 茶……………(同前)

製茶の業は慶應元年四月八幡濱なる幸兵衛と云へるものを召抱へ製法改良に盡力せしめたり。(元祿四年に於ける記事を見るに「山奥晚茶他所賣を禁す」この條あり、此の頃既に茶の製造及び賣買に關して藩廳の注意加はりつゝありしを見るべし)此の時に當り領内の製茶一切買上ぐる旨を達し、奈良村庄屋井谷與右衛門に物産方出勤を命じ、右買入方の件を擔當せしめたり。之に依りて之を觀るに、領内各村に向つては製茶をして良好ならしめ以て之を一途に買上げ而して販路を開きたるものと思はるれども本件亦其詳細を知るを得ざるなり。

第七節 陶 器……………(同前)

御莊組の内縁村にて製造せる陶器は其初め久兵衛なるもの、上浮穴郡久谷村産某なるものにつぎ、該製法を傳習し、長月村に竈を築き、業を創むるに起れり。是實に天保九年の事に屬す。文化八年八月長月村庄屋某同村大字大野に砥石あるを發見し、其仕成方を出願せり。是れ同村に於ける陶器製造の起源と知らる。爾後安政三年に至り僧郡村より古昔瓦砥の出しことありと聞き尋ねて之を索め得、製造を試みしに當時焼き出せる品物に勝るものあり。之より斯業漸く盛なるに至れり。

同五年三月、代官に就き藩廳より資本金貸與の儀を出願せしに藩主之れを嘉納し無抵當にて銀札二十貫目を無利息十ヶ年賦を以て貸し下げたり。於茲製造場を建築し職人を増加し益々繁昌に赴き其利亦尠からざりしと雖も、其後著しき發達をなさざりき。現今南宇和郡綠村及び城邊等に於て該營業を爲せるものは即此の久治兵衛及其弟子たりしものゝ竈を分ちしものなりと云ふ。

第八節 山 林……………(同前)

附一之に關する役所

藩に於ける山林に關する役所を記録に就て見るに、其始め郡方に擔當せるものなりしを寶曆三



年分離して更に山方役所を設けたり、されども其執務の状況等は前後共に據るべき書類なし。文化年間に至り御莊組の藩山中、御山手と稱し山林を伐採して薪炭を仕成し、若くは椎茸樟腦を製造せしめたるにあり。其状況及び之に關する役所、配置の概略等口碑によりて左に之を記す、御山手方 本局を深浦に置き支局を小井出、小西、大久保、福浦、藤が成、満倉の六ヶ所に置く、

奉行 一人

但深浦番所詰之れを兼ね、

引受 證人

但本局には奉行及之れに下役一人を屬せしめ、深浦大久保の二ヶ所には引受一人のみを置き、他の二ヶ所には各引受、証人一人づつ、此の他平城村の内貝塚へも川口横目なる役人一名を配置したり。此の職員は傭夫を使役し仕成方及運搬並に會計等に係る事務を分擔す。此の出張所中福浦、小井出、は薪木を仕成し小西、藤が成は炭、椎茸、椎皮、樟腦を大久保は薪炭、椎茸、椎皮、樟腦を製出す。而して福浦、満倉、深浦、貝塚は受けて之を船に積み、直ちに阪府へ廻送し、其數量等は後日に到り書面を以て奉行の檢閲を受けることとせり。右製造所より船場迄の里程三里或は三里半の遠きあり。加之坂路險惡、頗る運搬に不便なる所あるを以て、

薪木の如きは出水を待つて河流に托するものありしと云へり。山林仕成の目的たる素より物産を起し利益を收得するに他ならざるは勿論なるも、又、兼ねて貧民に對して一定の稼業を興ふる意を含む。(當時の人民は之を以て御介抱山と云ひたるにても之を証するに足るべし) 然るに文政年間に及び雇人等に貸與せる所の債銀漸く其額を増し、之を救ふの法なきによりてか、一時廢棄したりしも天保年間に至り再び以前の如く開業するの運びに至れり、爾來間斷なく業を執りしが、維新の際官有に屬したるより遂に業を廢するに至れり。之より藩廳が山林に關與したることにて記録に散見する所を誌して参考に資せんとはす。

圖 表

元祿十年

七月十八日 檜、榎、樺、樟、どち、きわだ、桐、杉の類近山にて伐候事猥に聞候間伐間敷、材木山奉行へ斷、切手を以て伐可申、惣て板材木相對にて調候事停止之旨等申渡。

寶永四年

十月三十日 鬼ヶ城深山へ參り薪取り商賈之儀停止

正徳五年

九月三日 近來薪伐共深山荒申付、左之三ヶ所峯通にて木を伐不申様申附事



ほんどや、 たかつく、 おく鬼ヶ城、

享保三年

九月五日、柚組の儀、向後迎も、彌、柚組と可相唱候、勿論伐方被仰附候節は何時も可相勤候、改め申聞に不及事に候へども、近年御用無之仕役、中絶故、右之段可申聞旨元締へ申聞候事。

享保四年

十一月二日、近年深山にて薪切荒に附去年來相觸候へ共、猥相聞候故、猶又左之趣御家中市中近在へ申渡事、

- 一、水ヶ森
- 一、なべわり
- 一、車坂
- 一、やぐらが森
- 一、あふらうす
- 一、ほんどや
- 一、たかつく

右之所々木を伐候儀停止

- 一、大窪中
- 一、成川平
- 一、若山平

右之所々差免

享保六年

近來漸々材木を伐採し、森林に乏しきを告ぐるに至る、就ては馬草場及田地肥料等に要する山野を除き植林に注意すべき旨山奉行に通達

享保十年

二月二十一日、郷中桐、漆、松、杉、桑右之中土地相應之木植可申差當松杉の分は三分一御御用木三分二植付の者へ可被下旨被仰出

享保十一年

八月十八日、薪伐共深山荒不申様、別而左之三ヶ所峯通伐申間敷旨、先年も相觸候處近年猥に罷成に付猶又被仰出有之。

- 一、ほんどや
- 一、高つく
- 一、奥鬼ヶ城

享保十二年

十二月六日、在中植木追々植付生立分左之通之由

- 松 六万七千四百七本
- 檜 二百本
- 楠 三百本
- 杉 五千六十七本
- 桑 二百五十五本
- 桐 八十二本
- 漆 百八本
- 榎 二十本
- 櫻 八本

元文元年



八月一日||御用山其他控山等へ立木枝葉伐取候はゞ、過料鳥目二貫文差上申す可く、見付次第申出候はゞ爲褒美一貫文被下候段、申渡事

元文三年

四月七日||大浦より申出、唯波山伐抜の事、

寶曆三年

檜、杉、松、竹の四種を除き、城下に於て勝手に賣買を要するものは許せり。されば以前は猥りに賣買することを禁じ居たりと見ゆ。且郷中のもので所有の林木伐採の節は從來の如く出願許可を受けしめ、総て竹木の類は他所へ輸出するを禁じたるも事情を具し出願するは苦しからずとせり。此の年搾油器に用ふる材木を輸入する時は歩一銀の取立を命じたり。

寶曆九年

十月十四日||深山にて薪取候儀組付の他は柴木の外差出候處、御家中召仕候柴木に不限爲切可申旨自分用に仕成之儀致間敷旨等傳達。

安永七年

山林へ放火せるものは人家へ放火せるものと同じく罪科に處す可き旨を令せり。

寛政六年

無極印の木材調査方及材木暮六つ後の運搬の件につき違あり。之れは盜木の調査に係るものと見へたり。

寛政七年

三月十七日||岩淵村武左衛門松千本植付差上願承届、

寛政八年

二月二十二日||深山にて薪伐場所かな横より三本松、梅が成、成川奥、西北平にて伐候儀差免、

文化三年

二月十七日||御領中生立候松楠成木候様可心掛旨申渡、

文化四年

十二月二十二日||滑床山留山申付る、

文化八年

九月二十二日||熊野屋又兵衛稚茸仕成十年間届る、

文化十年

二月七日||上横村無願炭焼村中へ植松五百本申付る、

文化十年



閏十一月二十七日||楠木近來猥に付小苗たりとも大切に成木致候様御家中市郷申聞る、  
 文化十二年  
 三月十七日||野村楮植付の儀願出野地へ植る儀聞届、  
 文化十四年  
 六月十七日||横川村甚藏稚茸十ヶ年仕成聞届、  
 文政二年  
 一月十五日||本町一丁目古右衛門稚茸山仕成、  
 閏四月二十二日||岩松村太左衛門稚茸仕成魚屋又八稚茸仕成聞届、  
 文政四年  
 六月二日||御内村庄屋十ヶ年稚茸仕成、  
 文政六年  
 七月十七日||熊野屋安右衛門滑床二の俣より舟石迄の内、半分通七ヶ年稚茸仕成、  
 文政八年  
 木材運搬薄暮を過ぐ可からざる旨を達せり、  
 天保十四年

七月||市郷のもの仕成山引受松、大東、材木賣買致候者共數々有之是迄何れ成其勝手次第賣  
 買致來候處、以後山方役所へ願出、免許札申受、一ヶ年札銀一匁五分上納の上、賣買候様  
 申聞、

以上列舉せるもの文義簡短なりと雖も竹木保護を嚴密にし其蕃殖を圖れる跡を見るに足る可  
 し。

### 第九節 紙材及抄紙

(附) 之に關する役所……………(同前)

製紙の業は宇和郡内野村組(今の東宇和郡)山奥組(全)及川原淵組(北宇和郡)を以て最盛  
 なるものとす、紙の種類は一二種に止まらず、其の製紙の起原も亦之を詳にすること能はざる  
 も獨り仙貨に至りては嘗て藩廳紙方役所に於て淵源を探り其の來由を知悉することを得たり、  
 是は伊達家所藏の仙貨居士畫像の贊之れなり、曰く

斯く書き出せるは後西園寺公廣に仕へて吾宇和郡野村の白木に居城せし兵頭太郎左衛門道正  
 法号清淨院殿寶山仙貨居士の影像なり、此の人もと勇武勝れたりけるが長曾我部元親に城邑  
 を沒收せられ遂に民間に潜居し、厚紙を創製し之を教へ傳へしより郡邑に廣がり今は諸藩に  
 ありと雖も唯我宇和島より出するものを精品最上とし直ちに其の紙に名けて仙貨と云ひ此の



名天下に稱せられ國家万世の用益となる事大なり、所謂創製の功敬欽仰慕せざる可けんや慶長二年戊戌二月二十八日棄世す野村安樂寺に木像を作りて祭饗す同寺中興開基の人なりと云ふ、(人物小傳 参照)

どあり、此の軸の成りしは文政八年にして藩の紙役所に所藏し年々祭祀を營めるのみならず裡面記載の文によれば其年忌毎に本寺へも祭祀料を送れる例なりしを知らる、慶應二年其の末裔なる七兵衛を召し永代庄屋格に列するの特典を施し以て居士が功を表彰せりと云ふ、

欄題

北宇和郡泉村大字上川に畔地類吉なるものあり、祖先以來農耕の余暇製紙を業とせしが嘉永中厚漉の世の需要に適するを悟り、製法を改良し遂に泉貨紙を漉き出し類吉紙の稱を得るに至り全地方物産の一となるに至れり。

猶類吉は明治廿五年に開催せられたる第四回關西聯合府縣共進會に於て其功を追賞せられ、左の如き賞証を授與せられたり、

追賞授與証寫

愛媛縣北宇和郡泉村

故 畔地 類吉

嘉永年間泉貨紙の改良を圖り百折撓せず善く其目的を達し遂に類吉紙の稱を呼ぶに至れり郷

党擧て模範とし其徳を蒙るもの今に尠からず因て其功勞を追賞す

右審査官の薦告に據り奈良に於て之を授與す

明治二十五年五月十一日

農商務大臣正三位勳二等 河野 敏 謙

愛媛縣

故 畔地 類吉

一金 拾圓

右追賞狀を受けたるにより之を授與す

明治二十五年五月十一日

第四回關西聯合府縣共進會事務長

從四位勳三等 小 牧 昌 業

領内の地到る處概ね山ならざるはなく、就中野村山奥川原淵の如きは最も蜿蜒たる山谷間に在る村落なるを以て、楮植を除き別に著しき産物のあるなく、實に製紙の如きは天賦の賜なりと云ひつべしと雖も、村民の業とするは専ら耕作にありて製紙は唯其の余暇を以て従事するに過ぎざりしが故に産額従て多からず、之れを以て藩廳は屢々鼓舞獎勵を加へ、漸次旺盛に赴かし



ひるの計畫をなせり、其初めに當りては町人をして楮元金の貸與をなさしめ或は製品買上を爲さしめ、幾分の運上を收めて以て大阪なる藩庫に送り、販賣を得せしめたるものゝ如し、文化年代に速び製紙に關する役所を設けてより以來茲に始めて干涉保護の程度一定し、産額又稍多きを致すに到れり、今先づ該年度以前に於ける要項を記録によりて年次の順を追ひて摘録し、次に役所設置以來の項々を口碑に取りて記載し斯業發達の資料に供せんことを、但事の支離し若くは首尾の詳ならざるは寔に止むを得ざるなり、

醫 考 年 表

寛文八年

二月二日||在々より一万束漉出し候中折一束につき二分づつ直上

延寶三年

十二月二日||菟花の生ずる山野は山伐不申様可申渡事、

延寶四年

六月十六日||此の月十四日江戸より御着此の日總侍中御目見御紙漉平吉米屋八右衛門初罷出る、

天和元年

十二月二十二日||在郷へ楮元銀之事御郡奉行御目付衆元締寄合相談の上、二十五貫目相渡十二年以前より以來毎暮御借の内例年は六十貫目余、去年は四十貫目御借候へ共今年は以相談右之通也、

元祿元年

十二月二十七日||御領内仙貨杉原紙今年より御買物被成大阪問屋相定公儀より爲登右役人内藤三右衛門被仰付町中唯今迄右商買二十七人有之由、右は勝手に買出し公儀へ賣上可申代銀差當望之事貸遣す、利足加へ可申右外新規商人は停止事、仙貨杉原他所へ出す儀停止在浦へ申聞右に付處々御番所心得申遣、

元祿二年

五月六日||大阪紙問屋丁子屋市兵衛相極三百貫目銀子差上三ヶ年なし崩之筈之由、

元祿六年

八月九日||町中紙商今度長崎者申付之趣に付望月助兵衛伺出以書付申渡、

元祿七年

七月二十七日||紙仲買之物未申兩年歩一字御免(銀高七貫目)

寶永五年



十二月紙類他領へ出す間敷旨の達あり、畢竟需用供給の不公平なからしめんの意に外ならざるなり、否らざれば之を一途に纏めて販賣をなさんの意なるべし、

正徳二年

三月十二日紙類の義向後元締衆年代に可相勤當年は横山勝左衛門引受可相勤旨申渡、

四月七日御領内仙貨、杉原、中漣、一重漣、紙類の義に付町方へ書付を以申渡別紙控有之

四月十八日川原淵野村組より漣出す仙貨、杉原、其外紙類他領へ賣出事堅停止申附候事、

『正徳二年仙貨、杉原の中、粕一重漣に限り賣買の際口銭收納を許したり、同年再他所賣を停止せしは隠賣をなせる者ありしに依るなるべし、此の年堀末（城下の海口の名）より紙積出の際に於ける心得方を申聞、並に仙貨、杉原、中漣、一重漣、他所賣の分紙買より口銭差出方を命せり、是によりて之を觀るに先の他所賣を止めたるは、紙買と稱せらるゝも、外猥りに相對を以て賣買することを止めたるものにして、且該四種の紙に口銭を徴せしは、製造者が紙買へ販賣せる時を指したるものと知らる、且紙買口銭は三月限に納むべき旨を達したり、同六年楮皮の他所賣を止めしは製紙の業漸く盛に向ひ原料の匱乏に至らんを恐れてなるべし』

享保四年

四月御領内産出の紙類他所へ賣出すものあり、茲に於て嚴に命令を布き之を止め、且一方よりは仲買のものに密に注意をなさしめ、之が買取方を怠らざる様町奉行より令せしめたり、十月七日山奥野村川原淵組より漣出し候仙貨、杉原、其外紙類他領へ賣出す間敷旨は前々より申付候處今度大阪両問屋共より口上書差出し今以て他領より登り候段相聞仲買町人共油断と相聞以後無油断買取候様不勝手之町人銀子差支買取不申儀も可有之此段は御役人中より助力有之様申聞候此上他領より登紙有之旨相聞候は、急度申付候旨仲買之者共へ申聞候様町奉行へ申渡候事、

享保八年

九月一日紙援賣有之に付梶元改之義など仰出有之候事、

享保九年

閏四月二十二日山奥組紙漣共春漣仙貨當町紙買共調不申差支候由にて他領へ賣出度且又拜借銀願申出間紙買へ買取候様申付拜借銀は不相成山奥上納の夫銀に振替差支無之に付其旨申聞他賣は不相成旨申聞候趣委畑有之

【 図 録 】

『享保十六年



十二月山奥、野村、川原淵より納來る楮皮近來銀納願をなすもの多し、當時製紙業昌盛に向ひたるにも拘らず楮樹の栽培に意を注がざるより貢納に支障を生じたるものと思はる」

享保十七年

三月五日紙買中間願掛物品々御座候へ共一向銀高の一割被下候様願之通被仰付、

享保十八年

十月三日小折、中折、先年紙漉高九百四人四千束年々納來候處左之通に相成

一、當時紙漉四百九人

小折中折二千八百三十四束余

内 千四百束

山奥組

五百十二束八步

野村組

九百二十一束六步九厘

川原淵組

參考

「元文四年」領内製紙は凡て口錢を止め月々役銀納を定め札銀申付る云々」とあり、されば之迄製品の高に應じ口錢を取りしを、株札に改め以て月々其株銀を徴するの法に改めたるものか此の時大阪なる紙問屋廢止の内談あるに就ては、右問屋よりの敷銀は藩にて仕拂

替るの見積を以て、河原淵、野村、山奥の三組へ金員割の達をなせり、

元文五年

十一月二日在中紙買役銀左之通相定

一、下札役銀四匁

三九迄

一、次下札役銀二匁

一九より二九迄

一、下々札役銀一匁

一束より三束迄

參考

「延享二年」市中紙買共へ紙元銀御貸下被下爲替紙を以て大阪に於て上納の處網屋作兵衛上納滞候につき右取立之義委曲町奉行へ申聞」との條あり同年該三組産出の製紙他所賣を許し運上銀を申付たり、但其額は詳ならず、回顧すれば寶永五年來大阪を除く外總て他領へ販賣するを禁じたりしを本年に至り之を弛めんは、唯製紙者に賣却の自由を與へんの義か、抑も亦他に何等か事由の存するありてか此の点亦不明に属するなり、

延享四年

三月二十七日献上鳥子紙漉立候節、とろとろ申御用木拂底に付先年之通札相立候段山奉行伺出取計候様申聞、



寛延二年

三月五日去辰年川原淵野村山奥紙漉高八千百三十三束

【考】

『寶曆四年七月日郷中のものにして紙の積上せをなさんと欲するもの船積は最寄の處にて勝手に行ひて苦しからず、其惣送り状は町年寄より上せしむる旨を申達したり、之によりて考ふれば荷積の場所は前既に定まりたる所ありしを解きて便宜の地に依らしめ送状のみを一途に出すの定としたるものゝ如し、

全年八月郷中の紙商へ紙買札を町年寄より渡す可き旨を申聞けたり

全年十二月製紙者へ市中より楮元金渡方を延滞したること、及之につき双方より申し出でたる赴を裁許したることあり、

全五年十一月去歳紙の他所賣を停止されたるも市中より楮元銀の差出方を延ばし且買取方も不運旨野村山奥より申出、直に市中へ支障なからしむべき旨達したりとの條によりて考ふるに先に他所賣の禁を解き再寶曆四年に至り之を禁じたるものと見ゆ、而して楮元銀は常に紙商をして貸與せしめ製品を以て支辨するの規約を立てしめしものゝ如し、

寶曆六年八月城下組五ヶ村津島組六ヶ村、近頃莪花を猥りに賣買するの赴相聞えたり、自

今前々の如く停止する旨を達せり、領内莪花を産すること津島組を以て最とし城下組之に次げりと、而して之れが勝手賣を停めたるは製紙原料の不足を慮りての故か、  
寶曆七年十二月郷中にて漉出す處の仙貨類堅く他領へ出すを禁する旨の達あり、之れ所謂抜け賣をなすものを戒めたるものと見ゆ、寶曆九年十一月山奥、野村、川原淵より漉出す所の紙向後藏屋敷（大阪）にて賣捌方を命じ、併せて右三組の製紙は總て藩庫納となしたり、然るに半紙は舊の如く聲價を落さざるも仙貨、杉原の二種は當時粗造の爲めに捌方宜しからず、依て自今改良を要すべき旨紙頭取、町年寄へ申聞け且横目をして吟味せしめたり、當時楮元銀等より起れるものか市（買方）村（賣方）不和のことありしと見へ、以後和解すべき旨をも郡町兩奉行へ申聞、又従前の運上を廢し丸別銀を出さしむることとせるも其額分明ならず、

寶曆九年十二月從來御庄組に於ては農間産業は炭燒薪仕成等の他なかりしが、近來漸く楮樹を栽培せしより、紙製造傳習の爲銀五百匁貸し下けの事を出願したるが故に許可を與へたり、即該組製紙の業は此の時に創まりたるものと見たり、

寶曆十二年十二月永野市村のものより農間を以て先づ下漉、中漉に着手し漸次仙貨、杉原等の製造を創むるの含みなるも如何にせん、器械購入の原資なく且全村には薪木に乏しき



を以て、中野川村、芝村山々に於て薪木伐採、及器械買入金年賦貸下げの儀を願出兩件共聽届けられたり、川原淵組は古來製紙の業盛なる組なるも本村の如きは此の頃より創めしものか、

明和元年十一月卯之町より自今上セ紙は同所に於て檢分し直々に積出し方の儀願出でたるも裁許せざりき、そは同地には別に之れを調査すべき役員の設定なかりしに依るなるべし、同月御庄組二神新左衛門なる者へ半紙漉立願を許可したり、同十二月紙漉營業者へ向來藩用の半紙漉立を申付く、但本年限一人につき梶二ヶ丸づゝと定めたり。

明和二年十二月領内の者に楮問屋を命じ併せて仕成方の義を申渡せり、但其の人員は幾名なりしかを詳にせず、且楮問屋なるものを設けたるは之を始めとするものゝ如し、明和五年四月領内仙貨杉原紙不揃なるを以て迷惑に及ぶ段出願につき裁許の赴申聞くるの條あり、案するに先に藩庫納の制とせしも其數に定限のありしか、將紙買なるものと製造者との間に價格等のことより自然賣買上不活潑を來せるものか、同月紙價の儀に就きて郷中へ申渡すの條あるによりて見るときは、後段の推測當を得たるものゝ如く思はる、同年七月卯之町より出す所の紙（同地にて買集めたるものなるべし）市中（城下）の品と混同取扱はれ迷惑なる趣を以て、大阪別仕切の赴を願出でたるも聞届けざりき、但右紙類點檢方

に限り同地の分をひと纏となし置くに就ては市中同様承届くる旨を申し聞けたり、

天明元年郷中製造の紙類市中にて買入方宜しからざる旨歎願し夫々申聞の條あり、

天明元年

十一月十七日半紙方役所之義は郡奉行裁許に及ぶ事に候へ共仙貨杉原の義は元々にても掛り合被仰付、

天明二年

十二月二日半紙並仙貨杉原共一切紙方之義元締引受被仰付（市郷に紙頭取と云ふ者あり、）

圖 釋

『天明七年野村組の者仙貨の隠賣をなせるものあり紙方の者を派出せしめたるの條見ゆ、寛政三年四月山奥野村川原淵より漉出したる紙類去る丑年他所賣差免し右三組より運上として年々銀八貫目宛差出し來れるを歎願の旨あり減少の儀申渡すとの件につきて推測するに右丑の年とは即天明元年を指したるものと思はる、然らば前顯郷中より歎願云々は他所賣を願ひたるものか、』

寛政七年、（此項藩札に關係す）

九月二十二日紙方より差出候加印銀札以後は引替相止め字の字、和の字、島の字加印銀札其



儘無差別通用申付る。

參 照

『文化八年二月廣見村及奈良村のもの楮皮取扱方正のことありて品物を沒收したりしが情狀の憫諒すべきものありとて半額を返付せり、』

文化十一年

一月十八日御領、中漣、杉原買出し差許候に付銀札十匁づゝ申付る

一月二十九日杉原、中漣、下漣、相對買差許候處不締に付是迄買溜之紙仙貨方へ差出し小

口判付にして可相渡間若小口判無之紙取扱候はゞ答申付旨町奉行へ申渡す、

參 照

『文化十一年八月客冬より抄紙買上になし且價格規定の上直ちに製造者へ賣渡すことゝしたり、彼是困難の事情ある旨にて楮皮亦買上げたる上更に紙漣へ下渡すことゝせり、其困難は即楮元と製造者との間直接に受授するときは時として代價延滞することあるを云ふなり、全年九月楮紙取締の儀は從來郡方並に代官庄屋等へ委任せしが楮皮買上につき其任（取締方）を解けり此時自他共相對賣買を禁止せり、

楮紙に關する事務を取扱ふ役所人員及製紙取締狀況……………（宇和島藩）

一、泉貨方役所

本局を宇和島町内に支局を野村に置く、其の司る所の事務は楮皮を楮方に受け製紙者に供給し其製品を檢查して上納せしめ、更に之を販賣し若くは新に該營業をなさんと欲するものゝ資力等取調べ原資金貸付等の事を司る、

但仙貨方は元來札坐（即銀札印刷場）に屬するものなれ共、當調査は札坐との關係なきを以て單獨に關係あることのみを掲げたり、

職員頭取壹名但元締（藩廳諸般會計のことを司る）より之を兼ね、

引受四名 加役若干名

二、半紙方役所 本局を宇和島に置き支局を魚成村（山奥組）に設く、執る所の事務は仙貨方に異なることなし、但當役所には楮方なるもの付屬したるを以て其の支局を横林村、近永村の兩所に置く、此楮方の分擔する事務は年々楮皮の産額を檢查し、資金銀札坐に受け其買上げをなし、或は荒蕪地を開拓せしめ、楮苗を供給して栽培せしめ、以て繁殖方を勧誘する等皆此の役の管掌する所に係れり、

職員頭取壹名 但元締役より之を兼ね

引受壹名 目付壹名 加役若干名



領内何れの地を問はず原野を開墾し若くは切替畑等へ楮樹の栽培を出願するものある時は、楮方を派遣して實地を檢せしめ、果して地味の良好なるを認むる時は、一反歩に付楮苗千二百本（一本代當時銀札五厘に當る）植付の割合を以て其反別に應じ苗代を貸附せり、其貸附並に返辨の方法は無利息無抵當にして三ケ年間据置四ケ年より向ふ五ケ年賦に還納せしめ、證券には庄屋、組頭、横目、小頭等の連署調印をなさしめたり、蓋し三ケ年据置く所以は、凡其年間を経過せざばれ、楮皮の收穫なきが故に斯くは酌量せしものなりと云ふ、

扱楮紙共に領内に産せるものは悉く藩の手を經由せしむる定なり、されば毎年楮皮剝取の候（冬季を以て手始とす）楮方は支局へ出張し尙各村につき小頭取（小頭取は製紙者ある村々に置くものにして楮紙に關する一切のことに與る役員なり、公選にて之を擧ぐ人員は大村二名小村一名なり）等と協議し、村内人別に收穫したる楮皮の丸數（一九は三百貫匁）を精査したる上之を買上げ、更に製紙者へ割當貸附し、製造者は之を受けて期限（翌年四月）迄に漉立をなし納め終りて後に決算をなす、

又楮紙の相場を定むるは、其年八九月頃より冬至前迄賣捌きたる價格を平均し、跡氣配の強弱如何を酌量し之を究むることなり、此は其年十一月より翌年十月に至る買上價格にして、假令世上には何程の高下あるにもせよ、此の價格は決して變更せざるものとせり、然りと雖も製紙賣

買上過分の利潤を得たる時は特に幾何かの割増を與ふることあり、此の他楮洋を以て漉立つる紙類（即下漉）あり、亦資本を與へて漉立てしむ、其期限を四月より八月迄とす、返濟方法は前のもとの異なることなし、右は楮紙取扱方の梗概を擧ぐるのみ、

却説、製紙收納の際にあたりては、調査最鄭重を要し、就中仙貨の如きは枚數迄も調査し、不足ある時は相當原價を償はしむ、若し收受の後不正の品（中切れ、やれの類）を發見する時は之が荷造りを異にし、決して精良の品と混淆せざりし由、素より此の調査の爲め選用せしものは多年の熟練によりよく品位の良否を檢別したりと云ふ、且紙類密賣は從來嚴禁し來れるものなるを以て之れを犯すものある時は品物若くは代價を沒收し、時ありては庄屋組頭に至る迄其不取締の罪を免るゝこと能はざりしと云ふ、

又新に製紙の業を營まんと欲するものは、請によりて之に要する諸器械購入の資金として銀札五貫目を貸與し翌年より向五年賦を以て返還せしめ、若くは該業を營むに従ひ、張板は時々削り替を要するものなるを以て又其資金を貸下げ漸次返還せしむる法を立て、或は下げ漉したる楮皮及製紙中水火等不慮の災厄に罹り爲に從業すること能はざる者に對しては延期還納を許可せる等、保護の點に關しては頗る周到を極めたるものあり、

領内古來産出の紙類は仙貨、半紙、中漉、中保、下漉等數種にして此の内輸出を専らとせるは



半紙、仙貨の二種たり、此の他鳥の子等の製造をもなしたりと雖もこは極めて少額なりしと云ふ、

而て野村、山奥兩組に於て製出せる仙貨の額は凡二万二千四百九此の楮皮凡九万九（仙貨一丸は四束なり）、半紙の額は凡九此の楮皮四千九（半紙一丸は六十束なり）と聞く、又楮皮買上の爲に要したる資金は凡十万兩内外なりしと云ひ、又三三十万兩にも上りしなるべしとも云ふ、製紙買上の結了を告ぐるや、領内の商船を借上げ之を大阪なる藩庫に輸送す、藩庫は之を販賣し、其代金は之を紙方役所へ還送する例規なりしと云ふ、

仙貨の性質、効用等につきて聞き得たる所を録せん、

仙貨居士が創製したる紙質の特殊なる所以は楮皮を煮熟するに木灰を用ふる一種の製法なり、加之抄紙の際米粉を混ぜざるを以て光澤少く純白ならず、且此の法を以て石灰製に比すれば凡三倍の時間を費さざるを得ず、殊に又灰價若干の多額を要すと雖も、紙質最も堅牢にして永遠に保存する帳簿の類に蠹害の憂なし、藩廳が干涉製造せしめたるは總て此の遺法によれりと云ふ、其信用を普くせること良に故ありと云ふべし、往年大塩平八郎の乱に大阪府下の商家火災に罹れるもの多かりしが中に或る一商家の此の仙貨を用ひて帳簿を製したるものありしが、火勢猛烈避くべからざるを期し書類は皆悉く井水に投じたり、爾後三四日を経過し上げて之を檢

するに、獨り仙貨紙を用ひて製せる帳簿に限り聊も毀損せる所なかりしを發見したるより益々四方の信用を博するに至れり、

仙貨紙の需用たる元來阪府に輸し更に四方に鬻きたるを以て普く其販路を知るを得ずと雖も、

一二の傳聞に係れるものあれば左に之を掲げん、扱其商標を尋ぬるに

寶、山、星、万、吉、見、井、の七號に分ち（品位の順序）更に此の七種七等夫々をウ、ツ、ジ、マ、オ、サ、メ、カ、ミ、の九階としたるを以て之を積算するときは六十三等に別れたるごとくなる、

寶印は需用少なく、山印は京都にて經本に用ひたるもの、星、万、吉、の三印は染工の形紙又は反物の包紙に用ひ、見、井、の二印は需用最も多く、張文庫、傘、五倍子袋等に供し、若くは美濃にてみの紙に複製し、不良品は宇治にて製茶具（ほいろ）に供せしとぞ、

#### 第十節 漁業及漁場ニ關スル事……………（同前）

傳へ聞く宇和島藩内に於ては古來元網と稱するもの總て壹百六拾貳帖（鯧大網）ありて一帖毎に漁場五六ヶ所を占有せしが天保二年に至り一旦悉く漁場を引上げ更に大網一帖毎に各一ヶ所宛配當占有せしめ其餘の漁場は押引と稱へ臨時先づ其場を占め得たるもの隨時下網するの定め



どなしたりしが（即先取なり）爾來逐年人口の増加するに随ひ新に大網營業をなさんとするものは漸々許可し其一帖につき漁場一ヶ所宛を與ふること元網と同様の方法によりしと云ふ、尙制度慣行等に就て知り得たるもの數件あれば是を左に記す、

一、新規大網は一浦若くは一部落にして其戸數二十に満たざれば之を許さず

一、押引に際し動もすれば先後を競ひ爭論を醸すことあり、此の場合に於ては吏員を派遣して

裁決せしむ

一、諸魚引揚の高は各網主より其都度庄屋へ申出庄屋よりは毎月初旬届出でしむ、此の際に於ては総て干鰯に見積るの例にして即ち鰯幾俵と記載せしめたりと云ふ、

一、五分一運上と稱へ（仮へば干鰯一俵代價銀十匁とするときは即銀二匁の割合なり）、干鰯を始め凡ての魚類輸出の際は豫め庄屋横目にて検査の上其徴收をなし然る後出願せしめ老職並に郡奉行之れを許可するを例とせり

一、以上兩條取締法は最前届出たる引揚高と輸出高とを對照し尙時々吏員を派遣し帳簿の調査をなさしむ、

一、網買入運上と唱へ從來網師中より銀十貫匁藩廳よりも同額合せて貳拾貫匁を出し以て蓄積し尙且魚類輸出の際は一俵につき銀一分宛を漸次積立置くべき制なりし、

一、催合銀は大網壹帖につき銀貳貫目を限り低利にて貸附くることあり、  
一、當座貸と唱ふるものあり、そは貸下金を出願するものある時は干鰯を以て抵當とし吏員を置いて其俵數等を取調べしめ時價を見積り低利にて貸與するの例なり、  
一、網師破産等の節は右貸付銀貳貫目に限り捨て去るの例なりしと云ふ、  
以上は近代のことに屬す（口碑にて確に知り得られたるもの）されども中には郡鑑等に記されたるも全然同じきこともあり、舊來の慣例動かざりしものなりと思はるゝもあり、  
以下記する所は記録に散見する所のものなり、参考に資するものなること既記し來れる諸項に同じ、

圖 考 表

元祿二年

干鰯に五分一運上を課せり、

元祿四年

三月三日川高島五ヶ所の網代の内一ヶ所被下事、殘る四ヶ所にて引候はゞ遊子へ二分可出干場少しもつふし申間敷山勝手次第開き可申家居の分干場に構不申候はゞ勝手次第作可申新網代引出し候はゞ其身に可被下漁事は遊子入組に可仕



右者今度三浦勘兵衛御願何れも遂相談右之通申付候彌精出し年々を以て一浦に成候様可仕  
旨申渡段郡奉行へ申渡、

元祿七年

上方干鯉直段下る依て當分干鯉歩一步半差免とあり

正徳六年

二月〓網二歩物取立つることの條を見る從來旅網（即他領より來り漁するもの）より其收得の

十分の二を取立てしと聞く、蓋し此の旅網の税を指したるものか

同月左記の項々を達せり（手控様のものに記されたる儘を録したるものか）

一、網代の事申聞候事

一、元網退轉無之様其網代質入停止之事

一、網仕立望のこと、並に二歩物取立の事

一、網遣ひ方我儘の仕方無之様申聞之事

一、網付の網代にては前網を使ひ其外は地下中入合の事に可申付事

一、旅網は寄網の跡網の事、但吉田領の網に出合候ときは何の浦にても前網の事

一、吉田の網御領分にて網遣ひ五分一前々の通御領分より彼方へ参り候ても同様

延享二年

三月十二日〓白魚高四石三斗一升一勺代銀六十文淺草拾匁五分五毛、但し一升五分づゝ

内 百二十一匁四分九厘

何か入用に引

二貫百九十四匁壹厘五毛

御浮徳

寶曆七年

十二月〓頻年不漁にして海濱の村浦困難につき救助として銀子五十貫目下渡方役員共より申

出十ヶ年賦を以て下ヶ銀の儀許可、

寶曆九年

三月〓他所網舟又は釣舟御領分にて漁事免許差紙差出し候節は古來より禮物受納の所右相止

め此の後札銀申付られ候段奉行申出裁許云々との文によれば此の時より他領の漁業者より

は免許鑑札料を徴收することとなりしものゝ如し、

寶曆十年

四月〓沖ノ島鶺鴒來島両島のものより貢物の儀民力の堪へざる所なるを以て冥加として漁事五

分一銀上納致し度旨願出許下せり

明和七年

六月〓諸網救助として銀札十貫目を貸下け十ヶ年賦を以て返納せしむる旨を達せり、



天明八年

八月廿夜間に魚を釣ることを止めしが之が爲めに糊口を失ふものは出願の事情によりて許下する旨を達せり、

文化元年

従來諸魚積出し方は町奉行に於て擔當せしを改めて郡奉行に屬せしむることよしたり、

文化七年

松山より來たり漁するもの三机にての漁事に障礙あるより禁止の旨申聞けり、

文化九年

諸魚五分一銀徴收取締の爲郷目付に引除を命じたるを以て先づ其補助として兩名を増加せり

文化十四年

八月廿當時取締向の嚴ならざるより魚類輸出の際正眞の運上を納めざるもの間々之れあるより取締方を合したることあり、

此に尙參考に資せんが爲郡鑑に載する所の諸魚の定價書なるものを採録せんとす、こは寛文九年三月の制定に關するものゝ如し、

一、搔鰯八百入壹石の直段

銀五匁

一、地干か八桶入壹石の直段 (壹桶一斗五升入)

銀五匁五分

一、指干か八桶入壹石

四匁

一、大鱈壹啖 (口よりかり又迄四尺以上)

四匁五分

一、中鱈壹啖 (三尺より三尺九寸迄)

三匁

一、小鱈壹啖 (二尺九寸以下)

壹匁

一、鹽鯉拾啖

一、鯉節拾

一、大中鯛壹啖 (一尺五寸より上、八月より二月迄)

一、全 (三月より七月迄)

以下百二十三種類に分ちて夫々定價を記されたるも余りに繁雜なるを以て畧す、

### 第十一節 物産方……………(宇和島藩)

今、生業に關する記載の一部分を終らんとするに臨み茲に猶記し置く可きは物産方に關する件なり、舊宇和島藩が海陸自然の物産に富みたるは地勢の然らしむる所、既に記し來りたる處の事々、亦此の自然の物産に關するもの多かりき、蓋第八代宗城の時即安政年間に於て新に物産



方なるものを置きたるは、此等自然の物産に對する注意の漸く深からんとするを示したるものと見る可きなり、其初に當つては僅に人參の培養をなし、或は草若くは海草の類を採取し或は寒天製造所を此の内に置き以て輸出を計りしに止まりしが、万延年間に逮び大に事業を擴張し樺實、製蠟、製茶、銅鑛、五倍子、蕨粉、蕨繩、松繩、棕梠皮、藍玉、甘薯粉等の陸産物を買上げ或は之れを仕成したり、此の内専ら干涉保護せしめしは樺實、寒天、人參、製紙、製茶等なりしと云ふ、(桑苗の試植をなしたることあるも製産場を廢止するの數ヶ月前なりしと云ふ) 海産には鰯、鯉節、干鰯、干鮑、煎海鼠、海草の類を買上げ而して更に又之れを販賣する等の事を掌らしめたり、明治に至り製産場と稱し本藩總ての物産を管掌する役所を設け一時頗る盛大に赴きしも廢藩に伴ひて廢場するに至れり、此の製産場にありし吏員名及其數左の如し、頭取一名||家老職の内之れを兼務し領内物産及物産方の事務を總理す、引受四名||物産の蕃殖及物産に關する一切の事を司る、此の内壹名は物産方の總差配を兼帶す、

加役二名||但頭取並に引受等の協議に與す、  
下役若干名||擔當の事務詳ならず、

以上

第十二節 補遺

其一 商業に關する舊記沿革……………(宇和島藩)

編者曰、先に記述せしが如く資料とすべき記録の簡なると密ならざるとの故を以て此の項特に明瞭を缺ぐ、され其後の探究者の爲めに敢て斷片を左に録せんとす、其二、其三亦同じ、

寛文四年

七月十三日||絹、紬壹反に付大工のかねにて三丈四尺幅一尺四寸、布木綿一反に付大工のかねにて三丈四尺幅一尺三寸、

正月十二日||商札焼印「文」の字に可致旨申渡、

三月十七日||米賣買三拾目づゝに相極御藏上り三拾壹匁五分尤地旅同前、

寛文六年

十月十五日||御家中米賣買二十六匁に相定る、

十二月二十二日||俵米御免許之事、

寛文七年 (丁未)

四月||宇和島七万石領酒造高

已年分 二万九千四百八十五俵



石にして一万千七百九十四石  
午年分 一万四千三百六十二俵二斗  
石にして五千七百四十五石  
酒屋數 六十九人

三十六人 城下分  
十一人 浦分  
二十二人 里村分

寛文八年

二月廿諸國酒造累年之可爲半分去年札觸之當年は去年之半分可造たばこ本田畑人作候義彌停

止之事

酒造米 一万四千三百六十二俵二斗 (未年)

全 七千八百八十一俵一斗 (申年)

寛文八年

四月七日御家中より御蔵へ賣米高四千七百五十四俵代銀百二十一貫二百二十七匁 一俵  
二十五匁五分づゝ、

十月二日米直段二十八匁二十六匁當米賣買直段

寛文九年

三月十七日當町賣人かごにない在々より米持參五升より外押申事、

十二月朔日京榭用可申旨公儀仰出有之、

寛文十年

十月九日米直段二十五匁、おろし米二十七匁、

寛文十一年

七月十二日酒拂底に付他國並在々へ賣渡間敷由申渡、

延寶二年

十一月二十七日當幕大豆直段二十三匁に申渡、

十二月十七日酒かす賣申事免之、

延寶四年

二月二日酒、諸白一匁三分片白一匁一分に相極、

延寶八年

十二月二十三日御家中米公儀へ御買上被下一俵二十八匁、



天和元年

三月七日||御町年寄並惣町中願之義清家兵左衛門、八十島治右衛門、御町年寄兩人御用場へ  
召出申渡在浦百性並他商人持來飯米分は袋留御免中勘以後雜物、故摩、菜種少々之分は入  
可申他所より入候木綿新物仕立物商人直買一切停止他船持來飯米余慶候共爲賣申間敷旨等  
也、

三月二拾七日||竹之事彌御定之升一ツ可相用旨申渡、

七月二十七日||新酒造事堅無用之由申渡之、

天和二年

正月十七日||酒屋數六十九軒城下浦方村里共、

三百三十八石

當酉年

七百三十七石

去申年

十一月二十二日||諸白一匁二分、並九分

貞享二年

十二月二日||他所穀物不入來様御目付へ申渡立横目申付押可申旨、

貞享四年

七月十二日||商賣の爲毎年來付候者は格別、之も何時より何時までと日數吟味有之證據を  
取、其外之者疑敷者一夜宿も固く無用一切下知無之者は停止合爲之段申渡、

元祿六年

八月十九日||穀物、雜穀其他所より堅入間敷他所酒、進物酒共無用申渡、

雜穀留之品々覺

一、米、大豆、小豆、大麥、小麥、胡麻、酒進物共、味噌、酒糟、粉糠、菜種子、醬油、

右貞享五辰之格を以て右通留候事

一、新酒直段諸白九步、片白七步

八月二十二日||酒他所より不入上は町中にて精出し御所之用事無滯可申付旨申渡、

元祿六年

九月二十七日||雜穀差留之中菜種一色令用捨御町へ入候様申付輕面々迷惑相聞候付也

元祿十五年

八月十二日||酒造丑年之五分一造可申旨被仰出、

寶永六年

三月二十九日||酒直段上酒一匁一分、地酒九分



六月一日酒直段願出上酒一匁三分、地酒一匁一分

寶永七年

十月二十八日堅新町、横新町、塩座御免之所此度鹽座並五十枚之札銀共相止候間何の町に

ても鹽賣勝手次第申渡、

正徳三年

二月十五日御領内米、雜穀共一切他領へ出申間敷旨郡奉行中へ申渡事、

正徳四年

三月七日町中質屋先年より二十五軒に相定候彌以右之外には質物取申間敷旨申聞候、

十月二十一日米高直付町方及困難義之段相聞付少々にて(此所一字原字不明)に相成候筋に申付

儀依之左之通以書付町奉行水間所左衛門へ申渡、此段は寛文九酉年申付候例有之段日記に

相見候付先規之例を以て申付候事、

當町へ在郷より入來雜穀の義籠に入候分は何程成共勝手次第に候、儀に足候分は、其村々庄屋よりの切手見届番所差通可申候、右の趣は穀物拂底に付難義の段々被申出候故先規の例を以て如件申付候、尤極月限に候間此の旨可申付候 以上

十月二十二日卯來島百俵沖ノ島二百俵他國米の義願之通兩島共に差免候、

但年々勝手次第入候様致度旨此段は難成事に候向後時節を考へ願出次第年々差免にて可有之旨郡奉行へ申聞候事

十一月五日當町へ在郷より商人商買物の代に取歸候籠荷之米三斗九升迄は勝手次第差免候

右之段は米高直に付町方困窮の趣相聞付、御大法有之と雖も時節柄格別の譯を以て申付候、

月限の儀は追て可申聞旨勿論儀に足候分は御定の通可申付旨水間所左衛門へ申聞候事、

享保三年

七月二十二日唐船の抜荷買の儀彌御停止の段從公儀被仰出候事、

十二月十七日公儀より唐物抜荷の者共穿鑿被仰出御家中市郷共吟味申渡事、

享保四年

四月十二日唐物抜荷之儀御領分心得申渡並に旅人宿致候義等申渡委記有之、

十月十二日唐物抜荷之儀猶又市郷へ申聞訴出候は、爲褒美銀二百枚可被下旨申渡事、

享保七年

二月二十八日米直段四十目に及ぶ、

享保八年

八月十五日在浦へ御城下町酒屋より出酒屋可申旨尤出店にては酒造停止候旨等委細申渡候



趣有之米不作につきての事と相見候、

十二月十四日米直段一俵十七匁相場相極候段御役人申出候、

享保十六年

三月十二日他所商人の儀先規の通多入込候様町々番所へ申付候如何様の品持來候て御家中

市中共致商買候共町中より相妨不申様尤滞留致候者は其宿より届出候様唐津物類何方より

積來候船にても勝手次第入候様番所へ申付候旨等町方へ由聞事、

寶曆十年

七月二日袋屋長兵衛鑄鍋商買鑄座願出差許、(八月十七日裁許趣相見る)

文化十一年

正月十日味噌屋中他所大豆三千俵入相願出六月中承届る、

其二 農業に關する舊記抜萃……………(宇和島藩)

風水害等に關しては吉田藩又之れと一致すべし

延寶元年

九月二十五日瘟死牛馬一万六百二十疋 牛 一万四百三十五疋 馬 百八十五疋

全 二年

十月十九日來村、柿原邊、御鷹野出御の節耕作營土民共平伏急退仕候以後不願憚耕作之分  
は可致旨往還之士民無滞相通候様、

九月二十二日煙草本田畑へ不可作事、

天和元年

正月二十三日近來天災打續き不作農民致迷惑候由達御耳未進有之村々へは新古の未進三万

石余一字御赦免且又只今迄無滞村々の儀者天災同前たりと雖畢竟耕作に精入皆濟仕付納來

小役小物成之内三色五ヶ年御赦免被成下候條農業彌無油斷相勤候様可申渡旨申渡、

十一月十七日十四箇村立見引高千五百八拾五俵余、

貞享元年

九月十二日上横村新田三町三段六畝二十八步作米十一石有之由、

十一月六日内藤三之進近家村新田願之通築立、

貞享三年

四月二十七日下相川村、野井川村亡所に付小役小物成千石夫前々通丑年赦免

七月二十二日在々雲蚊と申虫稻に付御祈禱御酒五石被下



貞享四年

五月十二日||次郎丸村亡所付小役小物成三ヶ年赦免、

九月十七日||八日夜より九日晝迄大風雨流田七町計崩家百五十軒餘其他破損有之、

元祿元年

九月十五日||穀物・雜穀、他所酒御領内に入候儀先年之通停止、胡麻、大豆、小豆、大麥、

小麥、味噌、醬油の實、酒のかす、粉糠、他所入向後堅停止酒不人上は市にて精出用事無

滯様可致旨、

元祿二年

七月二十二日||十六日七日洪水畝數百二十六町余家六百十八軒死人三人、

十一月二日||在々六組立見引方俵にして八千三百四十六俵一斗六升九合七勺、

元祿三年

十月十六日||七ヶ村立見御引方五百二十五俵三斗一升余、

元祿五年

十一月二十二日||十七ヶ村立見引方千六百六十俵二斗余、

元祿七年

閏五月二十七日||過る十七日十八日洪水大風破損田二百七十九町五反九畝永荒大豆四千六百石余畑三百三十六町二反八畝餘家馬屋小屋共二百十軒余船六艘其外破損有之、

元祿十三年

八月十三日||七月二十二日三日風雨御物成高一万二千三十石余御損亡江戸へ申遣、

元祿十四年

三月二十日||穀物少難儀に付町中願出他所米五百俵差免、

十月十二日||旱魃水損付末々の者難儀に付四月迄米雜穀一切入御免之段申渡、

元祿十五年

七月二十八日||大風雨付十代官都合痛七千九百五十七石積田合五百四十町八反二畝、内永荒

五十四町三反八畝當荒六十三町九畝水打砂入四百二十三町三反五畝流田百五十六町四反四

畝、但高にして五百十四石積其他破損數記有之、

元祿十五年

閏八月||此間之風雨痛田三千三百八十二町一反八畝二十九步高にして二万流畑四百四十九町二

反二畝高にして千五百井關二千二百四十ヶ所川除千八百二十四ヶ所潰家千九十二軒破損屋四

百九十二家死人二十人男十四人牛四疋馬四疋其他に記有之、



元祿十六年

八月十九日||昨夜大風破損有之在中損田畑一万四千四百三十石家三百六十六軒潰死人三人牛六疋其他破損有之、

寶永四年

八月十九日||大風雨洪水に付御家中潰家二百五十九軒死人女二人田千三百三十三町一反七畝歩高にして一万九千六十一石積流畑百九十四町八畝歩高にして六百七十石積井關、川除井溝、土手築、水門、樋、穀物舟、網、罟、鯉節、筵、鹽、椎皮、繩、竹簀、材木等破損流失等有之十組潰家二千八軒社十三ヶ所、寺四ヶ所、破損家、潰馬屋等有之死人十七人牛二疋馬一疋其他委敷記有之、

十月十二日||本月四日の大地震に付御城内所々御破損夫々委記田五百三町三反二畝歩高七千二百七十三石積家其他數々破損流失死人八人半死二十四人沖ノ島の死人二人御城下家々破損死人二人右夫々委記有之公儀へ御届申遣、

寶永五年

五月十二日||六日強雨田四百十五町五反四畝歩高にして五千八百七十石積其他破損有之死人三人、

正徳三年

十月四日||他領へ穀物一切出申間敷旨當春申達候彌以堅相守候様在中へ可申付旨郡奉行へ申聞事、

正徳五年

六月二十五日||去二十一日風雨洪水田方六千石畑五百石余損亡有之事、

十一月二日||御領中一統農業不精の族有之處も粗相聞不届の事吟味の上稠敷申付候様郡奉行へ申聞事、

享保元年

閏二月七日||野村木駄場緒方與次兵衛造作にて田地に仕成此度差上度旨願に付神妙之所存何も遂相談全事成候節畑高之内三ヶ一無年貢にて與次兵衛へ下し被置候段郡奉行中へ書付を付て申渡候事、

五月十二日||去七日強雨在々損有之

一、田數八百十四町六段六畝歩

高にして一万千七百七十三石

一、流畑百二十九町一段五畝歩



高にして四百四石

一、男女二人流死

享保六年

閏七月十一日去五日洪水破損

一、田畑七千三十九石 一死人三人

全二十三日雨降續き別而十四日五日強雨に付水損

一、田畑八千八百十六石 一死人男女二十一人

一、御城破損も有之

享保七年

七月二日去月二十三日洪水在中御損亡

一、田畑高合一万四千九百十四石

七月二十二日去る九日十日洪水在中御損亡

一、田畑合一万八千五百八十三石

享保九年

十一月十三日當夏旱魃に付御領分御損亡

一、田畑高六万二百石

享保十二年

九月二十七日野邊へ御出の時分處々田作御覽に懸候處草茂り百性共心懸無之様被思召候旨

御意候間作り方修理油斷無之様可被申付旨申聞事

十一月十八日田畑高二万四千石御損亡

享保十三年

八月十二日去る三日夜強風水損

一、田數五百四十九町八反七畝十八步

高にして七千四百十四石

一、畑數七十四町三段五畝步

高にして百六十石

一、男一流死

十一月七日當年中立見引方

米四千二百二十一俵二斗九升六合四勺

六組、御庄、津島、御城下、河原淵、矢野、保内



享保十四年

十一月二十二日||當八月九月兩度の洪水並に作毛虫付御損亡  
田畑四万五千三百十四石

享保十五年

十一月二日||御物成當年引方  
四千六百四拾俵一斗八升

内 九百四十俵三斗三升六合四勺  
三千六百九十九俵二斗四升三合六勺

流田  
立見

享保十六年

六月二十日||當春井川除御普請御入高  
米二千二百二十俵三斗一升余

十一月七日||立見相濟引高書付差出左之通  
都合六千五百六十俵三斗二升九合

内 千六百俵二斗四升六合  
五千四百五十四俵八升三合

流田  
立見

享保十七年

四月十七日||去年兩度の風雨虫付御損亡收納以後御届

田畑一万七千七百八十六石

五月七日||當春井川御普請相濟左之通

夫數十五万五千七百七十三人

千四十四石三斗一升四合二勺九才

此米 但一人に付六合七勺三才宛

俵にして二千六百十俵三斗一升四合二勺九才

七月十日||五月二十六日より閏五月十二日迄の内大風三度洪水損亡御届有之事

田畑合七百三十六町二段六畝十六步

八月十七日||郷中稻虫夥敷生し田方莫大の損亡にて家中への扶持米にも差支之由にて訓示あり

十一月二十七日||郷中御引高左之通り

一、米三万三千百七石三升一合  
内五百三十五石九斗八升三合五勺御受免之處に引殘而三万二千五百七十一石四升七合五勺



内二步三厘二毛

七千五百七十一石一斗五合一勺上納米

七步六厘八毛

二万四千九百九十九石九斗四升二合四勺引方

此乘口二千三百三十九石九斗九升五合一勺

二口儀にして六万七千八百四十九俵三斗三升七合五勺

内三千九百十四俵余

流田引方

六万三千九百三十五俵餘

立見引方

享保二十年

十一月十八日||當四月七月洪水御損亡

一、田畑高一万五千六百十九石

十一月二十二日||立見引方郡奉行差出左之通

都合九千五百七十八俵二斗四合七勺六才

十一月二十九日||當五月、六月、七月、三度之洪水公儀へ御届に付收納に至り御損亡高

一、田畑二万二千二石 御損亡

元文二年

閏十一月十四日||立見流田引高

一万二千七百六十三俵一斗八升余

閏十一月十七日||來春井川御普請前

二千五百俵外に全六十六俵二斗余

元文三年

八月二十七日||去十六日より十八日迄在中水損

一、田三百七十三町九段三畝十二步

一、畑四百五十二町三段二畝十七步

十二月十七日||當八月洪水收納に至り御損亡

田畑高 二万三千十六石

十一月二十四日||立見引高左之通

米一万千七百二十一俵余

千八百三十六俵余

流田

九千八百八十四俵余

立見



十二月二十日||當六月八月洪水御損亡

田畑二万六千三百八十二石

元文五年

十一月三日||立見引高米二万二千八十六俵三升五合乘口共

二千五百九十五俵余

流田

内 一万九千四百九十俵余

立見

十二月二日||洪水虫付御損亡

田畑高三万六千八百五十九石

内 田二万五千石余

畑一万千石余

元文六年 (寛保元年)

十月二十六日||御領分八組立見引方

米九千三百四十三俵二斗八升五合三勺但乘口共

十二月二日||當七月二十二日風雨洪水御損亡

田畑高二万千九百九石

寛保二年

八月二日||七月十日十一日洪水

田二十九町余 畑五十二町余損亡之事

九月七日||去月二十一日二十二日大雨洪水浦在損

一、田二百三十九町七段六畝

一、畑百八十三町五畝步

十月二十七日||立見引高米千九百八十三俵余

内 百四十一俵余

流田引

内 千八百四十二俵余

立見引

延享元年

十一月十日||立見六組五十八ヶ所合引方

千三百六十二俵一斗七升一合八勺

流田引

三千九百四俵一斗九升九勺

立見引

延享二年

六月二十三日||六日七日洪水破損



田五百四十八町一畝

畑七十四町一段三畝

閏十二月三日井川御普請御入目千四百四十四俵余の積の由  
千俵に付御普請御調候様申聞る

延享三年

五月七日去二日洪水

田二十五町余 畑二十一町余 損

十月三日立見引方御庄、津島、御城下、合米千五百八十一俵余

内 四百九十俵余 流田

千九十俵余 立見

延享四年

十一月九日立見引方

米八千四十五俵三升六合二勺

内 千二百五十六俵余 流田

六千七百八十八俵余 立見

十二月二十日十組井川夫食米千七百五十七俵余之處千俵にて相濟候様申付る

寛延三年

四月二十一日去十三日風雨在中損田百十町九段四畝十四步 右高六百十六石

七月二十日當月九日より十一日迄風雨洪水

田三百七十六町一段二十步

畑三十三町一段

高合五千八百八十五石

十一月十二日立見引方

米一万三千三百六十一俵二斗余

十二月二十三日來春井川御普請三千百七十五俵余と申出千五百俵可相渡旨申聞る

寶曆元年

七月五日先月十八日全二十日風雨在浦破損

田五百九十五町一段四畝

畑八百十三町七段

十二月十四日井川夫食米來年五百俵可相渡旨申聞追而又五百俵相渡



寶曆三年

六月七日||園粃一万石に付粃千俵宛園置候様公儀より被仰出

六月二十八日||去十八日十九日風雨在中損 田三百六十八町八畝二十步 畑百七十五町五段

寶曆四年

四月二日||公儀より園粃去年置粃の外に一万石に付粃千俵園置候様公儀より被仰出

九月十八日||先月兩度の御庄、津島、洪水 田四百五十九町余 畑十町余 石高七千九百石余

寶曆十二年

七月二日||先月二十五日六日風雨損並旱損 田千八百九十一町余 畑二千十七町余

七月二十七日||去十五日六日風雨在中損二十二日宇和方損田二百六十三町余 畑八百三十一

町余

寶曆十三年

四月二十七日||御庄牛馬商賣地他共願札十一枚組中より運上銀百十匁差上願濟

明和四年

十月十七日||作方虫付御損亡

田畑二万三百十石

十一月二日||立見引方三千五百八十三俵余

明和六年

三月七日||棕<sup>〇</sup>榕<sup>〇</sup>百姓一人に付百本づ、植付候様申付る

十一月十二日||下村、大浦立見引方二百二十五俵余

十一月十七日||山畑檢地相濟物成大豆三百八十九石余之迄の高に二石七斗余増す

十二月十七日||大塚六郎左衛門稻<sup>〇</sup>虫<sup>〇</sup>防<sup>〇</sup>方<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>義<sup>〇</sup>他<sup>〇</sup>國<sup>〇</sup>にて<sup>〇</sup>承<sup>〇</sup>り<sup>〇</sup>油<sup>〇</sup>を<sup>〇</sup>用<sup>〇</sup>ひ<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>功<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>御<sup>〇</sup>褒<sup>〇</sup>美<sup>〇</sup>銀<sup>〇</sup>二<sup>〇</sup>枚<sup>〇</sup>被<sup>〇</sup>下。

明和七年

九月五日||旱損左之通

田三千四百六十三町八段

畑五千九百九十一町六段

明和七年

十二月二十七日||當年田畑御損亡

六万三千百二十一石

明和八年



十月二日||旱捐田畑御損四万二千二百四十三石

十月二十五日||當年郷中見立免を以て御用捨被仰付引方六千三百五俵三斗余

安永二年

六月九日||去月二十三日四日洪水破損田九百三十七町四段余 畑七百三十四町一段

六月十三日||去月二十三日四日洪水御損亡田畑二万三千三百二十五石

七月二十七日||當年見立永長村清澤村加茂村右御引方千二百俵程

安永七年

閏七月二日||去月十日十一日風雨浦洪水破損

田四百五町余 畑二百五十七町余

全月十七日||先月十日十一日洪水御損亡田畑二万四百五十九石

天明二年

三月十七日||都築與左衛門祖父唐櫨植付近々相増し一方の御國産にも相成一段の事丁度御領中の櫨且晒蠟青蠟世話人に申付右仕成方運上歩一賣買心得等の儀夫々委敷被仰出

七月二十二日||五月四日風雨御城下組矢野、保内組損田六反余 畑八百四十町四段余

九月一日||七月十七日全二十二日洪水損田七百四十四町余 畑三百六十四町余 男女二人

流死

九月二十日||八月二十日洪水損田千四百六町余 畑二千八百六十一町余

九月二十七日||度々洪水御損亡田畑三万八千五百二十一石

十一月二十七日||唐櫨植付方等山方加役に被仰付

天明四年

一月二十七日||去年田畑御損亡高四万三千八百九十六石余

十二月二日||五月六月洪水田畑御損亡高一万四千七十二石六斗

天明六年

九月十五日||八月二日全二十九日、九月六日洪水に田五百九十九町余 畑三百三十九町余破

損候由

十一月十八日||當秋度々洪水田畑御損亡五万八千五百四十三石八斗三升

天明七年

一月七日||去八月二日二十九日九月六日洪水御收納に至り御損亡田畑五万八千五百四十三石

八斗三升

五月九日||三月二十一日洪水田二十三町余 畑三丁余破損 四月二十五日田八百七十九町余



畑三百六十四町余

九月一日||八月十六日洪水御損亡田畑一万二千八百七十三石四斗 男二人流死

天明八年

三月六日||去年御損亡田畑三万七千四百四十九石二斗九升五合江戸御届有之由

寛政三年

九月二日||五月十八日洪水田六百六十三町餘 畑百十六町餘破損 男女二人流死

寛政四年

一月十六日||去年田畑三万八千三百五十三石御損亡

九月二十一日||六月二十六日洪水田五百二十町餘 畑百八十三町餘破損 男二人流死

九月二十二日||去八月風雨田千五百三十四町餘 畑千六百七十町餘破損

十一月十六日||七月二十六日洪水田畑一万五千四百九十九石餘 九月八日全二万六千五百四

十二石餘御損亡

寛政七年

九月十五日||藤江浦川端新田土手外富包へ相掛新田新畑二町餘開願濟

九月十六日||先月十六日洪水田八百五十一町餘 畑二百四十六町餘 流死男一人

寛政八年

二月二十三日||去八月十一日洪水田畑二万五千七石三斗御損亡之段御届有之旨吉田へ申遣

寛政九年

八月二十七日||當月十二日三日洪水田畑六千五百二十石餘損

九月十二日||八月十三日洪水六百九十町餘破損

寛政十一年

八月二十四日||田畑高四万三千五百一十一石七斗旱損

十二月八日||御下免御引方一万七千三百九十八俵一斗餘在村六十九箇所

全月二十四日||旱損田畑五万二千二百十四石四升

寛政十二年

五月七日||蠶を飼ひ糸を取絹を織出儀は女職の第一に候處御國にては不手馴事故前々より不  
繁昌候へ共本業に不障候はゞ世話有度旨郡奉行へ申聞候趣有之

享和元年

十月二日||八月十九日洪水田四百二十七町餘 畑二十九町餘

十月二十七日||八月六日洪水御損亡田畑三万四千五百八十八石



享和三年

十月二日||五月洪水御損亡出畑一万七千四百三十三石

十二月四日||早損四万八千五百五十五斗

文化元年

八月十日||五月より七月迄早損田千六百三十町六段餘 畑四千二百六十四町二段餘

九月十五日||七月二十六日八月二十九日洪水破損田畑二千七百町餘家屋千八百軒餘

十二月七日||當四月五月七月八月洪水田畑七万三千二百二十九石損亡

文化四年

十月二十四日||風雨損四万四千八百九十一石二斗

文化六年

十二月二十五日||田原七左衛門兼て申出候桑試植付九島邊御簀邊へ千本植付

文化七年

二月七日||去年早損届出二万三千六百五十一斗

文化八年

二月二十二日||櫛植心付出手次郎大夫へ山三箇所被渡

四月七日||新田或は川土手等へ櫛植付可被仰付旨

文政七年

八月十七日||郷中茶種作高七百二十七石五斗二升八合

第三 雜 件

(宇和島藩)

第一||先に第二に於て代官の下に下代同心ありて組を支配し來りたることを叙したり、嘗て領内津島組の代官たりし人の覺書中左の一節を見る、所謂同心なる者の心得を知ることを得べし。

○手附同心心得之事

一、手附の儀は元來從上吟味の上被仰付候義に無之候得共人品等罷々致吟味召抱候様兼々役頭より御沙汰有之候得ば諸事貞實に相心得可申上候御用筋相勤候事故平日禮儀正しく御威光相失不申様相心得可申事

一、平日組内農業精不精並に小内迄も諸事善惡見聞の義專一の事

一、烏乱体の者徘徊致し候節可致吟味且四國邊路体横行致し候はゞ早々順道相通候様可申付事

一、御物成取立の節收納改として村々相廻り取立方日割の通見聞致すべき事



一、病死邊路立會相改候節重々念入可致吟味何等異變の義有之候はば其旨申出相違無之候は  
と取埋可申付事

一、諸役所之義猥に他向に相咄申間敷神文の義と相心得可申事

一、御用向取次の節間違忘却等無之様入念可申事

一、御用につき出張の節過酒決て致間敷庄屋役人中夫々相應の會釋向威儀正敷猥成義無之様  
相心得可申事

但當時無酒の事故過酒の義は不及申間酒一切不相成と申間可然事

右之條々堅く相守可申事

○右によりて手附任命の手續も想像し得らる可く又日常組内警戒上の注意の一端を窺ひ知る事  
を得、且平常役所の秘密に對し如何に細心留意せしかをも推測せらるべく、邊路等に對する  
所置振も想像するに難からず、尙別の項に於て  
病死邊路のありたる場合に於ては邊路なりや否やを確むること及病氣に罹れる邊路に對して  
は凡十四五日間養生せしめ尙全癒せざる時は本人の望によりて往來手形を與へて村送りとす  
ることを定められたる旨記載せられたり、之も亦参考とすべし、

右は文化、文政、天保、弘化、嘉永頃に通して行はれたるものゝ如し、其他何れの年代範圍に

迄行はれたるかは不明なり、

第二||横目なるものありて庄屋等の曲直を監査し云々と記したること先に第二に於てしたり、

全覺書に左の一節あり、

○村浦見聞筋横目へ相尋可申事

内密に見聞致し度儀は横目を呼出し相尋可申何等如何の見聞有之候はと至て未發の事たりと  
も極内々にて奉行衆へ相達置可申自然役手より不申内郷目付其他より被致承知後手に相成候  
ては不都合の事

第三||代官巡回に關する事

御城下村浦巡回の義は一ヶ年に三回度と有之候事

此時歸宅の上は何の異變も無隨分御靜諭の趣時々体(大?)躰の義農事一同出精の様子共相應  
相達候事、前以何日より何日迄可仕巡在との届に不及(以上時代は第一と同じ)

第四||以下農工商獎勵に關するものと見らるゝものを時代順に記載し併せて諸職業に關する雜  
件を録して参考に資せんとす關係の時代は各項の中に記し置くこととせり、

享保二年(村年の時)十一月農業の餘暇に於て相當の業務を執るべきを諭す  
享保拾四年(全)六月農事出精のものを調査せしことあるも獎勵の事分明ならず



全年九月―領主通行の際農商漁事を止むるに及ばず、若し妨となることあらば伴のものより指揮に及ぶ可き旨を達せり、當時藩主の威望旺盛を極めたるの時此の如き令を出し以て職業の一時一刻も忽諸に附す可からざる事を示したるの意貴しと云ふべし、是亦村年の治世中に屬せる事なり

延享二年(村候の時) 拾二月―流田調査の時々詮義の上修繕の整ふ可き分に限り一旦引揚げ修理を加へ農事出精のものへ其田地を下賜すべき旨を達せり

寶曆四年(全上) 二月―淺井市十郎なる者八幡濱に新田を開作したるの功を嘉し米百五拾俵を附與したり

寛政拾年(村壽の時)―戸島浦の内嘉島浦七藏、銀藏の二人罪あり所替を命じたるが捕魚の術に巧妙なるより特に赦して歸村せしめ村外禁足を命じたる事あり

弘化二年(宗城の時) 五月―令して前年大漁に際し干鯔千俵以上を收獲せし網へ酒若干を與へたり(當時の網數六百餘此内賞を受けたるもの三十六帖とか)

嘉永元年(全上) 七月―人參栽培方に係り懇々世話したる段奇特なりとて津島組庄屋共若干名を賞與せり、同三年四月及之より先弘化五年にも同様人參栽植に關する賞與を行ひたり、安政四年十一月農事出精のもの及孝心の者若干名を賞せり、

万延元年(宗徳の時) 人參栽培差配向行届きたるを以て藩士若松惣兵衛を賞したること先きに記したる所の如し、

慶應二年(全上) 仙貨居士の末裔なる七兵衛と云ふものを庄屋格取扱として祖先産業上の功勞を追賞するの意を示したること亦前に記したる所の如し、

第五―御作事に關する事

何時頃より始まりしものか今之を詳にすること能はざるも、從來藩用に供せんが爲に作事方なる役所の設ありて、諸の職工を監督備役せしが、尙領内諸般の工業者に至りても悉く此の役所に於て統轄せしめたり、其取締法たる同業者を連結し中に就きて頭々を設け常々之を支配するの法なりしが、よく其規約を遵守し且工事に従ふこと頗る懇篤なりしと云ふ、今齋藤氏保存の代官覺書中より此の御作事方に關係ありと見らるゝ數件を裁録せんに

(一) 諸職人願の事並差紙認方の事

一 諸職人願出候節は役方限承届候上役銀元差紙相認郡奉行衆奥判申受小物成方へ差出尤職方相止候節も仕成向同斷の事

但職人願出候節其者師匠等有之職方不差支者の趣認無之候はゞ其義能々致吟味承届可申事尤樽屋鍛冶には札無之に付役方より左の通仙貨紙に相認相渡事



一銀五匁三分

何 村 何 某

右の者此度樽屋職願出承届候様當何年分より役銀取立可被相調候也

年号 月 日

名 大 判

何村庄屋何某殿

弘化二年六月の條に「樽屋職のものは迄仙貨紙に相認候札相渡來候處願出の趣も有之につき此度木札に引替相渡尤追て新に願出候者も同様木札相渡す其他前の通」とあり一紺屋職之迄無札の處天保五甲午年二月改革有之小頭の者上中下相分願出候得共役方にて聞届御郡所へ差紙差出職札被相渡候事

○一職人差紙認様

何 村 何 某

一役銀何匁

右の者家督少きに付作間渡世に何職致度段願出候につき承届當何年より役銀取立可致上納候以上、

年號 月 日

御 代 官 印

小物成奉行宛

(此奥書郡所にて致し候につき累紙にて差出候事)

前書之通令承知候條當何年分役銀より取立御勘定可被仕候也

兩 奉 行 印 判

右の通調判致候處小物成方へ差出す大工木挽奥判は別御作事へ指紙左之通

何 村 何 某

一上、中、下札

右の者此度何職致し度段願出候につき御札御渡被遣度候 以上

御 代 官 印

年號 月 日

御作事奉行宛

何 村 何 某

一同 札

右の者此度何職相止度段願出候につき御札致返納候 以上

御 代 官 印

御作事奉行宛

○紺屋差紙の事

高 田 村 〇 〇 〇

一役銀拾匁六分

右の者高田村紺屋〇〇〇弟子に有之處此度紺屋職追々道付候様相成候に付當年より中



札取に被成下度旨下畑地村小頭取又治郎より取方へ申出候段願出候につき承届未年分より役銀取立相納可申候 以上

未九月

志賀治左衛門 印

後藤友右衛門殿

○左官職札銀の事(天保拾三年寅九月)

- 一左官上札 役銀四匁三分
- 一左官上の中札 役銀三匁五分
- 一左官中札 役銀三匁
- 一左官下札 役銀二匁五分
- 一左官下の中札 役銀二匁

○前二項の記載する所及他の記録に據りて按ずるに各職工の業の巧拙品行の善惡並に練磨の經歷等を考較して各差等を立てて上中下の三とし更に之を各三等に分ち通じて九階級となし各其れに相當の職札を附與し日雇賃錢の如きも其職札の等級に應じて制定せられ且此の職札は職人をして常に携帯せしめしが如し、故に一方に於ては職人相互に對する獎勵の方法となり一方に於ては職人を雇入るゝ者をして至大なる安心を得し

めたるものゝ如し、

○商札の事共(天保拾四年八月)

去秋商下札引上に相成候につき市立祭り其外販の節計、煮賣或は飴菓子類商候者へは商札の外一日宛の免許札一組へ拾五枚宛被渡候につき吟味の上極々難澁の者へは時々渡遣可申右免許札一日に付冥加錢として二錢宛庄屋手元へ取立置一ヶ年分取束差帯別帯にして差出候様申聞

商札銀取立御郡所宛に差帯相認引受御役人へ可差出事  
但五ヶ年目に札改有之尤御郡所より申し來る事



## 第六章 教育

### 第一節 総説

(伊豫各藩に於ける教育概観)  
愛媛縣教育史稿に據る

元和元年、徳川氏大阪に克てより茲に始めて文教を採用して平和に資せんとし、首として令を下して曰く、武士は文武を兼修すべしと、爾後士人を戒飾するの令は之を以て首文とするの例となれり。

後寛永六年、家光が定めし武家法度に、武家は文を左にし武を右にす云々。寛文二年家綱の頒ちたる法令にも、其第一條に、常に文道武藝を心掛くべき云々と云へるは、蓋此に基けるなり。

當時戦乱久しく相踵ぎて武人は兵馬倥傯の中に生涯を送り、文學は纔に緇徒の手に保存せらるゝのみ。武人の多くは、其主の爲めに武功を建て、若し利あらざるときは主の馬前に討死するを本分とし、古來「鎌倉」の一語は、常に其腦底に印して忘れざる所なり、故に其敢爲の氣象は粗暴に流れ易く、動もすれば脾肉の歎を生じて、平時に亂を思ふものなしとせず、徳川氏漸く天下を統一して、平和を希ふの急なるより、茲に文教を敷て士氣を柔けんせしは亦止むを

得ざるの政策なりしならん。文物隆盛なる今日より溯て當時を回顧すれば或は蒙昧無教育時代なりしとの觀なきに非ざるも。士道の教育に於ては決して忽にせしには非ず、幼時寺子屋の習學は簡短に過ることも、敢て士の身を立つるに妨ありしに非ず、而して武藝は、國防の爲にも、自衛の爲にも最も急要にして、年少の時より弓馬刀槍の術を學ばしめ、兼て精神の修養に資し、之を潤飾するに武家の禮法故實を以てし、勤仕に於ても、交遊に於ても、家庭に於ても、君臣父子朋友交互に切磋して廉耻を勵まし、精神を磨き、士の本分を竭すを以て最上の目的とせり。故に斯る直截簡逕なる教育を受けたる武士は、却て煩縟なる儒者の教には屬壓せざりしや知るべきなり。

且當時書簡に乏しく、慶長元和の間は、概ね謄寫に依らざれば得べからざりしなり。家康夙に書籍を印刷する事に努め、民間に於ても、學者往々船齋の漢籍に訓點を施して出版せしものありしも、亦僅々の數にして、交通不便なる伊豫地方には、容易に輸入せざりしなれば、士人の讀書は、兵書の外は甚稀なりしならん。

寛永拾三年、土佐の野中止山其僚友小倉三省の江戸に出づるに托して書を購はしむ。三省江戸に至り、始めて儒學あるを聞き、中庸を得て之を贈れり、後、大學論語も漸次輸入せりと云ふ、又中江藤樹の大洲にあるや、寛永年間京都より僧の來りて論語を講ずるものありしも、



士人之を卑しみて聴くものなし、藤樹獨り往きて之に學びしも、其僧業を卒へずして歸りたれば、藤樹は漸くにして舶來の四書大全を購ひ、之を學ばんとするに、又其僧業に凌辱せられん事を恐れ、晝は衆と共に武藝を學び、夜に入りて竊に之を讀みたりき、亦以て當時の狀況を見るべきなり、寛永正徳の交、都下には始めて書籍賣買の事行はれしも、地方には万治寛文に至りて猶書を得るに苦しみたりと云ふ、

此時に當り、松山には加藤嘉明ありしが寛永三年會津に移封せられ、蒲生忠知封に就く、二十尋で封除かれ、全十三年松平定行桑名より移れり。十五宇和島には伊達秀宗拾万石を領し、明曆三年其子宗純に三万石を割て吉田に治せしむ。大州には加藤貞泰封せられ、六万石を領せしが、元和九年其子直泰を新谷に置きて別に治せしむ。今治には寛永拾三年、松平定房松山定房の弟長島より移封せられ、西條は寛永拾年を以て一柳直盛移封せらる。尋で其子直頼に一万石を割て小松に居らしめたり。而して直盛の子直興紀伊頼宣の子あり。寛文五年封を除かれ、松平頼純西條三万石に封せらる。於是伊豫の分封始めて定まる。

此六十年間に於ては諸候大夫は或は書を読み治道に資せしものありしならんも、以下の諸士は重に武道に依りて教育せられたるは前記の如くなるべし。左れば此間を精神教育時代と云ふも不可なきなり。當時藤原惺窩林道春首として朱子學を江戸に唱へ、松永退年尺五堂を京都に

創し、中江藤樹陽明學を近江に開き、山崎闇齋敬義學を説きしも、未だ其説の當國內に行はれし痕跡を見ず、万治元年山崎闇齋江戸に遊びて加藤氏大洲侯に客たりし事あり、寛文四年、松山侯定長、儒者長谷川正庵を延て大學を講せしめたることあれ共、未だ儒を以て士民に學ばしむるの意に非ず、且皆實踐躬行を説くものにして、畢竟、彼の精神教育に外ならざりしなり、唯讀書としては小幡勘兵衛の兵學行はれしもの、如し、

民間に在りては戦乱の餘、徭役賦歛に疲れ、逋逃相踵ぎ田野荒廢して纔に糟糠にだも飽かざる情態なれば子弟を教育するの餘地は固より非ざるべく其豪族村吏の類と雖も、寺子屋に就きて筆禮を學ぶに過ぎざるべし、殊に農工商は民と稱し人を以て視ざるの慣習なれば徭役收歛に便なるの爲法令を以て檢束するの外、教育指導する如きは非ざりしなり、寛文十八年備前光政の花鳥教場を興せしを幕府の有司は之を嫌忌して、「公自ら學をなすは可なり。下民をして學ばしむること勿れ」と云ひしも亦以て幕政の方針を見るべきなり。但農藝百工の技を學ぶは其家に備作して之を傳へたりしものならん。天和元年、徳川綱吉將軍となるに及び鋭意文教を修め、自ら經を講ず、諸侯風を承け、争て儒者を聘し講義を聴く、松山侯定直、大高阪季明、大山爲起を聘して神學儒書を講せしめ、今治侯定房、江島爲信と經書兵學を講じたるも此時代に屬す。當時の士、儒家倫理の説を聴て自ら戒飾し、其格言を實踐躬行して士道に裨補せんとするもの